

平成 29 年度
個人住民税検討会報告書

平成30年3月

総務省自治税務局市町村税課

個人住民税検討会委員名簿（敬称略・五十音順）

いわ 岩	た 田	こう 孝	いち 一	日本電気株式会社NEC番号事業推進本部 兼 公共ソリューション事業部マネージャー
お 小	がさ 笠	わら 原	とおる 徹	地方税電子化協議会システム部長
おの 斧	だ 田	なお 直	き 樹	久喜市財政部市民税課長
こう 神	やま 山	ひろ 弘	ゆき 行	一橋大学大学院法学研究科准教授
たか 高	はし 橋	くに 邦	お 夫	豊島区区民部税務課長
たけ 武	だ 田	けん 健	ぞう 三	株式会社大崎コンピュータエンジニアリング代表取締役
はやし 林		ひろ 宏	あき 昭	関西大学経済学部教授 (座 長)
はら 原	だ 田	ひろ 大	き 樹	京都大学大学院法学研究科教授
ふち 淵		けい 圭	ご 吾	神戸大学大学院法学研究科教授
むろ 室		ゆう 雄	じ 司	横浜市財政局主税部税務課長

検討経過

平成29年10月 5日 第1回

- ・個人住民税を巡る最近の動向
- ・個人住民税の現年課税化
- ・特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化

平成29年11月 7日 第2回

- ・特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化[※]
- ・特別徴収の推進[※]

平成30年 1月30日 第3回

- ・個人住民税の現年課税化[※]
- ・特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化[※]
- ・特別徴収の推進[※]

平成30年 3月 8日 第4回

- ・平成29年度個人住民税検討会報告書案について

※ 委員からの発表があったもの

目 次

第1	個人住民税の現年課税化についての検討	1
1	個人住民税の現年課税化の意義とこれまでの議論	3
2	現年課税化と特別徴収義務者における事務負担 について	12
3	今後の課題	19
第2	特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化	21
1	特別徴収税額通知の電子化に係るこれまでの議論	23
2	本年度の個人住民税検討会における議論	24
第3	特別徴収の推進	31
1	特別徴収制度	33
2	地方団体の取組等	33
3	特別徴収の徹底（普通徴収の認定等）に係る論点	36
4	統一に向けた方向性	39
5	まとめ	41
(参考)		
第1	個人住民税の現年課税化に関する資料	43
第2	特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化 に関する資料	73
第3	特別徴収の推進に関する資料	97

第1 個人住民税の現年課税化 についての検討

第1 個人住民税の現年課税化についての検討

1 個人住民税の現年課税化の意義とこれまでの議論

(1) 個人住民税の現年課税化の意義

個人所得課税において、給与等の課税に関しては、所得税（国税）は、所得の発生した年に課税・納税が行われるいわゆる「現年課税」であるのに対し、個人住民税（地方税）は前年の所得を基準として翌年度に課税する「翌年度課税」となっている。

この個人住民税の翌年度課税の仕組みは、課税団体を明確化しつつ、納税義務者や企業、地方団体の事務負担に配慮したものであるが、定年退職等により前年に比べて収入が大きく減少した者にとっては負担感が重くなるなどの課題が指摘されてきたところである。

近年、雇用の流動化や企業における成果主義の賃金導入等により、毎年一定額の賃金上昇を前提とする終身雇用・年功型賃金体系が崩れつつあり、各年の収入・所得は変動が生じやすくなっている。

また、パート・アルバイト・契約社員等の非正規雇用者が増えてきている。これらの非正規雇用は企業の経営状況に左右されやすく、収入・所得が必ずしも安定していない。

さらに、外国人労働者の増加に伴い、賦課期日である1月1日前に帰国する外国人労働者の所得に対して課税できないといった課題が指摘されている。

このような働き方の多様化等を背景として、翌年度課税に係る課題への対応の必要性が高まってきている。また、「官民データ活用推進基本法」（平成28年12月14日法律第103号）が成立し、今後は、あらゆる行政手続を電子的に行うことが原則とされており、税務手続きについても一層の電子化を進めていくことが求められている。こうした税務手続きの電子化は、個人住民税の現年課税化に係る課題解決にも資するものと考えられる。

なお、本検討会において、「現年課税」とは「ある所得発生年分の税負担について、時間的間隔を置かず、その年分の所得を基に決定すること」という意味で使用することとする。このほか、地方税においては、「地方税の徴収について便宜を有する者にこれを徴収させ、且つ、その徴収すべき税金を

納入させること」を「特別徴収」と定義している（地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第9号）ところであるが、個人住民税に現年課税を導入し、源泉徴収を行うことについては、現行の特別徴収と区別するため、「源泉徴収」という用語を用いることとする。ただし、源泉徴収を行う義務を負う者は、特別徴収を行う義務を負う者と同一であることから、引き続き「特別徴収義務者」という用語を用いることとする。

（2）これまでの経緯

個人住民税の現年課税化については、「長期税制のあり方についての答申」（昭和43年7月政府税制調査会）において「住民税は、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税のたてまえをとっている。所得発生の時点と税の徴収の時点との間の時間的間隔をできるだけ少なくすることにより、所得の発生に応じた税負担を求めることとするためには現年所得課税とすることが望ましいと考えられるので、この方法を採用する場合における源泉徴収義務者の徴収事務、給与所得以外の者に係る申告手続等の諸問題について、引き続き検討することが適当である。」とされている。

近年においても、政府税制調査会が平成17年6月にまとめた「個人所得課税に関する論点整理」の中で、「個人住民税は、納税の事務負担に配慮して、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税の仕組みを採っているが、本来、所得課税においては、所得発生時点と税負担時点をできるだけ近づけることが望ましい。近年の、IT化の進展、雇用形態の多様化等、社会経済情勢の変化を踏まえ、納税者等の事務負担に留意しつつ、現年課税の可能性について検討すべきである。」とされている。

なお、平成24年8月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」（以下「税制抜本改革法」という。）においては、「個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。」（第7条第2号ニ（3））とされ、引き続き検討を行うべき課題として位置づけられている。

個人住民税の現年課税化については、これまで関係団体から様々な意見が寄せられている。

東京地方税理士会（神奈川県と山梨県の税理士会）からは、「平成27年

度税制改正に関する意見書（平成26年3月）」の中で、「源泉徴収・年末調整を行う必要があることから、給与の支払者の事務負担が増大するという問題や、現年課税への経過年度の取扱いに検討の余地はあるが、将来の現年課税制度導入のための具体的検討を進めることが望ましい。」という意見が寄せられている。また、日本商工会議所からは、「平成30年度税制改正に関する意見（平成29年9月20日）」の中で、「個人住民税の現年課税化が検討されているが、事業者に対し、所得税に加え、個人住民税についても、源泉徴収事務や年末調整事務を課すことが必要となる。現状以上の納税事務負担の増加を強いる個人住民税の現年課税化には反対である。」といった意見が、さらに、全国町村会からは、「平成27年度政府予算編成及び施策に関する要望（平成26年7月3日）」の中で、「個人住民税の現年課税化については、町村や事業主の事務負担が増加することなどから、慎重に検討すること。」といった意見が寄せられている。

（3）個人住民税の現年課税化に係る論点

上述のとおり、個人住民税の現年課税化については従来から議論されてきている問題であり、本検討会においても、これまで継続的に個人住民税の現年課税化の導入について、議論を行ってきた。

その際、現年課税化は税の徴収という極めて実務的な問題であることから、個人住民税の現年課税化を行うとした場合に考えられる具体的な方式案（①所得税方式、②市町村精算方式）に基づいて実際に個人住民税の現年課税を行った場合を想定して、それぞれ実務上発生するとみられる負担とその対応策について検討を行ってきた。

（3）－1 個人住民税の現年課税化に係る課題

これまでの本検討会において議論されてきた個人住民税の現年課税化に係る課題（所得税方式の場合）は、以下のとおりである。

【特別徴収義務者の事務負担】

① 従業員等の1月1日現在の住所地の把握

- ・ 現在、住民基本台帳や給与支払報告書の住所情報等を基に市区町村が行っている課税団体の確定について、特別徴収義務者が全従業員の1月1日現在の住所地を確認し、課税団体を確定する必要が生じるが、正確に住

所地を把握することは、特別徴収義務者に大きな負担となるのではないか。(仮に、現行の「扶養控除等(異動)申告書」に記載された住所情報を活用するとしても、そこに記載された住所が課税団体となるべき団体か特別徴収義務者において確認することは困難であり、また、新たに1月1日現在の住所が記載された申告書の提出を義務付け、住民票等の添付を求めることとすると、納税義務者の負担となる。)

- ・ 年の途中で雇用された者(新入社員、アルバイト・パート等)については、1月1日現在の住所を把握することが必要であるが、どこまで正確に把握することができるのか。
- ・ 特に、雇用者の出入りが多い業種(小売業、飲食業、サービス業等の短期間のパート・アルバイトが多い職種、短期間のイベントや工事等で大人数を雇う必要がある業種等)にとって、大きな負担となるのではないか。

② 個人住民税の税額の計算・年末調整

- ・ 全従業員について、毎月の給与額に応じた税額を計算し、1月1日現在の各従業員の住所地市区町村に納付する事務が生じるが、特別徴収義務者に大きな負担となるのではないか。
- ・ 年末には、各従業員の人的控除申告等を整理し、地方団体により異なる税率等で税額計算したのち、追徴・還付を行う年末調整事務が生じるが、特別徴収義務者に大きな負担となるのではないか。
- ・ 特に、中小企業については、経理事務の人員が少ないところも多く、また、会計ソフトなどITを活用する環境が十分でないところもあることから、これらの事務への対応は可能か。

③ その他

- ・ 所得情報を各種社会保障制度等で活用するため、市区町村において、各種課税資料を名寄せし、所得を計算することは引き続き必要であり、現年課税化する場合でも、給与支払報告書の提出は必要であり、この面での特別徴収義務者の事務負担の軽減は難しいのではないか。

【納税義務者の事務負担】

- ・ 現年課税化した場合、課税方式が所得税と同様申告納税方式となると考えられることから、給与所得者においても、所得税の確定申告を行う者

(給与所得以外の所得のある者、医療費控除や寄附金税額控除等のある者及び年末調整ができない短期間雇用の従業員等)は、前年1月1日現在の住所地市区町村に対して、地方団体で異なる税率や住民税独自の項目を反映させた住民税の確定申告が必要となり、納税義務者に大きな負担となるのではないか。

- ・ 自営業者等についても、同様に前年1月1日現在の住所地市区町村に対して、確定申告が必要となり、納税義務者に大きな負担となるのではないか。
- ・ 特に転居した場合、転居前の前年1月1日現在の住所地市区町村に対して申告する必要があるが、正しく申告されるか。

【市区町村の事務負担】

- ・ 確定申告により、市区町村から住民への還付事務が多く発生することとなり、市区町村の事務が煩雑となるのではないか。
- ・ 所得情報を各種社会保障制度等で活用するため、市区町村において、各種課税資料を名寄せし、所得を計算することは引き続き必要であり、現年課税化する場合でも、市区町村の事務(システム経費等を含む)の大幅な削減は難しいのではないか。

【切替年度の税負担】

- ・ 現年課税への切替時に、2年分の課税が発生するため、その税負担をどう考えるか。
- ・ 仮に、2年分の課税を行わない場合、所得の発生時期を調整することが可能な所得(例:有価証券、不動産)について、駆け込み需要や反動減が生じ、経済活動に大きな影響を与えるのではないか。
- ・ 現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ、世代間の不公平が生じるのではないか。

(3) - 2 これまでの議論

上記の課題について、IT化の進展やマイナンバー制度の導入等を踏まえ、特別徴収義務者をはじめとする各主体に係る事務負担を軽減することができないか等について、議論が重ねられてきた。これまでの議論を整理すると以下のとおりである。

【特別徴収義務者の事務負担】

① 従業員の1月1日現在の住所地の把握

- ・ 特別徴収義務者は従業員の住所地の把握について最善を尽くし、なお生じる課税団体誤りによる誤納付については、市区町村間でやりとりする仕組みとすれば良いのではないか。
- ・ 現行では、賦課期日の1月1日と給与支払報告書の提出期限の1月31日が近接しているが、現年課税化した場合、転居等により、賦課期日現在の住所地と税額納入時の住所地が異なるケースが生じやすく、課税団体誤りによる誤納付が多発するおそれがある。誤納付が多発すれば、各市区町村に納付する税額が同じであったとしても、その是正のため、特別徴収義務者、納税義務者や市区町村の事務負担が増えるのではないか。
- ・ 住所地によって税率等が異なる場合があるため、特別徴収義務者が住民票等の提出を求めしっかり確認をするか、市区町村が確認して、課税団体誤りを是正する必要があるが、いずれの場合でも手間がかかるのではないか。
- ・ 市区町村において誤納付を是正できるようにするためには、毎月の税額の納入を個人単位にする必要がある（現行の所得税においては、個人別の明細はない）。

<上記の議論を踏まえた留意点>

- ・ 従業員の住所地把握については、特に雇用者の出入りが多い業種にとって、大きな負担となるのではないか。特別徴収義務者が毎年、1月1日現在の住所地把握のため、住民票等の提出を求めることについて、理解を得られるか。
- ・ 毎月の税額の納入を個人単位にする場合、特別徴収義務者において対応が可能か。
- ・ 特別徴収義務者が行った誤納付を地方団体間で是正することは、次のような課題がある。

ア 「申告納付」方式における税務手続きとして、納税義務者や特別徴収義務者が関与することなく、地方団体間のみで是正することが、法制的に許容されるか。

イ 誤納付について、地方団体間で是正するとしても、確定申告や所得証明書の申請を行うために、少なくとも納税義務者本人に対し、課税団体

の告知を行う仕組みが必要となるのではないか。

ウ 年末調整後に納付先団体の誤りが判明し、当該団体の税率が異なる場合は、地方団体間のやりとりだけで完結できず、特別徴収義務者との間で、追徴・還付のやりとりを行う必要が生じることとなり、特別徴収義務者と市区町村双方の事務に混乱が生じるのではないか。

- ・ 個人住民税においても、報酬や原稿料等の支払い時に、税額を源泉徴収し、報酬等を受ける者の1月1日現在の住所地市区町村に納入することが想定される。更に、その場合、報酬等の支払いを行う者は、報酬等を受ける者の1月1日現在の住所地市区町村に対し、個人住民税の支払調書を提出する必要がある、特別徴収義務者の事務負担が増えるのではないか。

② 個人住民税の税額の計算・年末調整

- ・ 毎月の税額計算や年末調整について、地方団体で異なる税率等を反映して税額を計算するシステム等を利用すれば、特別徴収義務者の事務負担の増加は、ある程度軽減できるのではないか。
- ・ クラウド型の安価な給与計算ソフトの利用が伸びてきており、中小企業における普及が期待されるのではないか。
- ・ パソコンを利用せず手計算で年末調整等を行っている事業者への対応は課題として残るのではないか。

<上記の議論を踏まえた留意点>

- ・ 現在の所得税の年末調整でも特別徴収義務者にとって大きな負担となっている中で、所得税に加え、個人住民税の年末調整を行うことについて理解を得られるか。
- ・ 仮に、システム等を利用するとしても、入力確認や検算を目視で行う必要があり、事務負担が増えるのではないか。
- ・ 中小企業庁の調査では、経営で記帳する際に約2割の中小企業がパソコンを使用しておらず、約3割の企業が会計ソフトを利用せずに記帳している。このようなITを導入していない中小零細企業の場合、給与・税額計算は手作業で行われており、個人住民税を現年課税化した場合に発生する年末調整等の事務に対応することは難しいのではないか。
- ・ 従業員が個人住民税の確定申告を行うことができるよう、新たに個人住民税の源泉徴収票を交付することが必要となるが、その際、所得税と個

人住民税で、課税標準や税額が異なるため、特別徴収義務者や納税義務者に混乱が生じるおそれがあるのではないか。

【納税義務者の事務負担】

- ・ 課税方式について、所得税と同様、申告納税方式となるため、個人住民税においても確定申告が必要となるのではないか。個人住民税独自の事項があるため、納税義務者に大きな負担となるのではないか。
- ・ 個人住民税の確定申告について、地方団体で異なる税率等を反映して税額を計算し、所得税と個人住民税の申告を一元的に送信するシステム等を利用できれば、納税義務者の事務負担の増加は、ある程度軽減できるのではないか。

＜上記の議論を踏まえた留意点＞

- ・ 現行では、個人住民税は賦課課税のため、申告書は課税資料（所得把握の資料）であり、所得税の確定申告書を提出した場合、個人住民税の申告書の提出は不要である。現年課税化により、課税方式が申告納税方式となる場合、個人住民税の税額の申告が必要となり、所得税とは別に、個人住民税の確定申告書の提出が必要となる。
- ・ 個人住民税の税額を申告するためには、個人住民税の源泉徴収票を基に、調整控除やふるさと納税等、個人住民税独自の項目を反映して自ら税額計算する必要がある、納税義務者に大きな負担となるのではないか。
- ・ 前年1月1日現在の住所地市区町村が課税団体となることから、転居があった場合に、課税団体に対し、正しく申告されるか。

【市区町村の事務負担】

- ・ 所得情報を各社会保障制度等で活用するため、市区町村において、各種課税資料を名寄せし、所得を計算することは引き続き必要ではないか。

＜上記の議論を踏まえた留意点＞

- ・ 市区町村において所得計算を行わなくても、税額が納付されるため、現在のような所得情報の精度が維持できるか。所得情報の精度が維持できないと、社会保障制度等において適切な運用ができなくなるのではないか。

【切替年度の税負担】

- ・ 2年分課税するのは納税者の理解が得られ難いことから、経済活動への影響を少なくする観点も踏まえ、N-1年とN年の所得を比較し、所得が大きい方に課税する方式が考えられるのではないか。

＜上記の議論を踏まえた留意点＞

- ・ 切替年度の税負担の問題は、給与所得だけではなく、事業所得等の他の所得も含めて考えるべき課題である（給与所得のみ1年分の税負担を軽減することは、憲法第14条に定める法の下での平等に反するとする意見もある）。
- ・ 所得の発生時期を調整することが可能な所得（例：有価証券、不動産）について、所得の発生を分散させることで、税負担の軽減を図ることが可能となる。また、これらの所得に係る経済取引がN-1年とN年に集中することとなり、駆け込み需要や反動減が生じ、経済活動に影響を与える可能性がある。
- ・ 現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ、世代間で不公平が生じる。長期的に見れば、税負担が実質的に1年分軽減され、地方団体の税源が失われることになる。
- ・ 1年分の所得に対し課税しないこととした場合でも、現行の給与所得に係る特別徴収税額の納入は6月から翌年5月のため、現年課税導入年の1月から5月までは2年分の課税が発生する点をどう取り扱うか。

（4）本年度の個人住民税検討会における検討

昨年度の個人住民税検討会においては、「今後の課題」として、「特別徴収義務者に新たに発生する事務について、ITの利活用により、事務負担の増加を抑えることができる可能性もあると考えられる。このため、今後のマイナンバー制度の運用状況、マイナポータルの進捗状況や企業のIT化の状況等も踏まえつつ、引き続き検討を進めていくことが必要である。」と指摘したところである。

この指摘を踏まえ、本年度の検討会では、現年課税化に伴い特別徴収義務者に新たに発生する事務に関する論点について議論を行うとともに企業のIT化の状況について有識者からのヒアリングを実施した。本報告書は、その内容をとりまとめたものである。

2 現年課税化と特別徴収義務者における事務負担について

(1) 特別徴収義務者における税額計算・年末調整への影響

所得税の源泉徴収・個人住民税の特別徴収に係る企業の事務負担については、平成24年度の本検討会において、日本商工会議所の協力を得てアンケートを実施した。このアンケートにおける個別の事務毎の事務量は以下のとおりとなっている。

<所得税>

事務	事務量
毎月の源泉徴収税額の算定	8時間/年
毎月の源泉徴収税額の納入	8時間/年
年末調整	105時間/年
源泉徴収票の作成・提出・給与所得者への配布	18時間/年

<個人住民税>

事務	事務量
給与支払報告書の作成・提出	15時間/年
特別徴収税額通知書の給与所得者への配布	11時間/年
特別徴収税額の管理・入力	12時間/年
毎月の特別徴収税額の納入	8時間/年

※調査対象の企業の規模は様々であり、事務量はそれらの企業の1年間の事務量を単純平均したものである。

この結果を見ると、所得税の源泉徴収及び個人住民税の特別徴収に係る企業の事務の中で、11月、12月の短期間に事務が集中する年末調整に係る事務負担が突出して大きいことが分かる。

このことから、個人住民税の現年課税化による企業の事務負担を考える際、この年末調整に係る事務負担への影響が特に重要だと考えられる。

そこで、現行の年末調整における事務を細分化し、それぞれの事務について、仮に個人住民税を現年課税化し、特別徴収事務者が年末調整を行うこととする場合に想定される特別徴収義務者における事務負担の増加について検討を行った。

		個人住民税も年末調整する場合の 企業・従業員の事務負担の増加の有無(イメージ)		
事前準備				
1	関係用紙の準備	・扶養親族等申告書や保険料控除申告書等の様式の準備	—	国税・地方税共通の様式とすることで新たな事務負担はなし。
2	申告書様式の配布・社員への説明	・申告用紙の配布や手続きの周知	増	個人住民税についても、説明が必要となる。(特に、控除額の計算方法が所得税と異なる生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者特別控除及び住宅ローン控除)
3	社員による申告書の記載・添付書類の収集	・保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書等の記載	増	控除額の計算方法が所得税と異なる生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者特別控除及び住宅ローン控除について、従業員の負担増。
4	各種の控除申告書の回収	・保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書等の回収	—	国税・地方税共通の様式とすることで新たな事務負担はなし。
5	扶養控除等の異動確認	・扶養控除等申告書を回収し、年初からの異動を確認	—	所得税と同じ事務。
計算準備				
1	各種申告書の記載内容の確認	保険料控除申告書、配偶者特別控除申告書、扶養控除等(異動)申告書及び住宅借入金等特別控除申告書の記載内容と添付書類に間違いがないかを確認	増	控除額の計算方法が所得税と異なる生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者特別控除及び住宅ローン控除について、企業の確認作業の負担増。
2	諸控除について、控除要件・控除額の確認	各種控除について、控除の要件に該当するか、控除額はいくらかを確認	増	控除額が所得税と異なる生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、寡婦(寡夫)控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除及び住宅ローン控除について、留意が必要。(社会保険料控除及び小規模企業共済等掛金控除は、所得税と控除額が同じ)
年税額の計算				
1	源泉徴収額の集計・各種控除額の源泉徴収簿への転記	源泉徴収額の集計や源泉徴収額や各種控除額の源泉徴収簿への転記(年の中で中途で就職した人は前の給与支払者が交付する源泉徴収票を確認し、加算する。)	増	個人住民税についても、源泉徴収額の集計が必要となる。 【システム化されている場合、源泉徴収額の集計に係る事務負担は軽減であるものの、各種控除額のシステム入力作業は増加となるか。】
2	年税額の計算	年税額を計算	大幅増	個人住民税については、 ・税率が地方団体ごとに異なること(均等割合含む) ・控除額が所得税と異なる控除があること ・個人住民税独自の制度である非課税限度額(所得割と均等割で異なり、更に均等割は地方団体ごとに異なる)があることを踏まえて、年税額を計算する必要がある。 【システム化されている場合、一定程度の事務負担の軽減が可能か。ただし、システムに要する経費は増加するか。】
過不足額の精算				
1	過納額の還付・不足額の徴収	過納額の還付・不足額の徴収	一部増	個人住民税についても、過納額の還付・不足額の徴収が必要となる。 【システム化されれば、過納額の還付・不足額の徴収に係る事務負担は軽減か。】

年末調整に係る各種事務の中で、各種の申告書の回収や扶養控除等申告書の年初からの異動の確認については、所得税と共通の事務とすることで、事務負担の増加なく対応できるものと考えられる。

一方、所得税と個人住民税には控除額やその計算方法をはじめ制度的な差異があることから、従業員への周知、各種申告書の記載内容の確認や年税額の計算等の事務において、負担が増えると考えられる。特に年税額の計算については、地方団体で異なる税率や個人住民税独自の項目を反映して年

税額を計算する必要があることから、事務負担が大幅に増えることが懸念される。

年末調整における年税額の計算について、具体的にどのような事務負担の増加があるのか検討するため、企業の経理担当者が年末徴収事務で活用している「給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿」（国税庁作成）に個人住民税において想定される記載項目を追加したものを作成し、議論を行った。

個人住民税における源泉徴収簿イメージ

所得税			個人住民税			
区分	金額	税額	区分	金額	税額	
					道府県民税	市町村民税
給与・手当等	①	③	給与・手当等	①	③	
賞与等	④	⑤	賞与等	④	⑤	
計	⑦	⑧	計	⑦	⑧	
給与所得控除後の給与等の金額	⑨		給与所得控除後の給与等の金額	⑨	所得税と同額	
給与等からの控除分 (②+⑤)	②		給与等からの控除分 (②+⑤)	②		
社会保険料等控除額 申告による社会保険料の控除分	⑩		社会保険料等控除額 申告による社会保険料の控除分	⑩		
申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑪		申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑪		
生命保険料の控除額	⑫		生命保険料の控除額	⑫		
地震保険料の控除額	⑬		地震保険料の控除額	⑬		
配偶者特別控除額	⑭		配偶者特別控除額	⑭		
配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑮		配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑮		
所得控除額の合計額 (⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)	⑯		所得控除額の合計額 (⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)	⑯		
差引課税給与所得金額(⑨-⑯)及び算出住民税額(所得割)	⑰	⑰	差引課税給与所得金額(⑨-⑯)及び算出住民税額(所得割)	⑰	⑰	
調整控除額			調整控除額	⑲		
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	⑳		(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	⑲		
均等割非課税判定			均等割非課税判定	㉑		
所得割非課税判定			所得割非課税判定	㉒		
年額住民税額(所得割)(⑰-㉑、マイナスの場合は0)	㉓		年額住民税額(所得割)(⑰-㉑、マイナスの場合は0)	㉓		
年額住民税額(均等割)			年額住民税額(均等割)	㉔		
年額年税額(所得割+均等割)(㉓+㉔)	㉕		年額年税額(所得割+均等割)(㉓+㉔)	㉕		
差引超過額又は不足額(㉕-㉖)	㉖		差引超過額又は不足額(㉕-㉖)	㉖		
本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉗		本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉗		
未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉘		未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉘		
差引還付する金額(㉖-㉗)	㉙		差引還付する金額(㉖-㉗)	㉙		
超過額の精算			超過額の精算			
同上のうち		本年中に還付する金額	同上のうち		本年中に還付する金額	
		翌年において還付する金額			翌年において還付する金額	
不足額の精算			不足額の精算			
本年最後の給与から徴収する金額	㉚		本年最後の給与から徴収する金額	㉚		
翌年に繰り越して徴収する金額	㉛		翌年に繰り越して徴収する金額	㉛		

・控除額が所得税と個人住民税で異なる。
・特に生命保険料控除、地震保険料控除は、控除額の計算方法が異なる。

・税率が地方団体ごとに異なる。

・個人住民税独自の制度。

・所得税で控除しきれなかった額を個人住民税から控除。

・個人住民税独自の非課税制度。
・非課税限度額制度
・障害者、未成年者、寡婦又は寡夫のうち合計所得金額が125万円以下の者

・税率が地方団体ごとに異なる。

【年末調整事務において想定される所得税と住民税の相違点】

- 生命保険料控除・地震保険料控除

控除額の計算方法が所得税と個人住民税で異なる。

(例) 地震保険料 所得税：支払った保険料の全額

個人住民税：支払った保険料の1/2

- 人的控除

控除額が所得税と個人住民税で異なる。

(例) 基礎控除 所得税：38万円 個人住民税：33万円

- 調整控除

税源移譲の際に、所得税と個人住民税の人的控除額の差額に起因する負担増を調整するために講じられた個人住民税独自の税額控除。

○ 住宅借入金等特別控除

所得税で控除しきれなかった額を個人住民税から控除。

○ 非課税判定

個人住民税独自の非課税限度額制度（※）や障害者等に対する非課税措置がある

※均等割の非課税限度額は、市町村の条例で定められる。

○ 所得割及び均等割の税率

所得割・均等割とも、地方税法においては標準税率（道府県民税 4%、市町村民税 6%）を規定。各地方団体は、標準税率を踏まえ、条例において税率を決定。

また、平成 29 年度税制改正において県費負担教職員制度の見直しに伴う道府県から指定都市への税源移譲が行われ、平成 30 年度分個人住民税から、指定都市に住所を有する者について、所得割の標準税率が道府県民税 2%、市民税 8%となる。

このように、税率等が地方団体によって異なること、個人住民税独自の項目があることから、年税額の計算において、事務負担が大幅に増える可能性がある。当検討会における議論においても、小規模事業者の声として、「年末年始はかき入れ時であり、新しい事務作業が発生するのは困る」との意見が紹介された。

この点について、年末調整における年税額の計算の基礎となる扶養親族や生命保険料などの情報は所得税と個人住民税で概ね同じであることから、特別徴収義務者において、税額を計算するシステムを導入していれば、必要な情報を入力することで、所得税だけでなく、個人住民税の税額についても自動で計算でき（※）、事務負担の増加を一定程度軽減できる可能性があると考えられる。

※ システムにおいて税額を自動で計算するためには、全地方団体の税率等の情報を統一的に管理し、公表する仕組みが必要。

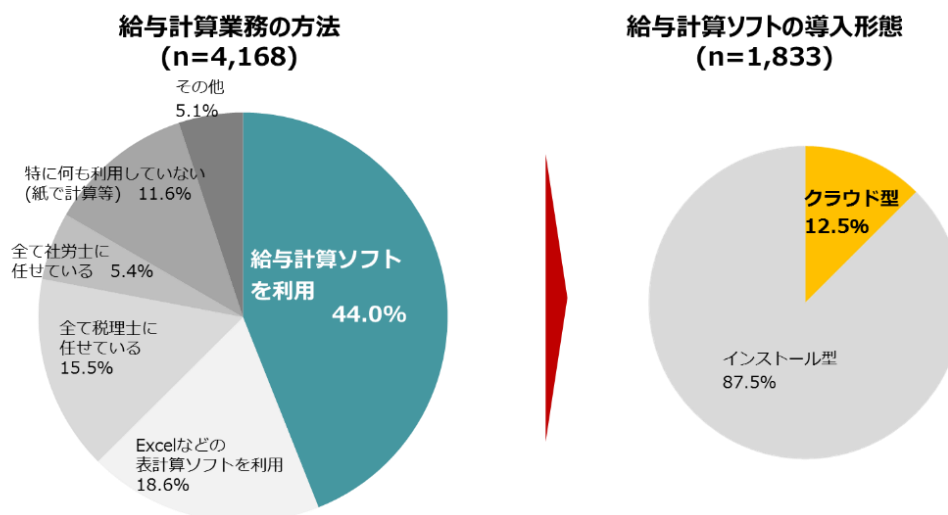
(2) 企業におけるIT化の状況

現年課税化により特別徴収義務者に新たに発生する事務について、ITの利活用により、事務負担の増加を抑えることができる可能性があると考えられることから、企業におけるIT化の状況と今後の展望について、関係企業にヒアリングを実施した上、議論を行った。

① 中小企業における給与計算ソフトの利用状況

従業員300人未満の中小企業等では、給与計算ソフトの利用は、約4割となっている。その他、Excelなどの表計算ソフトを利用は、約2割、特に何も利用していない（紙で計算等）は、約1割となっている。

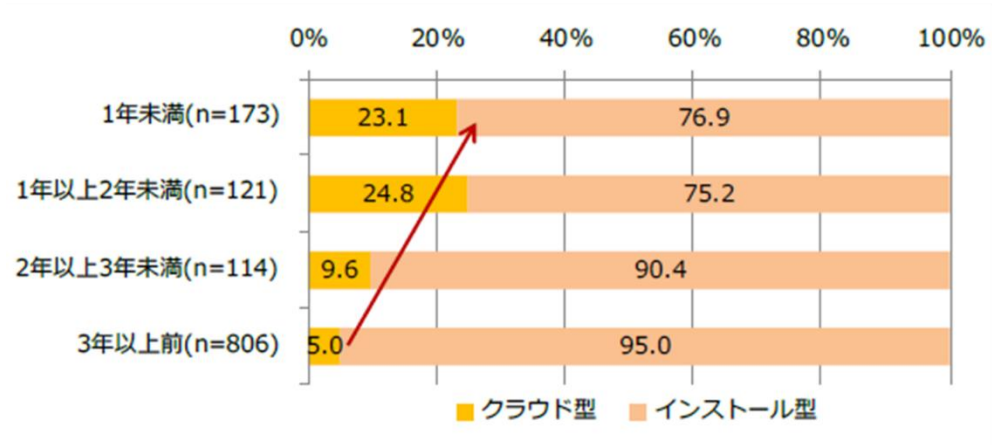
給与計算ソフトの利用企業においては、クラウド型の利用が約1割となっている。



出典：MM総研 2016年3月クラウド給与計算ソフト市場調査

また、給与計算ソフトの導入形態を購入時期別に見ると、2年以内に給与計算ソフトを購入した企業の4社に1社程度はクラウド型を選択している。近年、クラウド型を選択する企業の割合が増えてきている。

給与計算ソフトの購入時期別導入形態 ※従業員数300名未満企業



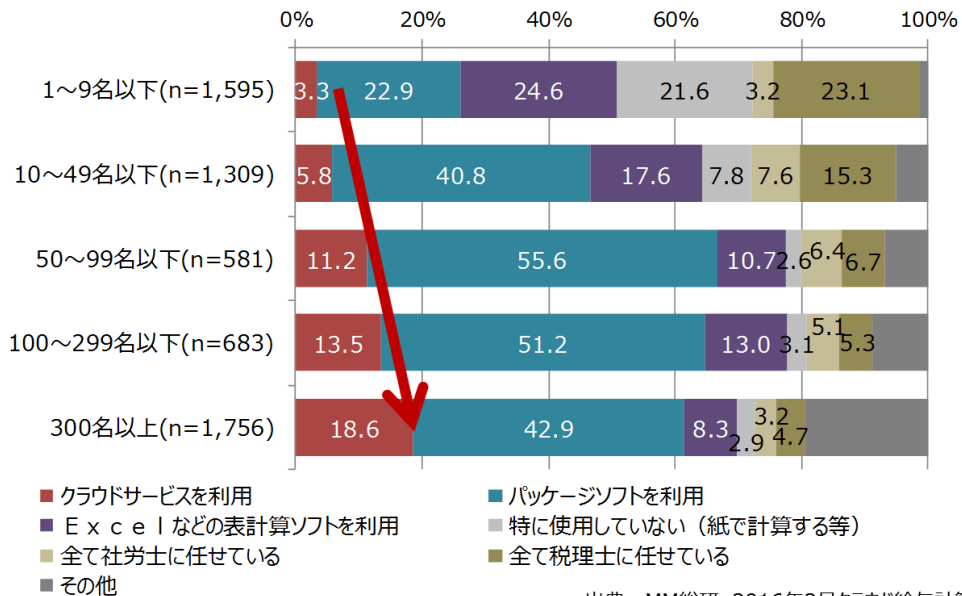
出典：MM総研 2016年3月クラウド給与計算ソフト市場調査

② 従業員規模別の給与計算の業務方法

給与計算の業務方法を従業員の規模別に見ると、従業員規模が50人以上の企業の場合、6割以上がシステムを利用して給与計算を行っている。また、従業員規模が大きい企業ほど、クラウドサービスを利用している割合が高くなっている。

一方、従業員規模が小さい企業ほど、給与計算においてシステムを利用しておらず、特に従業員規模が1～9名以下の場合、約5割がExcelでの計算や特に使用していない(紙で計算する等)という状況となっている。これは、規模が小さい企業であれば、手作業で対応できること、経営者の高齢化が進み、ITリテラシーの問題でシステムの導入が進みにくいことが考えられる。

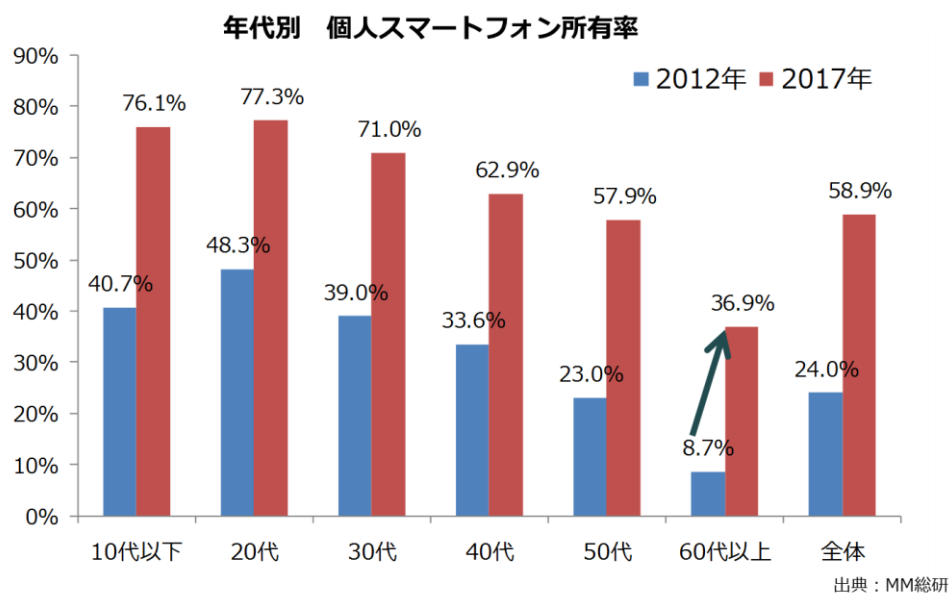
従業員数規模別 給与計算の業務方法



出典：MM総研 2016年3月クラウド給与計算ソフト市場調査

(参考) 個人のスマートフォン所有率

年代別の個人のスマートフォンの所有率を 2012 年と 2017 年を比較すると、どの年代も所有率が上がっており、高齢層のスマートフォン所有率も増加している。



③ まとめ

現状においては、給与計算ソフト等を利用せずに、Excel などの表計算ソフトや紙で計算している企業が中小零細企業を中心に一定程度ある。これらの特別徴収義務者においては、地方団体で異なる税率や個人住民税独自の事項を反映して年税額を計算することについては、事務負担の増加が見込まれ、対応が困難な場合があると考えられる。特に規模の小さい企業においては、経営者の高齢化による I T リテラシーの問題から今後も課題となると考えられる。

一方で、近年、システム運用負担の軽減や安価なシステム構築を目的として、クラウドの導入が進んでおり、給与計算ソフトについても、安価で手軽に利用できるサービスが提供されてきている。また、スマートフォンの所有率は年々拡大しており、高齢者層の所有率も高まってきている。

今後、クラウド型の安価な給与計算ソフトの普及やスマートフォンの保有率の拡大を背景として、中小零細企業においても、給与計算のシステム化が進んでいく可能性があることから、現年課税化の検討に当たって、企業の I T 化の状況について引き続き注視していく必要がある。

3 今後の課題

本年度の検討会では、現年課税化に伴い特別徴収義務者に新たに発生する事務に関する論点と企業のIT化の状況について整理しつつ、議論を行った。これまでも本検討会においては、所得税方式を念頭に、特別徴収義務者に新たに発生する事務、実務的な観点からの課題を整理してきたが、具体的に事務負担をどのように軽減することが可能かについて、今後も、引き続き議論を深めていくことが必要である。その際には、これまで述べてきた様々な課題について留意しながら、特別徴収義務者、地方団体及び納税義務者の理解が得られる案とすることができるかという観点を踏まえ、十分に検討していくことが必要である。

一方、特別徴収義務者に生じると見込まれる現年課税化に伴う事務負担の問題については、マイナンバーの活用によって改善や解決が期待できるものばかりではないが、例えば、今後、特別徴収義務者がマイナンバー制度を利用して必要な情報を入手できるような仕組みが整備されれば、現年課税に係る事務負担が軽減される可能性がある論点も見込まれる。また、特別徴収義務者に新たに発生する事務について、企業のITの利活用により、事務負担の増加を抑えることができる可能性もあると考えられる。このように、現年課税化の実現に向けて、現状を所与のものとして考えるばかりでなく、マイナンバー制度の利活用の在り方や企業におけるIT化の更なる進展等を展望し、今後どのような環境が整備されれば様々な課題の解決につながるのかといった視点から検討を行うことも重要である。このため、今後のマイナンバー制度の運用状況、マイナポータルの利用状況や企業のIT化の状況等も踏まえつつ、引き続き検討を進めていくことが必要である。

第2 特別徴収税額通知(納税義務者用) の電子化

第2 特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化

1 特別徴収税額通知の電子化に係るこれまでの議論

個人住民税を特別徴収の方法によって徴収する場合には、特別徴収義務者を指定した上で、毎年5月31日までに、特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収する旨を、特別徴収義務者とこれを經由して納税義務者に通知しなければならないこととされている（地方税法第321条の4）。

この通知については、特別徴収義務者に対して送付するもの（地方税法施行規則第3号様式）（以下、特別徴収義務者用通知という。）及び特別徴収義務者を經由して納税義務者に送付するもの（同規則第3号様式別表）（以下、納税義務者用通知という。）の2つがある。このうち、特別徴収義務者用通知については、既に電子化が可能となっているが、納税義務者用通知については、書面により送付されるため、特別徴収義務者が同通知を受領した後、それを仕分けし、各従業員に交付する事務が負担となっているなどの意見が経済界等から寄せられている。

こうした特別徴収義務者の事務負担を軽減する観点から、規制改革実施計画（平成29年6月9日閣議決定）において、「特別徴収税額通知（納税義務者用）の従業員への交付について、事業者の負担を軽減しつつ全体としての事務の効率化を図るため、事業者に電子的に送信して従業員が取得できるようにする、マイナポータルを利用して事業者を經由せずに従業員が取得できるようにするなどの可能性を検討し、できるだけ早期に結論を得る。」こととされた。

過去の個人住民税検討会においては、平成23年度に特別徴収税額通知の電子化を求める意見が出されたことをはじめ、平成24年度及び平成28年度に特別徴収税額通知の電子化について検討が行われ、報告書としてとりまとめられている。平成28年度の報告書では、今後の課題として、「納税義務者用通知の電子化にあたっては、実務において円滑な運用が確保されるよう、引き続き関係者との間で電子化の仕組みについて検討を深める必要があること」、また、「既に電子化がなされている特別徴収義務者用通知について、電子による通知の受領を希望する特別徴収義務者に対し、市区町村の電子化対応の差異により電子と書面が混在することがないように、全市区町村の電子化対応の義務付けについての要望が経済界から寄せられている点に留意する必要

があること」との指摘を行った。

こうした状況を踏まえて、納税義務者用通知の電子化について、納税環境整備の一環として政府・与党で議論が行われた結果、まず政府税制調査会では、「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」（平成29年11月20日）において、「個人住民税の特別徴収手続において、給与支払報告書の提出や特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）については、既にeLTAXを用いて電子的に行うことが可能となっているが、特別徴収税額通知（納税義務者用）は、現在、書面で送付されているため、企業に多くの労力とコストが掛かっているとの指摘がある。そのため、「規制改革実施計画」に沿って電子化を進めるべきであり、具体的には、市区町村がeLTAXを経由して特別徴収義務者に電子的に送付して従業員に通知する仕組みの検討を進めていく必要がある。」と指摘がなされた。

その上で、平成30年度与党税制改正大綱（平成29年12月14日）においては、「給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知（納税義務者用）については、電子情報処理組織（eLTAX）により特別徴収義務者を經由し、送付する仕組みを、地方公共団体間の取扱いに差異が生じないように配慮しつつ検討する。」と明記されたところである。

2 本年度の個人住民税検討会における議論

本年度の検討会では、昨年度までに行った検討結果を踏まえつつ、納税義務者用通知を電子化した場合の事務手続など、より実務的、具体的な観点から電子化の実現方策について議論を行った。本報告書は、その検討内容をとりまとめたものである。

（1）納税義務者用通知の電子化の方向性

納税義務者用通知の電子化にあたっては、平成28年度個人住民税検討会の報告書において、電子化の導入に係る手間やコストについて費用対効果の観点も含め、対応可能か考慮する必要があるといった課題が挙げられている。

この点については、eLTAXを利用して電子化を行う方法は、現行のeLTAXシステムを活用するため、開発コストが少なく抑えられ、また、現在の税務手続きを大幅に変えるものではないため、追加的な事務の発生が少なく、市区町村及び特別徴収義務者にとって受け入れ易いと考え

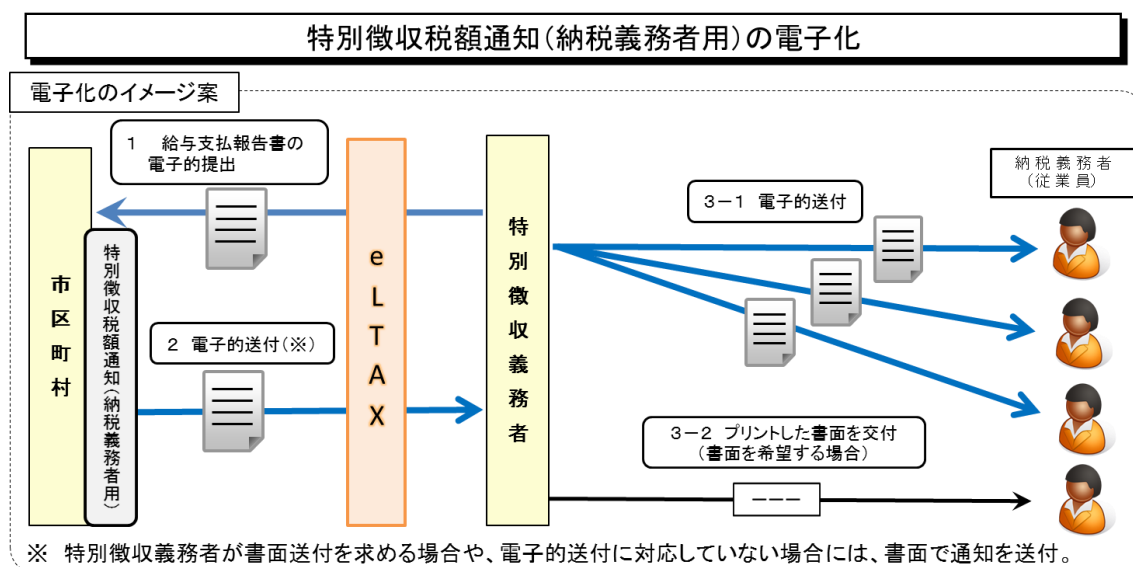
られる。

一方で、納税義務者用通知の電子化にあたり、仮に、従業員（納税義務者）単位で電子又は書面による通知を選択し得ることとした場合、市区町村及び特別徴収義務者双方において、従業員ごとに電子又は書面の希望を管理する必要が生じ、管理が煩雑であるといった課題があった。

この点については、何らかの事情で書面による通知を希望する又は社内LAN環境にないなどの従業員に対して、電子による通知の写し（電子データを印刷したもの）の交付で足りることが可能であれば、特別徴収義務者単位で電子又は書面による通知の希望を管理することができ、市区町村及び特別徴収義務者の負担軽減に大きく寄与することとなる。そこで、「写しの交付」について法制面から検討を行ったところ、改ざん防止の観点から電子署名と印影を付した納税義務者用通知を特別徴収義務者に送付し、印影付きの通知を印刷して書面で交付することとすれば、公文書としての位置付けは維持できるのではないかとの結論を得た。

これらを踏まえ、本検討会においては、特別徴収義務者単位で、eLTAXを利用する方法により納税義務者用通知の電子化を行う方針で検討を進めることとした。

(2) eLTAX を利用した電子化案

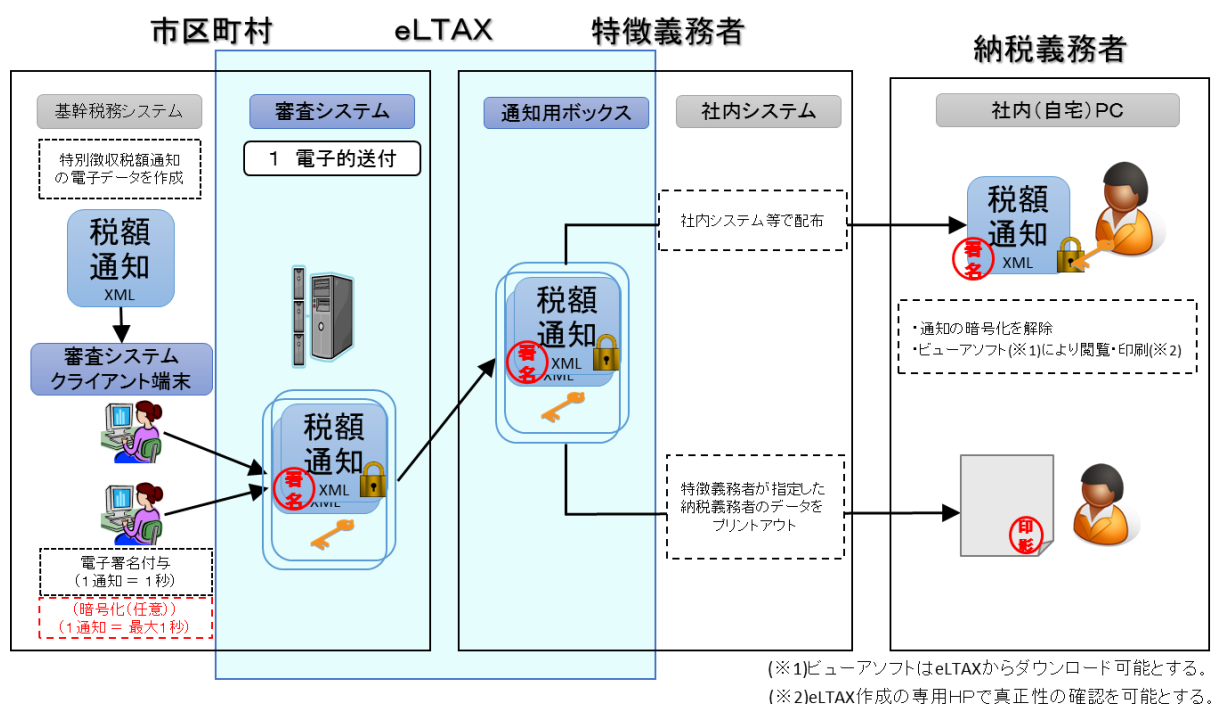


【概要】

- ① 特別徴収義務者から市区町村に対して、eLTAX を利用した給与支払報告書の提出。

- ② 市区町村は、eLTAX を利用して給与支払報告書を提出した特別徴収義務者に対して、納税義務者用通知をeLTAXを経由して電子的に送付。
(特別徴収義務者単位)
- ③ 特別徴収義務者は、受領した納税義務者用通知を電子により従業員に送付(図中3-1)し、書面による交付を希望する等の従業員がいる場合には、プリントアウトした同通知を交付(図中3-2)。
- ※ 特別徴収義務者が、書面送付を求める場合や、システムの観点等により電子的送付に対応していない場合には、従来どおり、書面により納税義務者用通知を送付。

【(参考) 具体的な事務フロー案】



(3) eLTAX を利用した電子化案に対する委員からの意見

納税義務者用通知の電子化の方向性として提案した eLTAX を利用した電子化案について、以下の議論があった。

【電子と書面の混在について】

- 特別徴収義務者用通知は、既に電子化が可能となっているが、納税義務者用通知が電子化されておらず、特別徴収義務者に送る全ての通知が電子化できないため、費用対効果の観点等から、特別徴収義務者用通

知の電子化対応を見送っている市区町村も多いのではないかと。納税義務者用通知の電子化を契機に、電子及び書面による通知の混在を防ぎ特別徴収義務者及び市区町村双方の事務負担の軽減するため、給与支払報告書を電子提出した特別徴収義務者に対しては、原則として電子による特別徴収税額通知とすることについても検討の余地があるのではないかと。

- ・ 工場労働者が多い企業など、従業員の ICT 環境によっては、電子により受領した納税義務者用通知を電子で従業員に配布することが困難であることから、従来の書面による納税義務者用通知の受領を希望する企業も想定されるため、一定の場合には書面による納税義務者用通知の希望に対応する必要があるのではないかと。

【電子署名の付与について】

- ・ 現行のシステムにおいて、電子署名の付与に要する時間は、1回の電子署名付与につき約1秒と見込まれ、短時間で大量に処理する必要がある市区町村において、電子署名付与の短期間化が課題となるのではないかと。
- ・ 電子署名を付与するための IC カード、端末等を、必要に応じて複数用意し、並行処理を行うことにより短時間で処理することが可能になるのではないかと。

【従業員と通知を紐付ける情報について】

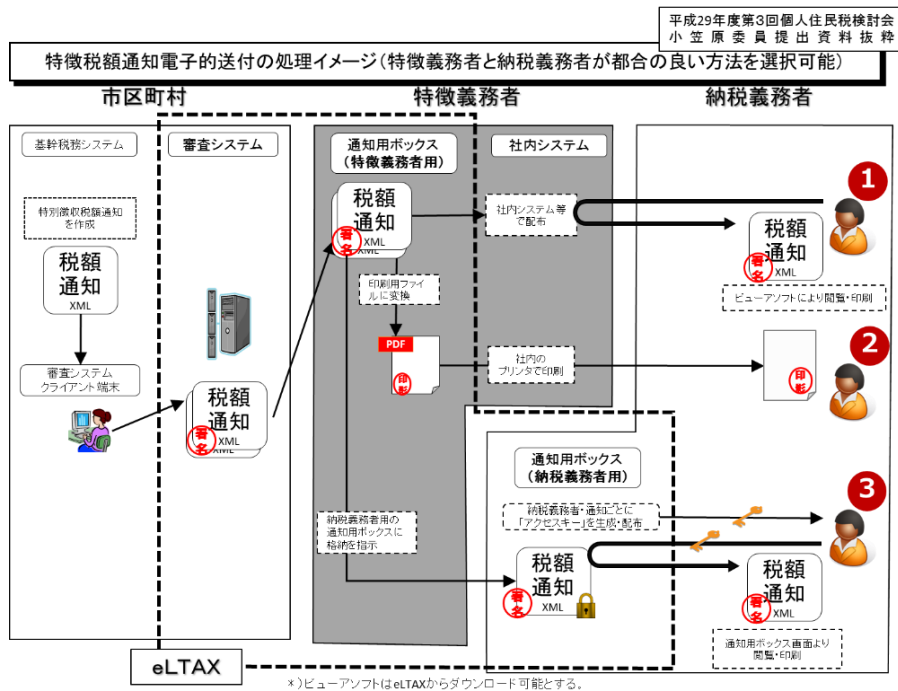
- ・ 特別徴収義務者が行う事務として、受領した納税義務者用通知を従業員に配布するために仕分ける作業があるが、電子化により、この仕分け作業を効率化することが重要であると考えられる。その際、通知の電子データと従業員を紐付ける情報が必要となるが、文字情報については文字化け等の可能性があることなどを考慮しつつ、文字以外の情報を活用して、効率的かつ的確に紐付けを行う必要があるのではないかと。

【従業員への納税義務者用通知の配布方法について】

- ・ 納税義務者用通知を従業員に配布する方法については、特別徴収義務者が用意する社内 LAN 環境やプリントアウトした書面だけでなく、eLTAX の機能として「納税義務者用ボックス」を用意し、特別徴収義務者が当該ボックスに納税義務者用通知を格納し、従業員がそこに直接アクセスする方法も考えられるのではないかと。それにより、社内 LAN 環境が整備されていない場合など、様々な情報環境に置かれる特別

徴収義務者及び納税義務者にとって、より最適な通知の配布方法が選択可能となるのではないかと。

※ (参考) 具体的な事務フローイメージ



【従業員の所得情報の秘匿について】

- 特別徴収義務者が電子により受領した納税義務者用通知を電子のまま従業員に配布するケースでは、通知を暗号化することにより、仮に、特別徴収義務者が通知の暗号化を解除した場合には、アクセスログにより確認できるようシステムを構築することは可能であると考えられる。一方、特別徴収義務者が電子により受領した納税義務者用通知をプリントアウトして従業員に配布するケースでは、通知を暗号化していたとしても、特別徴収義務者は通知の内容を確認できるとの懸念があるのではないかと。
- 特別徴収義務者が従業員に支払う給与以外の所得については、当該所得が給与所得以外であれば、確定申告の際に当該所得分を普通徴収とすることも選択できることから、個人の対応により、納税義務者用通知に記載される所得を特別徴収義務者が既知の部分に限定することも可能ではないかと。

【到達の効力について】

- (eLTAXの「納税義務者用ボックス」に通知を格納し、配布する場合、) 納税義務者が電子による納税義務者用通知を受領したことを、特別徴収義務者が確認できるようなシステム構築をすべきではないかと。
- 法制度上は、納税義務者に対して電子による納税義務者用通知を送付した旨の連絡をもって到達とみなし、実際に受領したか否かについて

は、到達の効力には影響しないこととすべきではないか。

(4) 今後の方向性

以上の納税義務者用通知の電子化の方向性を踏まえ、今後の更なる検討及び導入にあたっての具体的な制度設計を行う際には、以下の点に留意する必要がある。

- ・ 平成30年度与党税制改正大綱において、納税義務者用通知の電子化について、「地方公共団体間の取扱いに差異が生じないように配慮しつつ検討する」こととされたことを踏まえ、市区町村間で電子と書面の通知が混在することがないように、全市区町村で足並みを揃えて電子化対応を行うべきであると考えられる。その際、市区町村における導入経費の負担やそれに対する支援の在り方、導入の時期についても、全市区町村において一斉に導入されることを踏まえて検討を進める必要がある。
- ・ 既に電子化が可能となっている特別徴収義務者用通知についても、給与支払報告書を電子的に提出し、電子により特別徴収義務者用通知の受領を希望する特別徴収義務者に対しては、市区町村間で電子と書面の通知が混在することがないように、納税義務者用通知の全市区町村における導入に併せて、全市区町村の電子化対応を検討すべきである。
- ・ 納税義務者用通知の電子化により、現行の事務処理から手続の変更が生じるため、円滑に賦課決定事務が行われるようシステム上の課題解決を図るとともに、各市区町村において実際の課税実務に照らした検証を行うことが可能となるよう、早い時期に電子化の具体的な制度設計案について周知を図りつつ検討を進める必要がある。

納税義務者用通知の電子化は、特別徴収義務者の事務負担の軽減及び市区町村のコスト削減の観点から意義があるものであり、先述のとおり、平成30年度与党税制改正大綱や経済界からの提言等において、具体的な方策の検討が求められている。

こうした要請も踏まえ、引き続き関係者との間で、納税義務者用通知の電子化について、一定の合意形成を図りつつ更に検討を進め、来年度の税制改正に向けて具体的な制度設計を行っていくべきである。

第3 特別徴収の推進

第3 特別徴収の推進

1 特別徴収制度

特別徴収とは、給与支払者が給与所得者（納税義務者）に対して、毎月の給与から個人住民税の年税額を12ヶ月分に分割した月額を天引きし、納税義務者に代わり、課税庁である市区町村に納入する制度である。この給与からの特別徴収は、普通徴収と比較すると、1回あたりの納付額が少ないこと、給与から差し引いて納税するため、納付漏れを防ぐことができるなど、納税義務者の負担軽減に資するとともに、個人住民税の滞納を未然に防ぐ効果がある。

なお、納税義務者及び特別徴収義務者は、特別徴収又は普通徴収を任意に選択できるわけではなく、地方税法上、給与所得に係る個人住民税の徴収方法は特別徴収が原則となっている（地方税法第321条の3第1項）。

2 地方団体の取組等

（1）特別徴収の徹底

近年、都道府県と市区町村が連携し、都道府県や都道府県を越えた圏域を一つの単位として、広域的かつ同一時期に特別徴収を推進する取組（以下、「特別徴収の徹底」という。）が進んでいる。特別徴収義務者である事業者には雇用される納税義務者、すなわち従業員が、それぞれ異なる市区町村に所在し、特別徴収義務者が複数の市区町村から指定される場合も多く、指定する市区町村のうち、一部の市区町村でのみ特別徴収の徹底を行った場合は、特別徴収義務者の理解を得られにくい。そうした観点から、近隣の地方団体間で特別徴収の取扱いを統一しつつ特別徴収の徹底を進めることにより、特別徴収義務者の理解を得、適正な賦課徴収を図ることを目的としたものであり、こうした広域的な取組は非常に有効であると考えられる。

この特別徴収の徹底は、47都道府県のうち、平成29年度課税までに35団体（約74%）が実施済みであり、平成31年度までに45団体（約96%）で実施される見込みとなっている。

[実施状況]

開始年度	都道府県数	都道府県名
H 2 4 以前	5 団体	北海道、岐阜県、静岡県、高知県、佐賀県
H 2 5	2 団体	奈良県、熊本県
H 2 6	8 団体	青森県、宮城県、秋田県、山形県、新潟県、愛知県、三重県、大分県
H 2 7	9 団体	岩手県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、山梨県、愛媛県、長崎県、鹿児島県
H 2 8	5 団体	千葉県、神奈川県、福井県、滋賀県、岡山県
H 2 9	6 団体	群馬県、東京都、富山県、福岡県、宮崎県、沖縄県
H 3 0 実施予定	6 団体	長野県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県
H 3 1 実施予定	4 団体	島根県、山口県、徳島県、香川県
未定・ 実施していない	2 団体	石川県、広島県

(2) 徴収率及び決算状況

まず、給与所得者のうち、特別徴収により徴収する者については、平成 2 4 年度と平成 2 8 年度を比較すると、「給与所得者数」の増加割合 1 0 4 % と比べ、「そのうち特別徴収により徴収する給与所得者数」の増加割合 1 1 6 % の方が高く、特別徴収の徹底の効果が一定程度現れているものと考えられる。

また、特別徴収と普通徴収による徴収率を比較すると、特別徴収は 1 0 0 % に近い水準である一方、普通徴収は 9 5 % 前後の水準で推移しており、特別徴収の徹底が滞納の未然防止の観点からも有効であることがうかがえる。

近年の全国的な特別徴収の徹底の実施などを背景として、個人住民税（現年分）の決算状況をみると、徴収率の向上（H 2 4 : 9 8 . 1 % → H 2 8 : 9 8 . 8 %）及び収入未済額の圧縮（H 2 4 : 1 , 3 4 5 億円 → H 2 8 : 9 1 3 億円）傾向が見受けられる。

(3) 地方団体の取組

特別徴収の徹底を実施または予定している都道府県においては、市区町村との「協議会等の設置」や、「実行計画の策定」などの地方団体が連携した取組が広く行われている。

また、この他にも、「公共入札における特別徴収実施の要件化・優遇」や「特別徴収義務者の指定状況を県内で共有」、「想定問答集の作成」、「問合せ窓口（コールセンター）の設置」などの取組が行われている場合がある。

[地方団体の具体的な取組例（実績や予定、複数回答を含む。）]

市区町村との意見交換会、協議会等の設置	43団体
広報チラシ・ポスター等の作成	43団体
関係団体（税理士会など）等への周知・協力依頼	41団体
実行計画の策定	33団体
普通徴収切替理由書等の様式の統一	32団体
統一版の特別徴収義務者用事務手引きの作成	26団体
特別徴収を拒否している事業者への電話や訪問等による働きかけ	26団体

n = 45

また、特別徴収の徹底を図る一方で、納税義務者等の負担や徴税コスト等の観点から、普通徴収切替理由書の様式を統一することなどにより、普通徴収の認定要件をあらかじめ提示している場合がある。これにより、特別徴収義務者に雇用される個々の納税義務者について、合理的な理由が無い限り、特別徴収が行われるよう取り組まれている。

平成29年度までに特別徴収の徹底を実施し、かつ、管内市区町村において普通徴収の認定要件を統一している都道府県の実態を調査したところ、以下のとおりであった。

[普通徴収の認定要件]

退職者又は退職予定者	24団体
他の事業所で既に特別徴収を行っている	23団体
給与の支払いが不定期	22団体
毎月の給与が少額	20団体
個人事業主の専従者となっている給与所得者	19団体
従業員が2人以下	18団体
その他（雇用契約期間が1年未満の者、退職者など）	6団体

n = 24

一方で、各地方団体（場合によっては一定の圏域単位）において認定している要件については、上の表のとおり、必ずしも地方団体間で一致しているわけではなく、要件が異なるケースが生じている。そのため、場合によっては各市区町村が認めている当該要件を特別徴収義務者が確認する事務が発生し、特別徴収義務者の負担となっているとの声が寄せられている。

また、普通徴収の認定要件だけではなく、地方団体間で当該要件の内容が同一であったとしても、それに対応する符号（例えば、a, b, c…、1, 2, 3…、普A, 普B, 普C…）や順番が異なっている場合があり、特別徴収義務者の事務が煩雑となっているとの声も寄せられている。

3 特別徴収の徹底（普通徴収の認定等）に係る論点

（1）論点整理

① 普通徴収の認定要件の統一について

地方税法では、給与所得者に対しては、特別徴収を原則としているが、特別徴収によることが「著しく困難であると認められる者」については普通徴収とする（地方税法第321条の3）とされている。現場の課税実務においては、納税義務者の実情に即した運用を行う必要性もあり、実際、多くの認定要件は各地方団体において共通するものの、一定の差違も見受けられる。したがって、法令により全国一律に普通徴収の認定要件を定めることは、むしろ課税実務に混乱を招きかねないことから適当ではないと考えられる。

（給与所得に係る個人の市町村民税の特別徴収）

第三百二十一条の三 市町村は、納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者（支給期間が一月を超える期間により定められている給与のみの支払を受けていることその他これに類する理由があることにより、特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条及び次条において「給与所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市町村民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該市町村内に給与所得者が少ないことその他特別の事情により特別徴収を行うことが適当でないとして認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる。

② 普通徴収に切り替える申出理由（符号を含める）の統一について

①の議論を踏まえると、普通徴収の認定要件ではなく、従業員を普通徴収に切り替える申出理由[※]（符号を含める）を様式上統一することは課税実務に影響が少なく、特別徴収義務者の事務負担の軽減に資するのではないかと考えられる。

※ 各市区町村は、申出理由により普通徴収を認めるか否かを判断するため、申出理由に該当すれば直ちに普通徴収が認められるわけではない点で認定要件とは異なるもの。

なお、様式上、あらかじめ普通徴収の申出理由を選択肢として設け、申出理由の統一を行う場合には、特別徴収義務者及び納税義務者に対して、選択肢に該当があれば、必ず普通徴収が認められると誤認されないよう留意する必要があると考えられる。

上記①及び②を踏まえ、普通徴収に切り替える申出理由に関して、「省令様式（給与支払報告書（総括表・個人別明細書））の改正」及び「eLTAXのフォーマットの変更」により統一する方法について、それぞれ検討を行った。

(2) 普通徴収に切り替える申出理由統一の方法

① 省令様式（給与支払報告書（総括表・個人別明細書））の改正

地方税法の規定に基づき、納税義務者等の実情に即して市区町村が普通徴収の認定を行うことが許容されていることを踏まえると、仮に、省令様式の改正により様式上に普通徴収の申出理由を統一的に選択肢として設けた場合、当該選択肢に該当することにより普通徴収が認められると納税義務者等に誤認されるか、若しくは一定の規範性を持つと受け止められ、事実上の認定要件となる懸念もあると考えられる。

また、書面については様式に独自の記入項目を設けている市区町村も多く、統一を図った場合の影響が大きいことが想定されるとともに、仮に書面様式を統一しても独自に項目を追加する市区町村が出てくれば、結果として様式の統一が図られないことも考えられる。

② eLTAX のフォーマットの変更

地方税ポータルシステム（eLTAX）のフォーマットについては既に様式が統一されており、システムの制御により、独自様式を設けることはできないことから、普通徴収の申出理由の選択肢を設定した場合も、省令様式の改正と比較して影響が限定的であると考えられる。

ただし、省令様式の改正と比較して規範性をもって受け止められる可能性が小さいと考えられるものの、eLTAX のフォーマットの変更による場合も、様式に普通徴収の申出理由を選択肢として追加すると、当該選択肢に該当することで普通徴収が認められると、特別徴収義務者や納税義務者に誤認される懸念が残ることに留意する必要がある。特に、現行において認定要件を限定的に運用している団体にとっては、設定された申出理由の選択肢がこれより広い場合に、一定の事務増加や混乱が生じるおそれがある。

(3) 地方団体の意見

普通徴収切替申出理由統一の検討にあたっては、多くの市区町村が現に設定している申出理由の選択肢^{*}についてアンケートを行い、その結果を参考とした。アンケートに対する意見は主に以下のとおりとなった。

※主な申出理由

（普通徴収切替理由を設定している政令市及び都道府県庁所在市）

A 他の事業所で特別徴収（乙欄適用者）	4 1 団体
B 毎月の給与が少なく税額が引けない	3 5 団体
C 給与の支払が不定期	3 9 団体
D 事業専従者（個人事業主のみ対象）	2 7 団体
E 退職者、退職予定者（5月末日まで）、休職者	4 1 団体
F 総従業員数が2人以下（上記「A」～「E」に該当する全ての従業員数（他市区町村分を含む）を差し引いた人数）	2 7 団体

n = 4 1

【主な意見】

- ・ ○○という選択肢を普通徴収として認めていないため、理由に含めないでほしい。
- ・ 普通徴収切替申出理由を統一する場合には、現在設定している選択

肢と内容が同じでも順序が異なっていると、実務への影響があるのではないか。

- ・ 「B 毎月の給与が少なく税額が引けない」については、具体的な給与支払額の基準を示してほしい。
- ・ eLTAX のフォーマットにおいて、選択肢の符号をプルダウンで選択できるような形式とすれば、任意で記載することに比べ、データの活用が容易となり、事務の効率化につながるのではないか。

4 統一に向けた方向性

これまでの議論を踏まえ、

- ・ 申出理由に基づき、各市区町村が普通徴収とするか個別具体の認定を行うことを前提としつつも、各市区町村の判断基準が、統一された申出理由に収束していき、事実上の基準となる可能性があること
- ・ 申出理由を統一した後に変更を行う場合、(選択肢を追加する場合と比較して) 選択肢を削除することについては、関係者の合意が得られにくいと考えられること

に留意しつつ、以下の3案により申出理由の統一化を図ることが考えられる。

案1 選択肢を多く設ける案

- A 他の事業所で特別徴収（乙欄適用者）
- B 毎月の給与が少なく税額が引けない
- C 給与の支払が不定期
- D 事業専従者（個人事業主のみ対象）
- E 退職者、退職予定者（5月末日まで）、休職者
- F 総従業員数が2人以下（上記「A」～「E」に該当する全ての従業員数（他市区町村分を含む）を差し引いた人数）

【案1に対する考え方】

3（3）に記載した主な申出理由のとおり、選択肢A、B、C、Eについては、ほとんどの市区町村が普通徴収を認める中、選択肢DやFについては、市区町村間で取扱いに差が生じている。

こうした状況を踏まえると、申出理由を統一化した場合に、先述のとおり、各市区町村の判断基準が統一された申出理由に収束していき、事実上の判断基準となるおそれもあることから、ほとんどの市区町村が同様の取扱

いとすゝ選択肢については問題ないとしても、選択肢DやFのような取扱いに差がある選択肢が事実上の基準となれば、申出理由として示していない市区町村において課税事務に混乱を来すことにならないか懸念がある。また、選択肢DやFについて普通徴収を認めることは、地方税法の様式ではないとはいえ、公的主体が運営する eLTAX において設定する選択肢とすることに関しては、慎重な検討が必要である。

案2 選択肢を最小とする案

- A 他の事業所で特別徴収（乙欄適用者）
- B 毎月の給与が少なく税額が引けない
- C 給与の支払が不定期
- D 退職者、退職予定者（5月末日まで）、休職者

【案2に対する考え方】

多くの団体において、現状の実務において普通徴収の認定要件として認められている要件であるとともに、地方税法に基づいた原則に近く、特別徴収の推進に資する一方、これまで「事業専従者」や「総従業員数が2人以下」の申出理由を普通徴収に認めていた市区町村も少なくなく、申出理由の統一後も引き続き普通徴収を認めようとする場合、実務への影響が大きいことが見込まれる。

案3 「その他」の選択肢を設ける案

- A 他の事業所で特別徴収（乙欄適用者）
- B 毎月の給与が少なく税額が引けない
- C 給与の支払が不定期
- D 退職者、退職予定者（5月末日まで）、休職者
- E その他
（「E その他」の例）
 - ・ 事業専従者（個人事業主のみ対象）
 - ・ 総従業員数が2人以下（上記「A」～「E」に該当する全ての従業員数（他市区町村分を含む）を差し引いた人数）

【案3に対する考え方】

選択肢E「その他」の理由については、普通徴収に認められない場合があると明記することで、現行の運用への影響を小さくすることが可能である。

一方、特段の理由なく「その他」を選択するケースが多くなる懸念があり、また、「その他」の理由を任意記載とした場合、個別判断の必要が生じるため、特別徴収義務者及び市区町村等の事務効率化につながらない可能性がある。

5 まとめ

本年度の検討会においては、特別徴収の徹底の取組とそれによる効果について議論し、近年の決算状況から、この取組を背景にして、徴収率の向上や収入未済額の圧縮傾向があることを述べてきた。特別徴収を徹底する取組は、一度で終わるものではなく、新たに指定する特別徴収義務者に対する特別徴収の徹底などを継続して行うことが重要である。

また、近年、特別徴収義務者用通知の電子化や、実現に向けて検討を行っている納税義務者用通知の電子化、共通電子納税システムの導入（平成31年10月予定）など、特別徴収義務者の事務負担を軽減する施策が進められているところであるが、特別徴収を徹底することにより、より多くの事業者がこれらの施策を利用することが可能となり、政府が目指す行政手続の電子化の徹底にも資するのではないか。

一方、上記の議論を行う中で、経済界や市区町村から要望が出ている普通徴収の認定要件及び申出理由の統一について、地方団体の意見も踏まえつつ、検討を行った。

今後、普通徴収切替申出理由の統一については、本年度整理した案をたたき台としつつ、地方団体及び特別徴収義務者双方の実務で円滑かつ適切な運用が確保されるよう、引き続き地方団体の意見を幅広く聴きつつ、統一に向けた合意形成を図っていく必要がある。

(参考) 第1

個人住民税の現年課税化
に関する資料

個人住民税の現年課税化について

個人住民税の現年課税化に関する過去の議論

○長期税制のあり方についての答申(抄) 政府税制調査会 S43.7

住民税は、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税のたてまえをとっている。所得発生時点と税の徴収の時点との間の時間的間隔をできるだけ少なくすることにより、所得の発生に応じた税負担を求め、こととするためには現年所得課税とすることが望ましいと考えられるので、この方法を採用する場合における源泉徴収義務者の徴収事務、給与所得以外の者に係る申告手続等の諸問題について、引き続き検討することが適当である。

○個人所得課税に関する論点整理(抄) 政府税制調査会 H17.6

個人住民税は、納税の事務負担に配慮して、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税の仕組みを採っているが、本来、所得課税においては、所得発生時点と税負担時点をできるだけ近づけることが望ましい。近年の、IT化の進展、雇用形態の多様化等、社会経済情勢の変化を踏まえ、納税者等の事務負担に留意しつつ、現年課税の可能性について検討すべきである。

○平成22年度税制改正大綱 税制調査会 H21.12

個人住民税の所得割は前年所得を基準に課税しているため、収入が前年より大きく減少した人にとっては金銭的負担感が過重になります。納税者、特別徴収義務者、地方自治体の事務負担を踏まえつつ、現年課税化についても検討を行います。

※平成23年度税制大綱(H22.12)においても同様の記述あり。

税制抜本改革法（抄）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」

（平成24年8月22日法律第68号）

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第七条

二 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

二 個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格（(2)において「地域社会の会費的性格」という。）を踏まえ、次に定める基本的方向性により検討する。

- (1) 税率構造については、応益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、平成十九年度に所得割の税率を比例税率（一の率によって定められる税率をいう。以下(1)において同じ。）とした経緯を踏まえ、比例税率を維持することを基本とする。
- (2) 諸控除の見直しについては、地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、個人住民税における所得控除の種類及び金額が所得税における所得控除の種類及び金額の範囲内であること並びに個人住民税における政策的な税額控除が所得税と比較して極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除の見直し及び低所得者への影響に留意する。
- (3) 個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。

2

個人住民税検討会における現年課税に関する検討の経過

平成18年度

- ・ 現年課税化により期待される効果及び問題点
- ・ 導入する場合に考えられる方向性

平成20年度

- ・ 源泉徴収義務者の事務負担等の現状
- ・ 源泉徴収義務者等の事務負担の軽減の方策

平成21・22年度

- ・ 源泉住民税制度・予定納税制度の導入 ※最終的に市町村が税額を確定し精算。

平成23年度

- ・ 所得税方式、市町村精算方式、予定納税方式（現行制度を維持し、希望する者のみ予定納税を認めるもの）について検討

平成24年度

- ・ 源泉徴収・特別徴収に係る給与支払者の事務負担の現状について調査
- ・ 所得税方式市町村精算方式の中間的な案（市町村ごとに異なる事項は納税義務者が申告）の事務負担の変化について検討

平成25年度

- ・ 所得税方式、市町村精算方式における事務負担について検討

平成26年度

- ・ 現年課税化の導入に伴う特別徴収義務者における懸念事項について検討

平成27年度

- ・ マイナンバー導入と現年課税化（マイナンバー利用開始後の企業や市区町村に発生する事務負担）について検討

平成28年度

- ・ 切替年度の税負担のあり方について検討

【特別徴収義務者の事務負担】

① 従業員の1月1日現在の住所地の把握

- ・ 特別徴収義務者が全従業員の1月1日現在の住所地を確認し、課税団体を確定する必要が生じるが、正確に住所地を把握することは、特別徴収義務者に大きな負担となるのではないか。
- ・ 年の途中で雇用された者(新入社員、アルバイト・パート等)については、1月1日現在の住所地を把握することが必要であるが、どこまで正確に把握することができるのか。
- ・ 特に、雇用者の出入りが多い業種(小売業、飲食業、サービス業等の短期間のパート・アルバイトが多い職種、短期間のイベントや工事等で大人数を雇う必要がある業種等)にとって、大きな負担となるのではないか。

② 個人住民税の税額の計算・年末調整

- ・ 毎月の給与額に応じた税額を計算し、1月1日現在の住所地市区町村に納付する事務が生じるが、特別徴収義務者に大きな負担となるのではないか。
- ・ 年末には、各従業員の人的控除等を整理し、地方団体により異なる税率等で税額計算したのち、追徴・還付を行う年末調整事務が生じるが、特別徴収義務者に大きな負担となるのではないか。
- ・ 特に、中小企業については、経理事務の人員が少ないところも多く、また、会計ソフトなどITを活用する環境が十分でないところもあることから、これらの事務への対応は可能か。

【納税義務者の事務負担】

- ・ 現年課税化した場合、課税方式が所得税と同様申告納税方式となると考えられることから、給与所得者においても、**所得税の確定申告を行う者は、前年1月1日現在の住所地市区町村に対して、超過課税等を反映させた住民税の確定申告が必要**となり、納税義務者に大きな負担となるのではないか。
- ・ 自営業者等についても、同様に前年1月1日現在の住所地市区町村に対して、**確定申告が必要**となり、納税義務者に大きな負担となるのではないか。
- ・ 特に転居した場合、転居前の前年1月1日現在の住所地市区町村に対して申告する必要があるが、正しく申告されるか。

【市区町村の事務負担】

- ・ 確定申告により、市区町村から住民への還付事務が多く発生することとなり、市区町村の事務が煩雑となるのではないか。
- ・ 所得情報を各社会保障制度等で活用するため、市区町村において、各種課税資料を名寄せし、所得を計算することは引き続き必要であり、市区町村の事務(システム経費等を含む)の大幅な削減は難しいのではないか。

【切替年度の税負担】

- ・ 現年課税への切替時に、2年分の課税が発生するため、その税負担をどう考えるか。

※所得税方式の場合の論点

「平成28年度個人住民税検討会報告書」(抜粋)

第1 個人住民税の現年課税化についての検討

3 今後の課題

本年度の検討会では、切替年度の税負担における論点について、複数の選択肢を示すとともに、それぞれの選択肢における課題について整理を行った。切替年度の税負担については、国民の税負担に大きく影響を与えるものであることから、引き続き、丁寧に検討を行っていく必要がある。

また、個人住民税の現年課税化について、これまで本検討会においては、所得税方式を基として、特別徴収義務者に新たに発生する事務、実務的な観点からの懸念事項を整理してきたが、具体的に事務負担をどのように軽減することが可能かについて、今後さらに議論を深めていくことが必要であると考えられる。その際には、本検討会で洗い出された論点について、特別徴収義務者、地方団体及び納税義務者の理解が得られる案とすることができるかという観点から、十分に検討していくことが必要である。

特別徴収義務者に生じると懸念されている現年課税化に伴う事務負担の問題については、マイナンバーの活用によって改善や解決が期待できるものばかりではないこと、また、マイナンバーの導入は、特に導入初期段階においては、企業の実務負担を伴うものであることが、これまでの検討会を通じて確認されたが、今後、特別徴収義務者がマイナンバーを利用して必要な情報を入手できるような仕組みが整備されれば、現年課税に係る事務負担が軽減される可能性がある論点も見込まれる。また、特別徴収義務者に新たに発生する事務について、ITの利活用により、事務負担の増加を抑えることができる可能性もあると考えられる。このため、今後のマイナンバー制度の運用状況、マイナポータル

の進捗状況や企業のIT化の状況等も踏まえつつ、引き続き検討を進めていくことが必要である。

所得税の源泉徴収・個人住民税の特別徴収に係る企業の事務負担

日本商工会議所の協力を得て実施した、
全国88の企業に対するアンケート結果。
実施期間 平成24年12月～平成25年1月
※平成24年度個人住民税検討会

<所得税>

事務	事務量
毎月の源泉徴収税額の算定	8時間/年
毎月の源泉徴収税額の納入	8時間/年
年末調整	105時間/年
源泉徴収票の作成・提出・給与所得者への配布	18時間/年

<個人住民税>

事務	事務量
給与支払報告書の作成・提出	15時間/年
特別徴収税額通知書の給与所得者への配布	11時間/年
特別徴収税額の管理・入力	12時間/年
毎月の特別徴収税額の納入	8時間/年

※調査対象の企業の規模は様々であり、事務量はそれらの企業の1年間の事務量を単純平均したものである。



- 所得税の源泉徴収及び個人住民税の特別徴収に係る企業の事務の中で、11月、12月の短期間に事務が集中する年末調整に係る事務負担が突出して大きい。
- 個人住民税の現年課税化による企業の事務負担を考える際、この年末調整に係る事務負担への影響が特に重要。

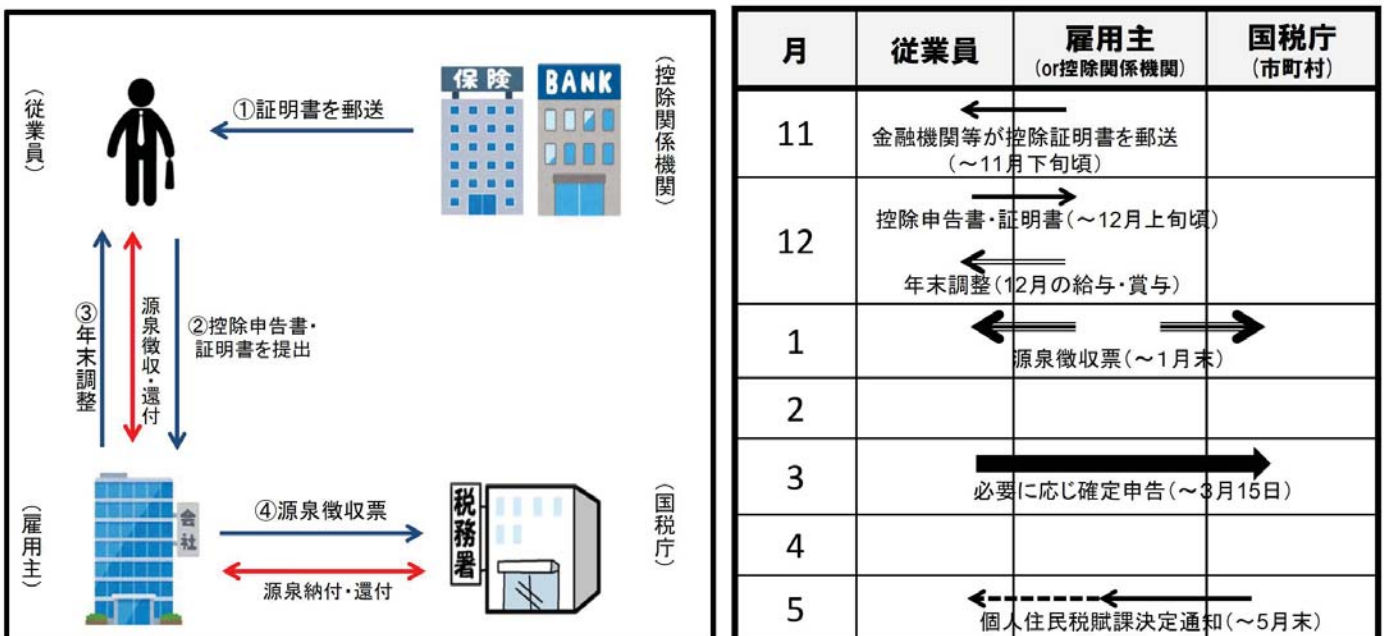
6

日本における給与所得者の年末調整事務の流れ

平成29年9月26日
政府税制調査会
(財務省提出資料)

- 年末調整は、毎月の源泉徴収税額の累積額と、年間を通じた給与所得に係る年税額の差を12月に精算する仕組み。
- 年末調整を実施している者は4,300万人。扶養家族の変更や源泉徴収税額に反映されない生命保険料控除(3,100万人)、地震保険料控除(700万人)、住宅ローン控除(300万人)といった控除を年税額計算に反映させ税額を確定・精算。

【年末調整事務の流れ】



(注1) 人数は国税庁「27年分民間給与実態統計調査(1年を通じて勤務した給与所得者)」。

(注2) 源泉徴収票の税務署への提出は、給与500万円超の者など一定のものに限る(市区町村へは全て提出)。

(注3) 医療費控除や寄附金控除の適用を受けたい者は確定申告を行って精算する必要ある。

個人住民税を現年課税化した場合の年末調整事務への影響(イメージ)①

		個人住民税も年末調整する場合の 企業・従業員の事務負担の増加の有無(イメージ)		
事前準備				
1	関係用紙の準備	・扶養親族等申告書や保険料控除申告書等の様式の準備	-	国税・地方税共通の様式とすることで新たな事務負担はなし。
2	申告書様式の配布・社員への説明	・申告用紙の配布や手続きの周知	増	個人住民税についても、説明が必要となる。(特に、控除額の計算方法が所得税と異なる生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者特別控除及び住宅ローン控除)
3	社員による申告書の記載・添付書類の収集	・保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書等の記載	増	控除額の計算方法が所得税と異なる生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者特別控除及び住宅ローン控除について、従業員の負担増。
4	各種の控除申告書の回収	・保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書等の回収	-	国税・地方税共通の様式とすることで新たな事務負担はなし。
5	扶養控除等の異動確認	・扶養控除等申告書を回収し、年初からの異動を確認	-	所得税と同じ事務。
計算準備				
1	各種申告書の記載内容の確認	保険料控除申告書、配偶者特別控除申告書、扶養控除等(異動)申告書及び住宅借入金等特別控除申告書の記載内容と添付書類に間違いがないかを確認	増	控除額の計算方法が所得税と異なる生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者特別控除及び住宅ローン控除について、企業の確認作業の負担増。
2	諸控除について、控除要件・控除額の確認	各種控除について、控除の要件に該当するか、控除額はいくらかを確認	増	控除額が所得税と異なる生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、寡婦(寡夫)控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除及び住宅ローン控除について、留意が必要。(社会保険料控除及び小規模企業共済等掛金控除は、所得税と控除額が同じ)

8

個人住民税を現年課税化した場合の年末調整事務への影響(イメージ)②

		個人住民税も年末調整する場合の 企業・従業員の事務負担の増加の有無(イメージ)		
年税額の計算				
1	源泉徴収額の集計・各種控除額の源泉徴収簿への転記	源泉徴収額の集計や源泉徴収額や各種控除額の源泉徴収簿への転記(年の途中で就職した人は前の給与支払者が交付する源泉徴収票を確認し、加算する。)	増	個人住民税についても、源泉徴収額の集計が必要となる。 【システム化されている場合、源泉徴収額の集計に係る事務負担は軽微であるものの、各種控除額のシステム入力作業は増加となるか。】
2	年税額の計算	年税額を計算	大幅増	個人住民税については、 ・税率が地方団体ごとに異なること(均等割合む) ・控除額が所得税と異なる控除があること ・個人住民税独自の制度である非課税限度額(所得割と均等割で異なり、更に均等割は地方団体ごとに異なる)があること を踏まえて、年税額を計算する必要がある。 【システム化されている場合、一定程度の事務負担の軽減が可能か。ただし、システムに要する経費は増加するか。】
過不足額の精算				
1	過納額の還付・不足額の徴収	過納額の還付・不足額の徴収	一部増	個人住民税についても、過納額の還付・不足額の徴収が必要となる。 【システム化されれば、過納額の還付・不足額の徴収に係る事務負担は軽微か。】

現行の源泉徴収簿（所得税）

甲欄 乙欄	所 属		職 名		住 所		氏 名		整 理 号	
	月	日	支	給	支	給	姓	名	番	号
平成29年分 給与所得に対する源泉徴収簿	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3
	計	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	計	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫

この様式は、平成28年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。 10

個人住民税における源泉徴収簿イメージ①

所得税

区分	金額	税額
給料・手当等	①	③
賞与等	④	⑥
計	⑦	⑧
給与所得控除後の給与等の金額	⑨	
給与等からの控除分 (②+⑤)	⑩	
社会保険料等控除額	⑪	
申告による社会保険料の控除分	⑫	
申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑬	
生命保険料の控除額	⑭	
地震保険料の控除額	⑮	
配偶者特別控除額	⑯	
配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑰	
所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮)	⑱	
差引課税給与所得金額(⑨-⑱)及び算出所得税額	⑲	⑲
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	⑳	
年調所得税額(⑲-⑳、マイナスの場合は0)	㉑	
年調年税額(㉑×102.1%)	㉒	
差引超過額又は不足額(㉒-⑧)	㉓	
超過額の精算		
本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉔	
未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉕	
差引還付する金額(㉔-㉕)	㉖	
同上的うち		
本年中に還付する金額	㉗	
翌年において還付する金額	㉘	
不足額の精算		
本年最後の給与から徴収する金額	㉙	
翌年に繰り越して徴収する金額	㉚	

個人住民税

区分	金額	税額	
		道府県民税	市町村民税
給料・手当等	①	③	
賞与等	④	⑥	
計	⑦	⑧	
給与所得控除後の給与等の金額	⑨		
給与等からの控除分 (②+⑤)	⑩		
社会保険料等控除額	⑪		
申告による社会保険料の控除分	⑫		
申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑬		
生命保険料の控除額	⑭		
地震保険料の控除額	⑮		
配偶者特別控除額	⑯		
配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑰		
所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮)	⑱		
差引課税給与所得金額(⑨-⑱)及び算出住民税額(所得割)	⑲	⑲	⑲
調整控除額		⑳	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額		㉑	
均等割非課税判定			
所得割非課税判定			
年調住民税額(所得割)(⑲-⑳-㉑、マイナスの場合は0)	㉒		
年調住民税額(均等割)	㉓		
年調年税額(所得割+均等割)(㉒+㉓)	㉔		
差引超過額又は不足額(㉔-⑧)	㉕		
超過額の精算			
本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉖		
未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉗		
差引還付する金額(㉖-㉗)	㉘		
同上的うち			
本年中に還付する金額	㉙		
翌年において還付する金額	㉚		
不足額の精算			
本年最後の給与から徴収する金額	㉛		
翌年に繰り越して徴収する金額	㉜		

・控除額が所得税と個人住民税で異なる。
・特に生命保険料控除、地震保険料控除は、控除額の計算方法が異なる。

・税率が地方団体ごとに異なる。

・個人住民税独自の制度。

・所得税で控除しきれなかった額を個人住民税から控除。

・個人住民税独自の非課税制度。
・非課税限度額制度
・障害者、未成年者、寡婦又は寡夫のうち合計所得金額が125万円以下の者

・税率が地方団体ごとに異なる。

個人住民税における源泉徴収簿イメージ②

生命保険料控除

- 控除額の計算方法が所得税と個人住民税で異なる。

(例)新契約における適用限度額 【所得税】12万円 【個人住民税】7万円

地震保険料控除

- 控除額の計算方法が所得税と個人住民税で異なる。

【所得税】支払った保険料の全額 【個人住民税】支払った保険料の1/2

基礎控除等

- 控除額が所得税と個人住民税で異なる。

<基礎控除>	【所得税】38万円	【個人住民税】33万円
<配偶者控除>	【所得税】38万円	【個人住民税】33万円
<配偶者特別控除>	【所得税】最大38万円	【個人住民税】最大33万円
<扶養控除>		
・一般の扶養親族	【所得税】38万円	【個人住民税】33万円
・特定扶養親族	【所得税】63万円	【個人住民税】45万円
・老人扶養親族	【所得税】48万円	【個人住民税】38万円
<障害者控除>	【所得税】27万円	【個人住民税】26万円
<寡婦(夫)控除>	【所得税】27万円	【個人住民税】26万円
<勤労学生控除>	【所得税】27万円	【個人住民税】26万円

12

個人住民税における源泉徴収簿イメージ③

調整控除

- 個人住民税独自の制度。
※ 税源移譲の際に、所得税と個人住民税の人的控除額の差額に起因する負担増を調整するために講じられた税額控除。
- ・ 所得割の額から次の区分に応じた金額を控除する(全納税義務者に発生)。

個人住民税の合計課税所得金額が200万円以下の者

⇒ イとロのいずれか小さい額の5%

イ: 人的控除額の差の合計額

ロ: 個人住民税の合計課税所得金額

個人住民税の合計課税所得金額が200万円超の者

⇒ イの金額からロの金額を控除した金額(5万円を下回る場合には、5万円)の5%

イ: 人的控除額の差の合計額

ロ: 個人住民税の合計課税所得金額から200万円を控除した金額

住宅借入金等特別控除

- 所得税で控除しきれなかった額を個人住民税から控除。

非課税判定

- 個人住民税独自の非課税制度がある。

- ・ 非課税限度額制度

均等割	所得金額 ≤	35万円	× 世帯人員数	+	21万円
所得割	所得金額 ≤	35万円	× 世帯人員数	+	32万円

生活保護の級地区分に応じて率(1級地:1.0、2級地:0.9、3級地:0.8)を乗じた額を基準として条例で設定

※ 所得金額は、給与所得者の場合、収入金額から給与所得控除を引いた後の金額
 ※ 世帯人員数は、本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数
 ※ 加算額は、控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算
 ※ 所得割の非課税限度額を上回り、所得割が課される者については、「総所得金額-所得割税額」が非課税限度額判定基準を下回らないように調整。

- ・ 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫のうち合計所得金額が125万円以下の者は非課税

個人住民税における源泉徴収簿イメージ④

所得割及び均等割の税率

- 所得割・均等割とも、地方税法においては標準税率を規定。各地方団体は、標準税率を踏まえ、条例において税率を決定。
- 標準税率によらず、超過課税、独自減税を実施している地方団体あり。
- 平成29年度税制改正において県費負担教職員制度の見直しに伴う道府県から指定都市への税源移譲が行われ、平成30年度分個人住民税から、指定都市に住所を有する者について、所得割の標準税率が道府県民税2%、市民税8%となる。

<個人住民税における超過課税、独自減税の実施状況(平成29年4月1日現在)>

所得割

- 道府県民税
 - ・ 4.025%：神奈川県 (4%：標準税率)
- 市町村民税
 - ・ 6.1%：豊岡市(兵庫県) (6%：標準税率)
 - ・ 5.7%：名古屋市
 - ・ 5.4%：田尻町(大阪府)

均等割

- 道府県民税
 - ・ 2,700円：宮城県
 - ・ 2,500円：岩手県、山形県、福島県、茨城県、岐阜県、三重県
 - ・ 2,300円：秋田県、滋賀県、兵庫県
 - ・ 2,200円：栃木県、群馬県、愛媛県
 - ・ 2,100円：京都府
 - ・ 2,000円：富山県、石川県、山梨県、長野県、愛知県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
 - ・ 1,900円：静岡県
 - ・ 1,800円：神奈川県、大阪府 (1,500円：標準税率)
- 市町村民税
 - ・ 4,400円：横浜市 (3,500円：標準税率)
 - ・ 3,300円：名古屋市
 - ・ 3,200円：田尻町(大阪府)

(注) 総務省「道府県民税及び法人事業税の税率に関する調」、「市町村税の税率等に関する調」より作成

首都圏の企業の例

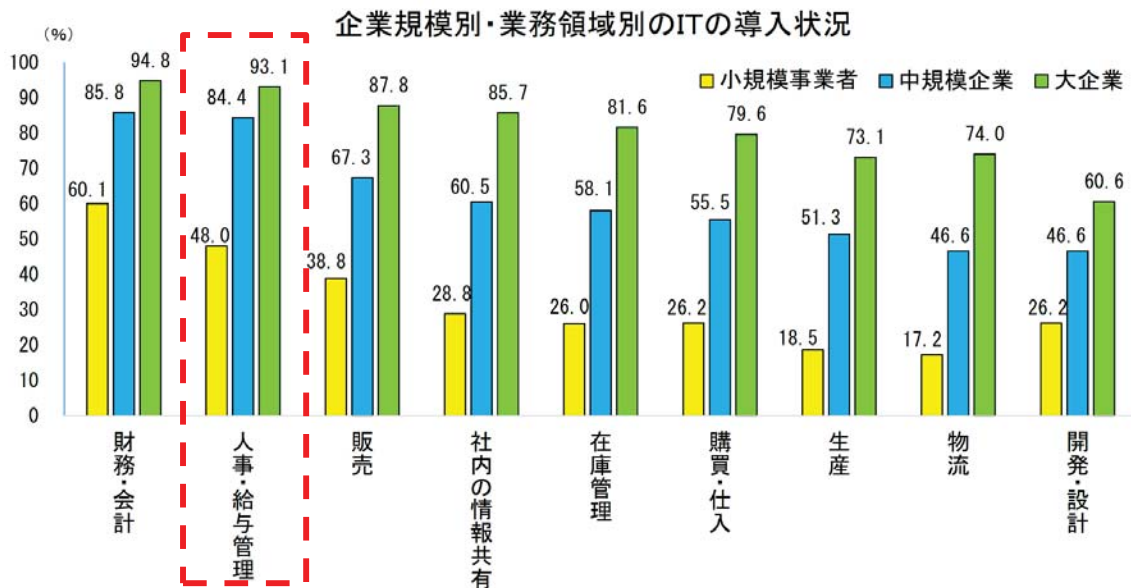
	均等割	所得割
東京都内	・・・ 5,000円/年	10%
神奈川県内(横浜市除く)	・・・ 5,300円/年	10.025%
横浜市	・・・ 6,200円/年	10.025%

近畿圏の企業の例

	均等割	所得割
大阪府内(田尻町除く)	・・・ 5,300円/年	10%
田尻町	・・・ 5,000円/年	9.4%
滋賀県、兵庫県内(豊岡市除く)	・・・ 5,800円/年	10%
豊岡市	・・・ 5,800円/年	10.1%
京都府内	・・・ 5,600円/年	10%
奈良県、和歌山県内	・・・ 5,500円/年	10%

企業活動におけるIT化の状況

- IT化は企業活動においても進んでいる。
- しかし、小規模事業者については、規模の大きい企業に比べてITの導入が進んでいない状況も見られる。



(出典) 中小企業庁「中小企業白書」(2013年)

(注) 小規模事業者:従業員20人以下の企業(卸売業、サービス業、小売業は5人以下)
 中規模企業:小規模事業者を除く中小企業(従業員300人以下の企業(卸売業、サービス業は100人以下、小売業は50人以下))
 大企業:中小企業以外の企業

(参考) 従業員数別企業数

	総数	0~4人	5~9人	10~19人	20~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300~999人	1,000~1,999人	2,000~4,999人	5,000人以上
企業等数	4,098,284	3,046,806	469,759	279,724	100,912	80,820	61,311	41,490	13,301	2,307	1,262	592
総数に占める割合		74.3%	11.5%	6.8%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.3%	0.1%	0.0%	0.0%

(出典)「平成26年経済センサス」(総務省)

Ⅲ 各分野における規制改革の推進

4. 投資等分野

(2) 具体的な規制改革項目

① 税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化

ア 所得税に係る年末調整手続の電子化の推進

【平成29年度検討・結論】

給与所得に係る源泉徴収制度・年末調整制度は、所得税の納税者の多数を占める給与所得者(被用者)の納税手続を簡便化し、社会的なコストを抑制する仕組みとして長年用いられている。

こうした中、源泉徴収義務者(雇用者)の事務負担も踏まえ、書面により提出することとされている年末調整関係書類(保険料控除証明書、住宅ローン残高証明書)について、電磁的な方法による提出を可能とすべき、雇用者を対象とする団体扱特約により払い込んだ生命保険料等に係る保険料控除について、手続を簡素化すべきといった指摘もある。

したがって、ICTの一層の活用等により、被用者・雇用者を含めた社会全体のコストを削減する観点から、電磁的な方法による年末調整関係書類の提出を原則全て可能とすることについて、関係者の意見も踏まえて検討し、結論を得る。

その際、被用者が電磁的に交付された控除証明書を活用して簡便に控除申告書を作成し、雇用者に提供することができる仕組みの構築についても検討し、結論を得る。

また、年末調整全体のプロセスの更なる合理化を図る観点から、

- ・ 雇用者を対象とする団体扱特約により払い込んだ生命保険料等に係る保険料控除の控除申告書等について、事業者内における被用者から雇用者への控除申告書の提出手続の簡素化を図るとともに、
- ・ 今後、マイナポータルと関連事業者や雇用者との間で効率的に情報の連携を行う仕組みの整備、及び必要な法制上の措置を前提として、保険料控除・住宅ローン控除といった各種控除に係る情報をマイナポータルに通知し、当該情報を控除の証明書として活用する枠組み等を検討すること、

などについて、その可能性及び方策を、関係者の意見も踏まえて検討し、結論を得る。

2. 現年課税化に当たったの課題

個人住民税の現年課税化を検討するにあたり、これまで課題とされてきたことを整理すると以下のとおりである。

① 特別徴収義務者の事務負担

- (1) 従業員の1月1日現在の住所地の把握
- ・ 特別徴収義務者が全従業員のみ1月1日現在の住所地を確認し、課税団体を確定する必要があるが、正確に住所地を把握することは、特別徴収義務者に負担となるのではない。
 - ・ 年の途中で雇用された者（新入社員、アルバイト・パート等）については、1月1日現在の住所地を把握することが必要であるが、どこまで正確に把握することができるのか。
 - ・ 特に、雇入者の出入りが多い業種（小売業、飲食業、サービス業等の短期間のパート・アルバイトが多い業種、短期間のイベントや工事等で大人数を雇う必要がある業種等）にとっても、大きな負担となるのではない。

(2) 個人住民税の税額の計算・年末調整

- ・ 毎月の給与額に応じた税額を計算し、1月1日現在の住所地区町村に納付する事務が生じるが、特別徴収義務者に負担となるのではない。
- ・ 年末には、各従業員の人的控除等を整理し、地方団体により異なる税率等で税額計算したのち、追徴・還付を行う年末調整事務が生じるが、特別徴収義務者に大きな負担となるのではない。
- ・ 特に、中小企業については、経理事務の人員が少ないところも多く、また、会計ソフト等のITを活用する環境が十分でないところもあることから、これらの事務への対応は可能か。

② 納税義務者の事務負担

- ・ 現年課税化した場合、課税方式が所得税と同様申告納税方式となると考えられることから、給与所得者においても、所得税の確定申告を行う者は、前年1月1日現在の住所地区町村に対して、超過課税等を反映させた個人住民税の確定申告が必要となり、納税義務者に大きな負担となるのではない。
- ・ 自営業者等についても、同様に前年1月1日現在の住所地区町村に対して、確定申告が必要となり、納税義務者に大きな負担となるのではない。
- ・ 特に転居した場合、転居前の前年1月1日現在の住所地区町村に対して申告する必要があるが、正しく申告されるか。

個人住民税の現年課税化に関する 中間とりまとめ

個人所得課税において、給与等は原則として、所得税（国税）は、所得の発生した年に課税・納税が行われるいわゆる「現年課税」であるのに対し、個人住民税（地方税）は前年の所得を基準として翌年度に課税する「翌年度課税」となっている。

個人住民税も、所得税と同様に、個人の所得に対する課税であるため、できるだけ所得の発生時期と課税のタイミングは近づけている方が望ましいことから、個人住民税の現年課税化が検討課題となっている。

近年、IT化の進展、マイナナンバー制度の導入や雇用形態の多様化等、個人住民税の現年課税化をめぐる環境変化があることから、当研究会を開催し、個人住民税の現年課税化の導入の可能性について議論を行った。平成28年10月から平成29年12月まで、計8回にわたり議論を行い、今回中間とりまとめを行った。

1. 個人住民税の現年課税化の意義

翌年度課税は、定年退職等により前年に比べて収入が大きく減少した者にとっては負担感が重くなる等の課題が指摘されてきた。

近年、雇用の流動化や企業における成果主義の賃金導入等により、毎年一定額の賃金上昇を前提とする終身雇用・年功型賃金体系が崩れつつあり、各年の収入・所得は変動が生じやすくなっている。

また、パート・アルバイト・契約社員等の非正規雇用者が増えてきている。これらの非正規雇用は企業の経営状況に左右されやすく、収入・所得が必ずしも安定していない。

このように働き方が多様化している中で、翌年度課税に係る課題への対応の必要性が高まってきている。

また、「官民データ活用推進基本法」（平成28年12月14日法律第103号）が成立し、今後は、あらゆる行政手続きを電子的に行うことが原則とされており、税務手続きについても一層の電子化を進めていくことが求められている。こうした税務手続きの電子化は、個人住民税の現年課税化に係る課題解決にも資するものと考えられる。

(残された課題)

- 従業員の住所把握については、特に雇入者の出入りが多い業種にとって、大きな負担となるのではないか。特別徴収義務者が毎年、1月1日現在の住所把握のため、住民票等の提出を求めることについて、理解を得られるか。
- 毎月の税額の納入を個人単位にする場合、特別徴収義務者において対応が可能か。
- 特別徴収義務者が行った誤納付を地方団体間で精算することは、次のような課題がある。
 - ・ 「申告納付」方式における税務手続きとして、納税義務者や特別徴収義務者が関与することなく、地方団体間で精算行為のみを行うことが、法的に許容されるか。
 - ・ 誤納付について、地方団体間で精算としても、確定申告や所得証明書の申請を行うために、少なくとも納税義務者本人に対し、課税団体の告知を行う仕組みが必要となる。
 - ・ 年末調整後に納付先団体の誤りが判明し、当該団体の税率が異なる場合は、地方団体間のやりとりだけで完結できず、特別徴収義務者との間で、追徴・還付のやりとりを行う必要があることとなり、特別徴収義務者と市区町村双方の事務間に混乱が生じるのではないか。
- 個人住民税においても、報酬や原稿料等の支払い時に、税額を源泉徴収し、報酬等を受ける者の1月1日現在の住所地区町村に納入することが想定される。更に、その場合、報酬等の支払いを行う者は、報酬等を受ける者の1月1日現在の住所地区町村に対し、個人住民税の支払調書を提出する必要があるが、特別徴収義務者の事務負担が増えるのではないか。

(2) 個人住民税の税額の計算・年末調整

- 毎月の税額計算や年末調整について、地方団体で異なる税率等を反映して自動で税額を計算するシステム等を利用すれば、特別徴収義務者の事務負担の増加は、ある程度軽減できるのではないか。
- クラウド型の給与計算ソフトの利用が伸びてきており、中小企業における普及が期待されるのではないか。
- パソコンを利用せず手計算で年末調整等を行っている事業者への対応は課題として残るのではないか。

(残された課題)

- 現在の所得税の年末調整でも特別徴収義務者にとって大きな負担となっている中で、所得税に加え、個人住民税の年末調整を行うことについて理解を得られるか。
- 仮に、システム等を利用するとしても、入力確認や検算を目視で行う必要があり、事務負担が増えるのではないか。
- 中小企業庁の調査では、経営で記帳する際に約2割の中小企業がパソコンを使用

③ 市区町村の事務負担

- ・ 確定申告により、市区町村から住民への還付事務が多く発生することとなり、市区町村の事務が煩雑となるのではないか。
- ・ 所得情報を各社会保障制度等で活用するため、市区町村において、各種課税資料を名寄せし、所得を計算することは引き続き必要であり、市区町村の事務（システム経費等を含む）の大幅な削減は難しいのではないか。

④ 切替年度の税負担

- ・ 現年課税への切替時に、2年分の課税が発生するため、その税負担をどう考えるか。

3. 研究会における議論

本研究会では、2. で掲げた課題について、IT化の進展やマイナンバー制度の導入等を踏まえ、特別徴収義務者をはじめとする各主体に係る事務負担を軽減することができないか等について議論を重ねた。検討に当たっては、税務事務に関する給与・会計ソフトを提供している事業者の方々にご協力いただくとともに、実地に中小企業へのヒアリングを実施した。

本研究会における「議論」と「残された課題」について、中間的に整理を行うと以下のとおりである。

① 特別徴収義務者の事務負担

(1) 従業員の1月1日現在の住所地の把握

- 特別徴収義務者は従業員の住所地の把握について、ベストエフォートを尽くし、課税団体誤りによる誤納付については、市区町村間でやりとりする仕組みを作れば良いのではないか。
- 現行では、賦課期日の1月1日と給与支払報告書の提出期限の1月31日が近接しているが、現年課税化した場合、転居等により、賦課期日現在の住所地と税額納入時の住所地が異なるケースが生じやすく、課税団体誤りによる誤納付が多発するおそれがある。誤納付が多発すれば、税額の精算やその手続きのため、特別徴収義務者、納税義務者や市区町村の事務負担が増えるのではないか。
- 住所地によって税率等が異なる場合があるため、特別徴収義務者が住民票等の提出を求めしつかり確認をするか、市区町村が確認して、課税団体誤りを是正する必要があるが、いずれの場合でも手間がかかるのではないか。
- 市区町村において誤納付を是正できるようにするために、毎月の税額の納入を個人単位にする必要がある（現行の所得税においては、個人別の明細はない）。

(残された課題)

- 切替年度の税負担の問題は、給与所得だけではなく、事業所得等の他の所得も含めて考えるべき課題である(給与所得のみ1年分の税負担を軽減することは、憲法第14条に定める法の下の平等に反するとする意見あり)。
- 所得の発生時期を調整することが可能な所得(例：有価証券、不動産)について、所得の発生を分散させることで、税負担の軽減を図ることが可能となる。また、これらの所得に係る売買がN-1年とN年に集中することとなり、駆け込み需要や反動減が生じ、経済活動に影響を与える可能性がある。
- 現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ、世代間で不公平が生じる。長期的に見れば、税負担が実質的に1年分軽減され、地方団体の税源が失われることになる。
- 1年分の所得に対し課税しないこととした場合でも、現行の給与所得に係る特別徴収税額の納入は6月から翌年5月のため、現年課税導入年の1月から5月までは2年分の課税が発生する。

4. 個人住民税の現年課税化の実現に向けて

上記3. で述べたとおり、本研究会での議論を通じて、現年課税化に係る諸課題について一定の方向性が見いだされたものがある一方、現時点においては、なお残る課題も多いことが明らかになった。これらの課題について、本研究会では、企業におけるIT化の更なる進展等を展望し、現年課税化の実現に向けて、今後どのような環境が整備されれば課題解決につながるのか検討を行った。

① 中小零細企業におけるIT化の進展

個人住民税の現年課税化にあたって最も大きな課題は、税関係事務のシステム化が進んでいない中小零細企業の事務負担であるが、最近、クラウドを利用した安価な給与計算ソフト開発が進みつつある。こうしたソフトが普及し、多くの中小零細企業がITを利用して源泉徴収税額の計算や年末調整を行うことができる状況となれば、特別徴収義務者に大きな負担をかけることなく、地方団体で異なる税率や個人住民税独自の項目を反映した税額計算ができるようになると考えられる。

なお、その場合でも、パソコンやスマートフォンが使えない特別徴収義務者や納税義務者が一定割合、残ることも想定されるため、地方団体等において相談窓口を開設するなど、必要なサポート体制を整える必要があると考えられる。

② マイナンバーカード・マイナポータルの普及

マイナンバーカードの普及が進み、多くの納税義務者がマイナンバーカードを所持する状況となれば、特別徴収義務者は、納税義務者である従業員の1月1日現在の住所

しておらず、約3割の企業が会計ソフトを利用せずに記載している。このようなITを導入していない場合、給与・税額計算は手作業で行われており、個人住民税を現年課税化した場合に発生する年末調整等の事務に対応することは難しいのではないかと、手計算で事務を行っている事業者の負担をどう考えるか、所得税に加え、個人住民税の税額計算を熟知してもらったのはかなりの負担になるのではないかと。

○ 従業員が個人住民税の確定申告を行うことができよう、新たに個人住民税の源泉徴収票を交付する必要がある。その際、所得税と個人住民税で、課税標準や税額が異なるため、特別徴収義務者や納税義務者に混乱が生じるおそれがあるのではないかと。

② 納税義務者の事務負担

○ 課税方式について、所得税と同様、申告納税方式となるため、個人住民税においても確定申告が必要となるのではないかと。個人住民税独自の事項があるため、納税義務者に大きな負担となるのではないかと。

(残された課題)

- 現行では、個人住民税は賦課課税のため、申告書は課税資料(所得把握の資料)であり、所得税の確定申告書を提出した場合、個人住民税の申告書の提出は不要である。現年課税化により、課税方式が申告納税方式となる場合、個人住民税の税額の申告が必要となり、所得税とは別に、個人住民税の確定申告書の提出が必要となる。
- 個人住民税の税額を申告するためには、個人住民税の源泉徴収票を基に、調整控除やふるさと納税等、個人住民税独自の項目を反映して自ら税額計算する必要があるが、納税義務者に大きな負担となるのではないかと。
- 前年1月1日現在の住所地市区町村が課税団体となることから、転居があった場合に、課税団体に対し、正しく申告されるか。

③ 市区町村の事務負担

○ 所得情報を各社会保障制度等で活用するため、市区町村において、各種課税資料を名寄せし、所得を計算することは引き続き必要ではないかと。

(残された課題)

○ 市区町村において所得計算を行わなくても、税額が納付されるため、現在のような所得情報の精度が維持できるか。所得情報の精度が維持できないと、社会保障制度等において適切な運用ができなくなるのではないかと。

④ 切替年度の税負担

○ 2年分課税するのは理解を得られない。経済への影響を少なくするため、N-1年とN年の所得を比較し、所得が大きい方に課税する方が良いかと。

について、従業員に対し、住民票等の提出を求めることなく、マイナンバーカードによって確認することが可能となり（転居があった場合でも、マイナンバーカードの追記欄により確認可能）、納税義務者及び特別徴収義務者の事務負担の増加を解消できる可能性がある。

更に、マイナンバーの利用が進めば、納税義務者がマイナンバーから1月1日現在の住所がプレ印字された扶養控除等申告書をダウンロードして（生活の本拠が異なる場合は、任意に住所地を訂正できるようにする）、特別徴収義務者に提出するといったことも考えられ、より正確に従業員の1月1日現在の住所地を把握する方策を検討することができるようになる。

③ eLTAXの機能拡充

eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）については、平成31年10月より共通電子納税システム（共同収納）が導入されるなど、機能の拡充が予定されている。この共通電子納税システム（共同収納）の導入により、特別徴収義務者は、複数の地方団体への納税を一括で行うことができるようになり、事務負担を軽減することが可能となる。今後、更にeLTAXの機能が拡充され、地方税の情報センター的な機能を果たすようになれば、現年課税化に係る諸課題の解決に資する可能性がある。

5. おわりに

個人住民税の現年課税化は、特別徴収義務者である事業者に新たな事務負担が生じるものであることから、本研究会では、現年課税化による事業者の事務負担への影響とその負担軽減策について中心に議論を行った。

事業者の事務負担については、上記の共通電子納税システム（共同収納）の導入のほか、平成30年度与党税制改正大綱において、「給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知（納税義務者用）については、電子情報処置組織（eLTAX）により特別徴収義務者を経由し、送付する仕組みを、地方公共団体の取扱いに差異が生じないよう配慮しつつ検討する」とされている。まずは、当面、これらの課題を着実に実施し、事業者の事務負担の軽減を図ることが重要であると考えられる。

その上で、4. で述べたとおり企業のIT化の進展、マイナンバー制度の運用状況やeLTAXの機能拡充等も踏まえつつ、個人住民税の現年課税化について、引き続き検討を深めていくこととする。

第3回 個人住民税検討会 企業等におけるシステム化の動向

2018年1月30日

〒105-0011 東京都港区芝公園2-6-3

芝公園フロントタワー

MMRI
株式会社MM総研

アジェンダ

MMRI
株式会社MM総研

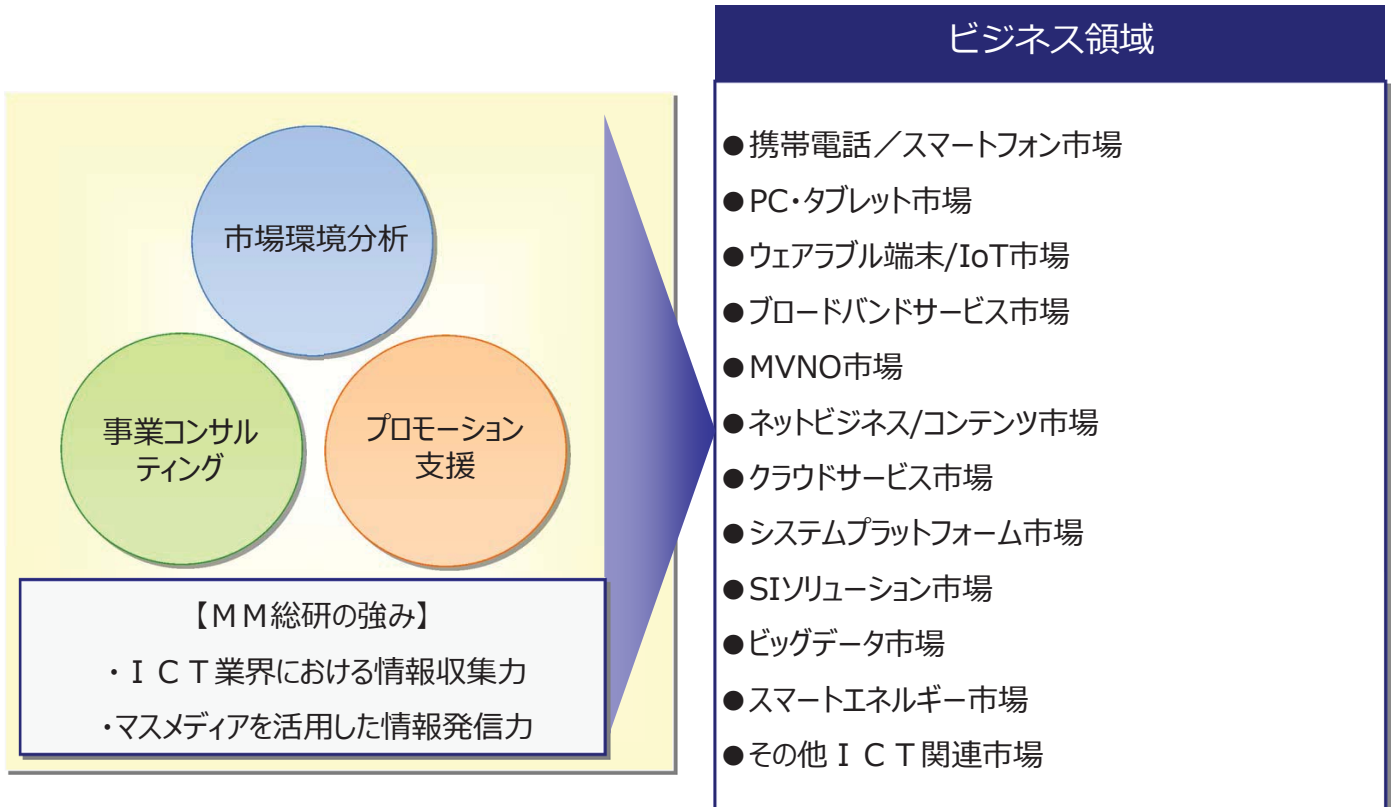
1. MM総研 会社概要
2. 国内クラウドサービス市場
3. クラウド給与計算ソフト市場
4. 個人のスマートフォン所有率
5. まとめ

1. MM総研 会社概要

3

1. 会社概要

MM総研は、I C T 業界のお客様に、市場調査、コンサルティングサービスを提供、幅広い情報収集力、独自の情報発信力を活用してお客様の事業を支援します



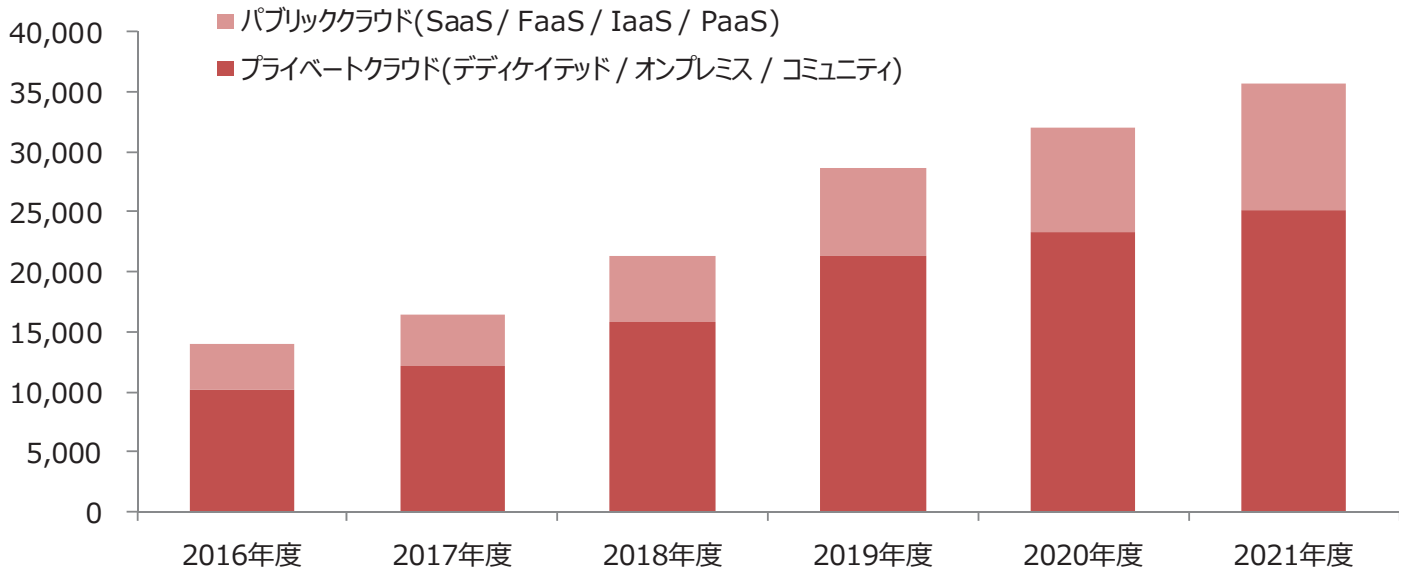
社名	株式会社 MM総研	中島 洋（なかじま ひろし） 略歴	
沿革	1996年6月 株式会社マルチメディア総合研究所設立 2004年7月 株式会社MM総研に社名変更	<ul style="list-style-type: none"> ●MM総研 代表取締役所長 ●国際大学(グローコム)主幹研究員/教授 (併任) ●全国ソフトウェア協同組合連合会 名誉会長 ●日本個人情報管理協会 理事長 ●経済ジャーナリスト・美ら島沖縄大使 	
資本金	2,000万円	1947年生まれ 東京大学大学院 (倫理学) 修士終了 1973年 日本経済新聞社入社。ハイテク分野、企業経営問題などを担当。 途中、日経コンピュータ、日経パソコンの創刊に参加	
所在地	東京都港区芝公園2丁目6番3号 芝公園フロントタワー5F	1988年 日本経済新聞社 編集委員 1997年 慶応義塾大学教授 大学院政策・メディア研究科(～2002年) 1998年 日経BP社 編集委員 (～2008年) 2003年 MM総研 代表取締役 所長 (現任) 2005年 IPA (情報処理推進機構) 未踏事業審議委員 (現任) 2006年 企業情報化協会(IT協会) 研究会主査 (現任) 2006年 ASPIC顧問 (現任) /ASPICアワード審査委員長 (現任) 2007年 全国ソフトウェア協同組合連合会 会長 (～2017年) 2009年 総務省ASP・SaaS データセンタ促進協議会副会長 (現任) 2009年 沖縄振興審議会・専門委員(～2012年) 2010年 国際大学評議員・理事(～2013年) 2013年 日本個人情報管理協会・理事長(現任) 2014年 日本テレワーク協会 テレワーク推進賞 審査委員(現任) 2016年 IoT検定制度委員会委員長 (現任) 2017年 全国ソフトウェア協同組合連合会名誉会長 (現任) 2017年 沖縄ITイノベーション戦略センター (設立準備室) ファシリテーター(現任)	
代表者	代表取締役所長 中島 洋		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●マーケティング・リサーチ業務の実施 ●コンサルティング業務 ●月刊ICT情報誌「M&D Report」の発行 ●「MM総研大賞」の企画運営 ●各種セミナー、展示会 		

2. 国内クラウドサービス市場

- 2016年度の国内クラウド市場は1.4兆円（前年度比38.5%増）
- コストメリットやスピードメリット等を背景に、社内の既存システムのクラウド移行が加速

(億円)

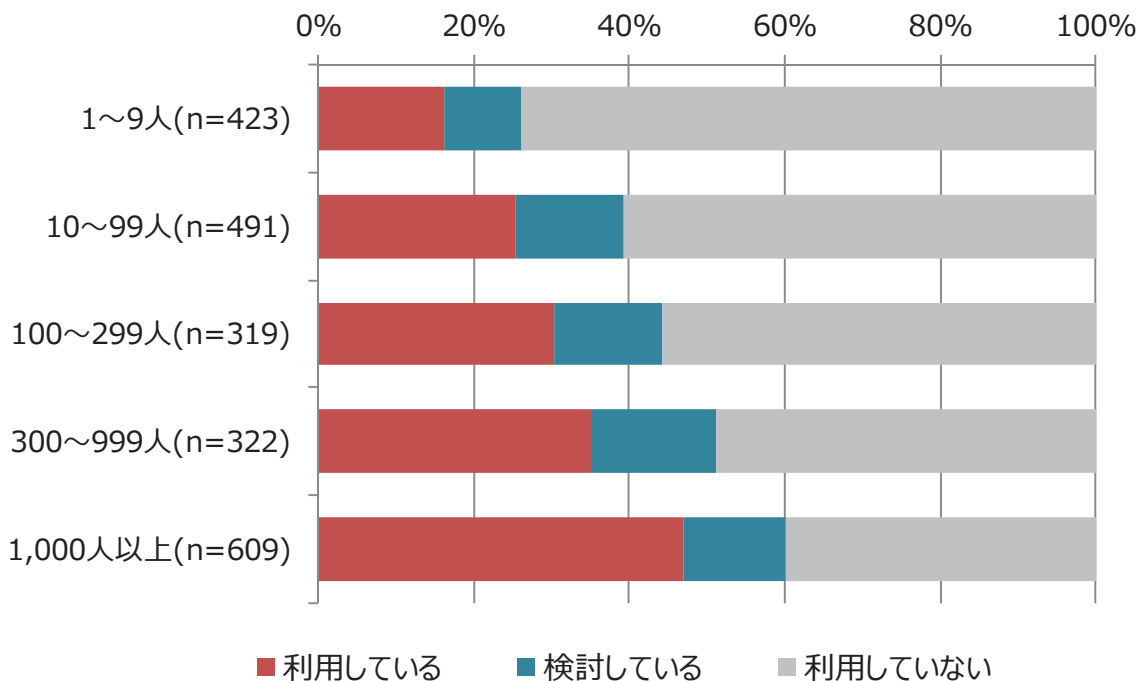
国内クラウドサービス市場規模 実績・予測



出典：MM総研 2017年国内クラウドサービス需要動向 7

- 従業員規模が大きくなるにつれて、SaaSの利用率は高い

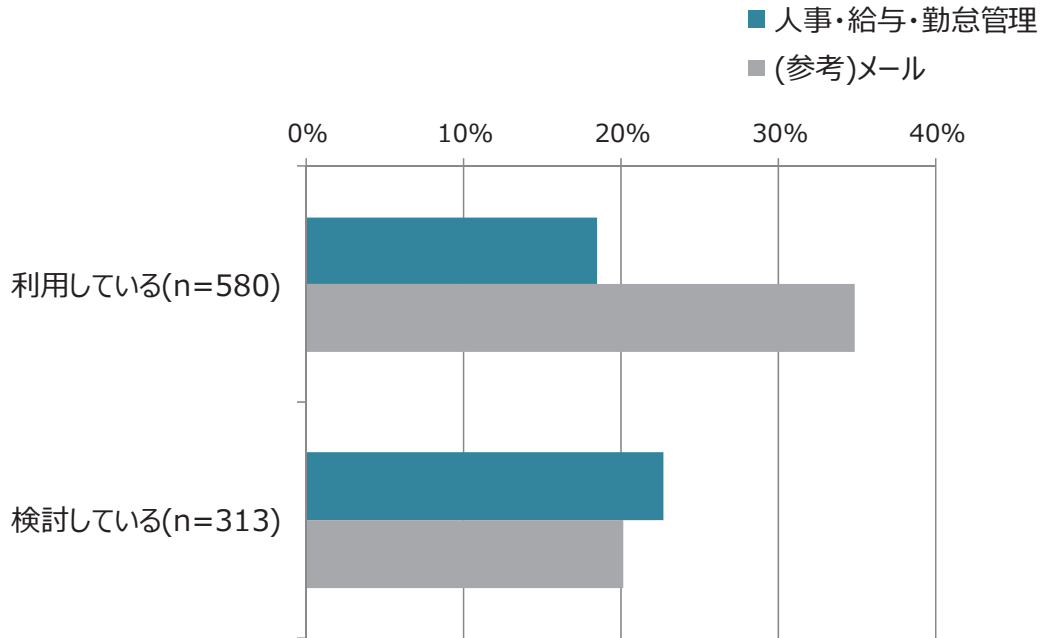
従業員規模別 SaaS利用状況



出典：MM総研 2017年国内クラウドサービス需要動向 8

- SaaS検討者の2割以上が、人事・給与・勤怠管理に投資予定

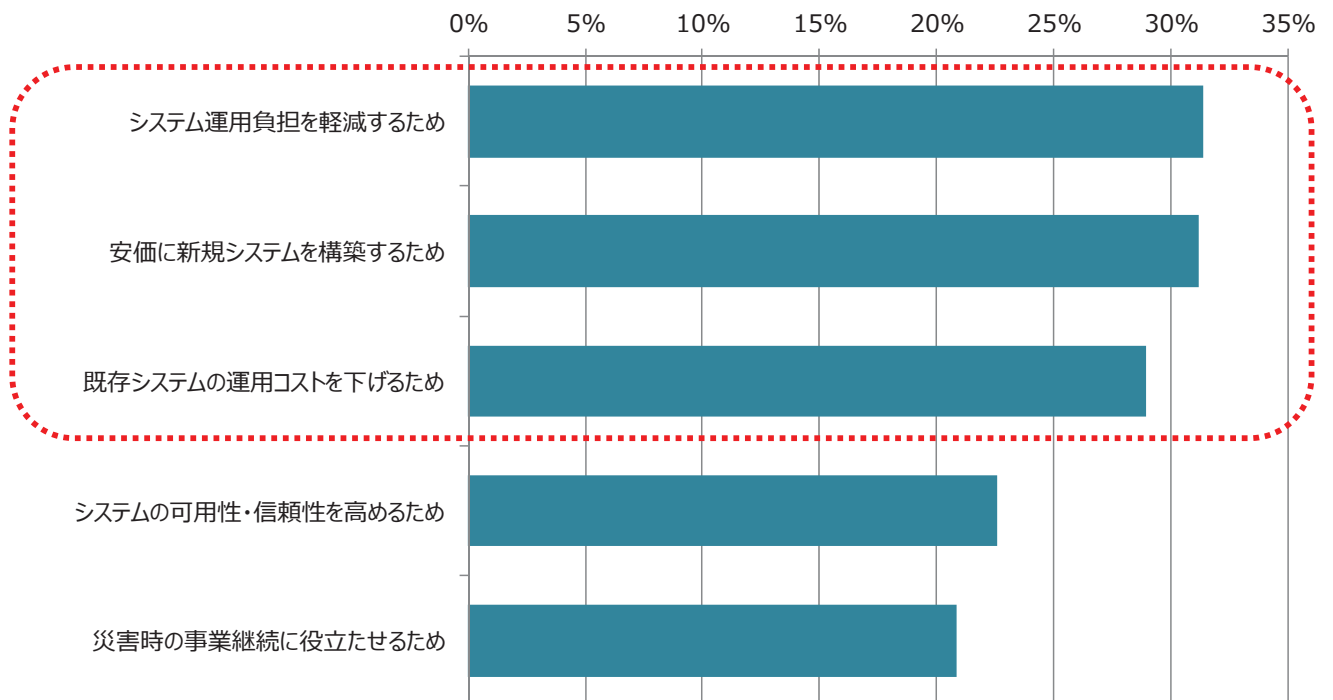
SaaSの利用・検討分野



出典：MM総研 2017年国内クラウドサービス需要動向 9

- SaaSの導入目的において、運用負担の軽減とコスト削減の項目が約3割を占める

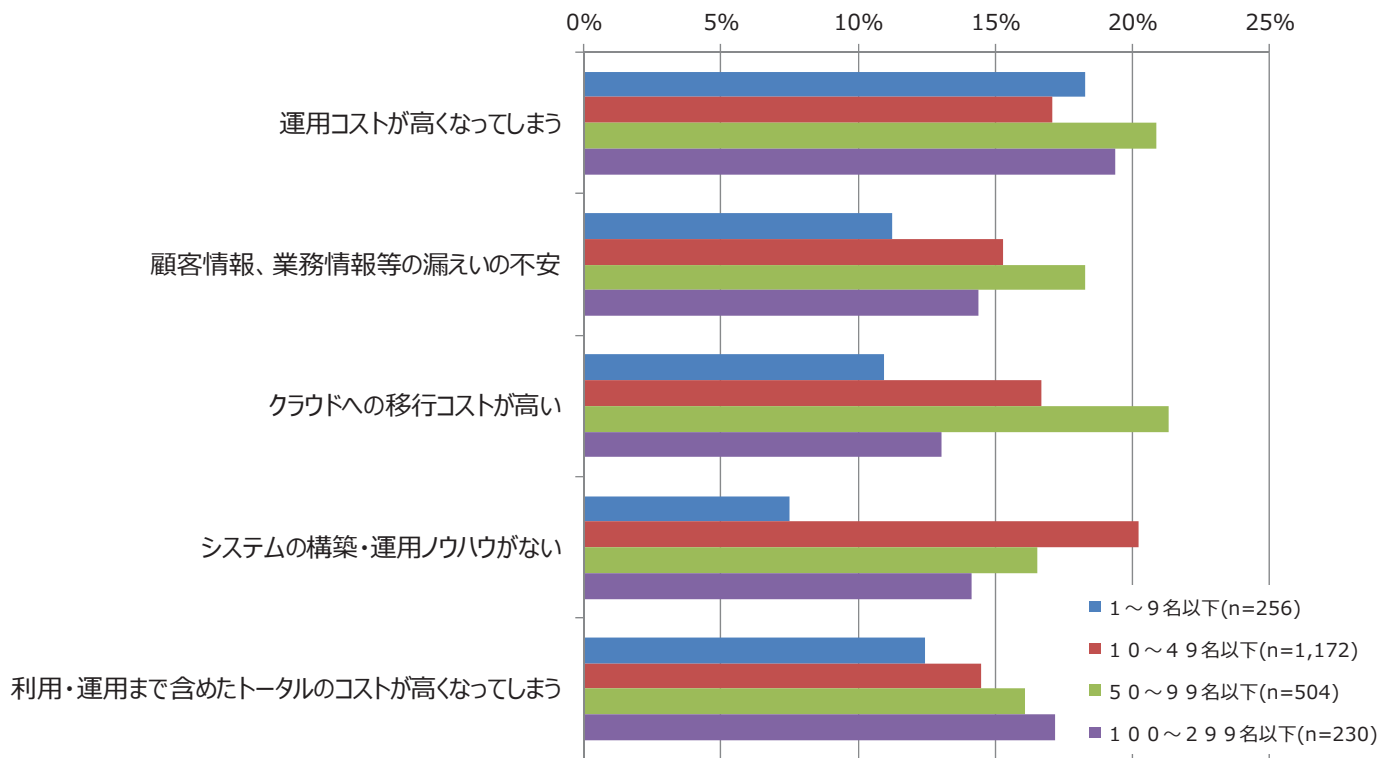
2017年 SaaSの導入目的(n=580)



出典：MM総研 2017年国内クラウドサービス需要動向 10

従業員規模別

クラウドサービスを利用・検討しない理由

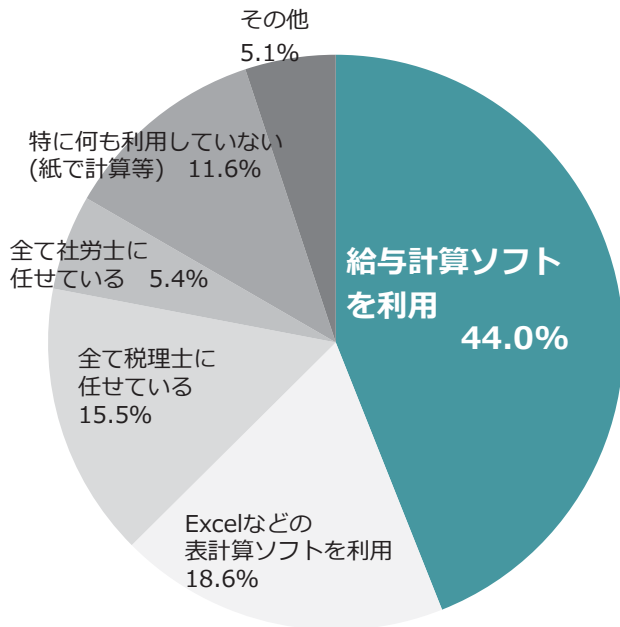


出典：MM総研 2017年国内クラウドサービス需要動向 11

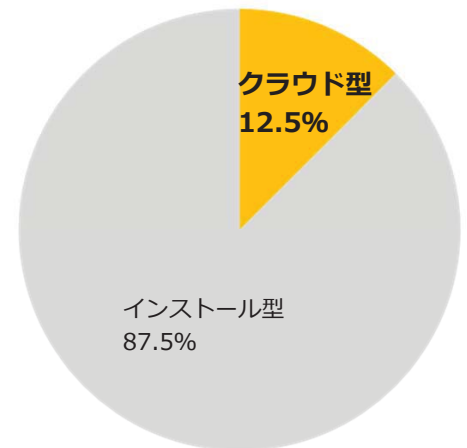
3. クラウド給与計算ソフト市場

- 従業員300人未満の中小企業等では、給与計算ソフトの利用は約4割
- 給与計算ソフトの利用企業においては、クラウド型の利用が1割程度

給与計算業務の方法
(n=4,168)



給与計算ソフトの導入形態
(n=1,833)

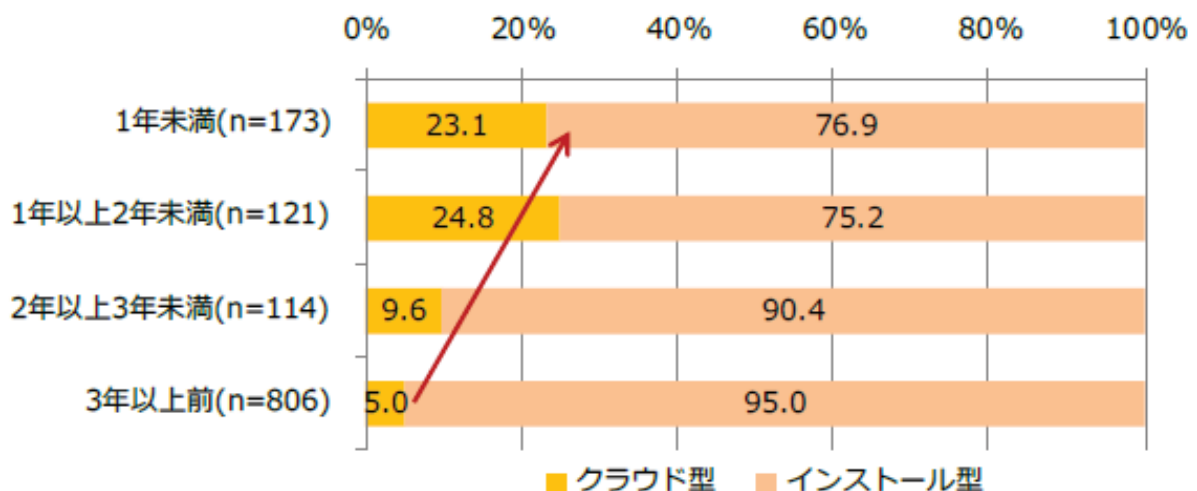


出典：MM総研 2016年3月クラウド給与計算ソフト市場調査

- 2年以内に給与計算ソフトを購入した企業の4社に1社程度はクラウド型を選択
- クラウド給与の普及が進みつつあると言える

給与計算ソフトの購入時期別導入形態

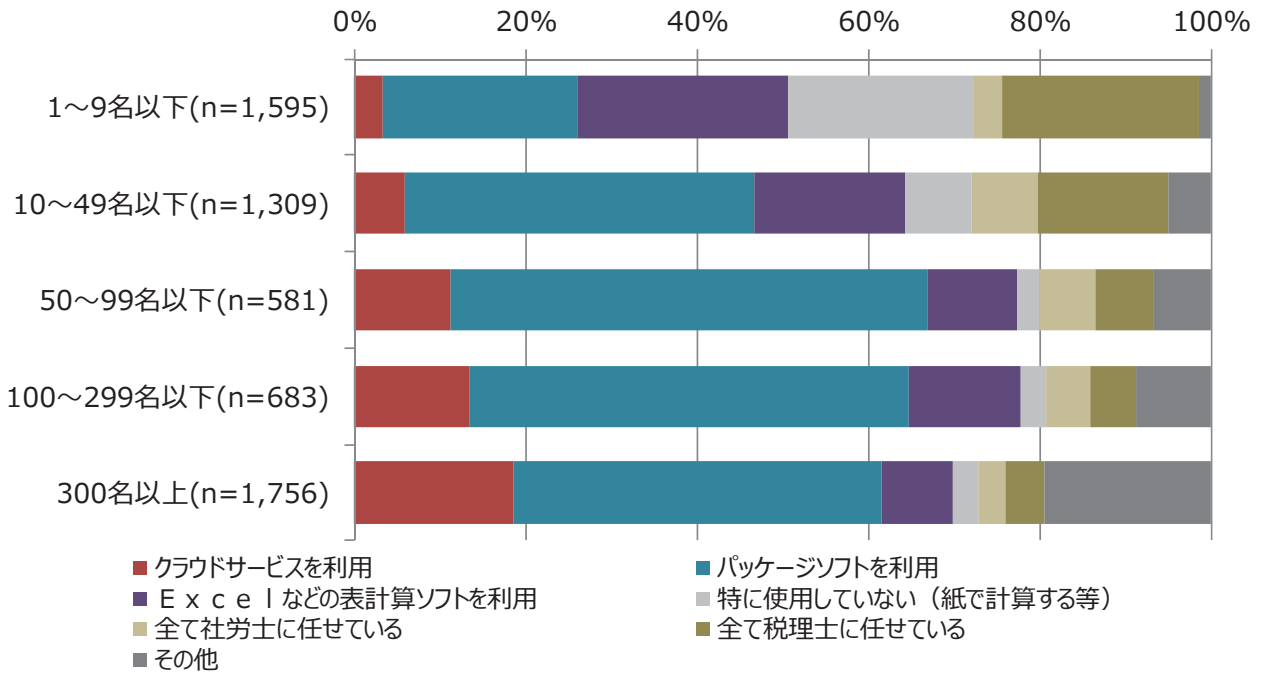
※従業員数300名未満企業



出典：MM総研 2016年3月クラウド給与計算ソフト市場調査

- 従業員規模数が小さい企業ほど、給与計算の業務のクラウドサービスの利用率は低い
- 1～9名以下の企業は、Excelでの計算や特に使用していない割合が5割弱

従業員数規模別 給与計算の業務方法



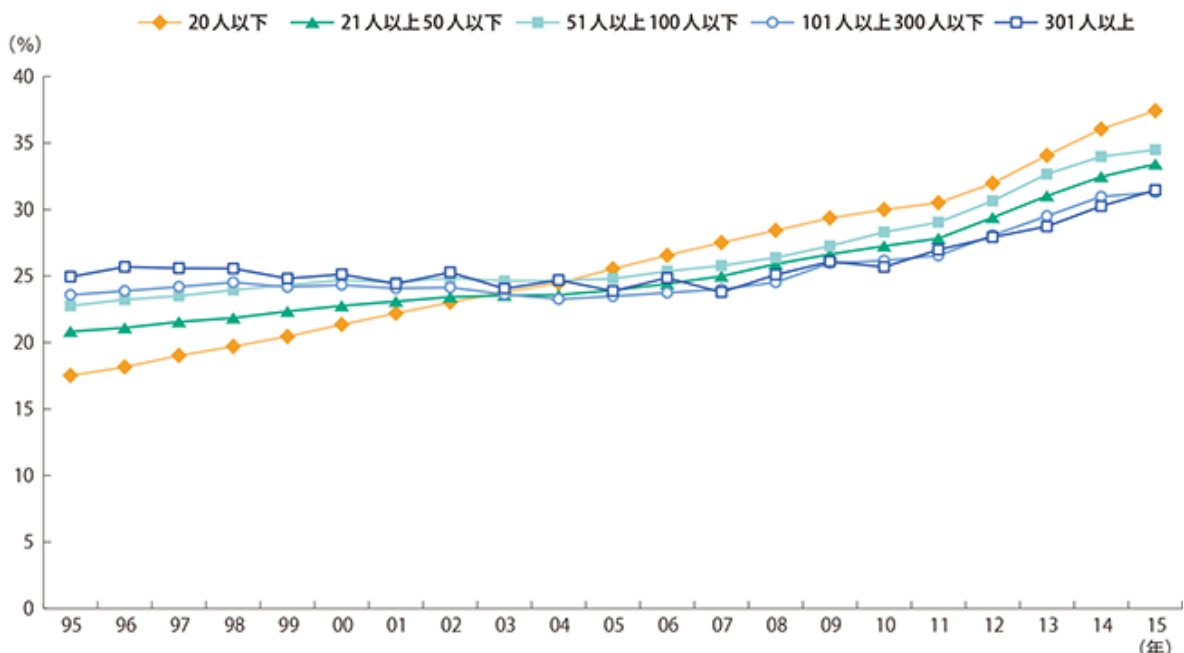
出典：MM総研 2016年3月クラウド給与計算ソフト市場調査

(参考)

- 1995年では、従業員規模が20人以下の企業において、65歳以上年齢の割合が最も低かったのに対して、2015年では、同規模の企業で、65歳以上年齢の割合が最も高くなっている。
- 企業規模が小さくなるに従い、企業内の新陳代謝が進んでいない傾向にある。

出典：2016年版 中小企業白書

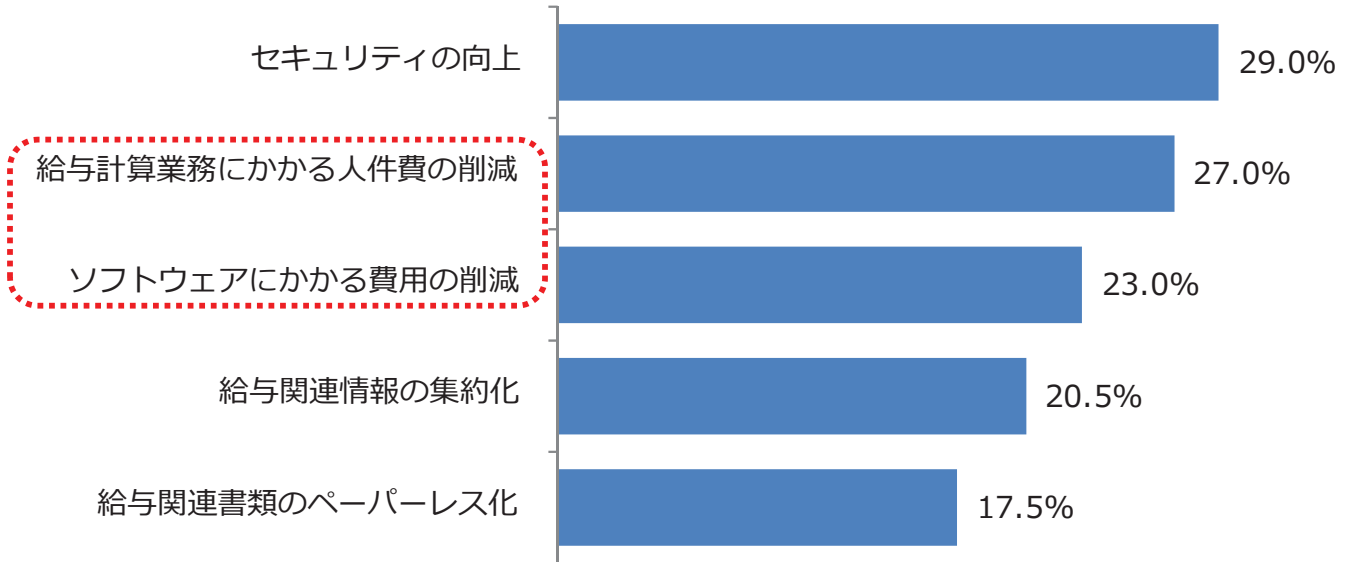
従業員規模別に見た中小企業経営者の65歳以上年齢割合の推移



- クラウド給与計算ソフトの導入目的は「セキュリティの向上」が29.0%と最も高い
- 次いで「人件費の削減」や「ソフトウェア費用の削減」などコストに関する項目が続く

クラウド給与計算ソフトの導入目的(n=200)

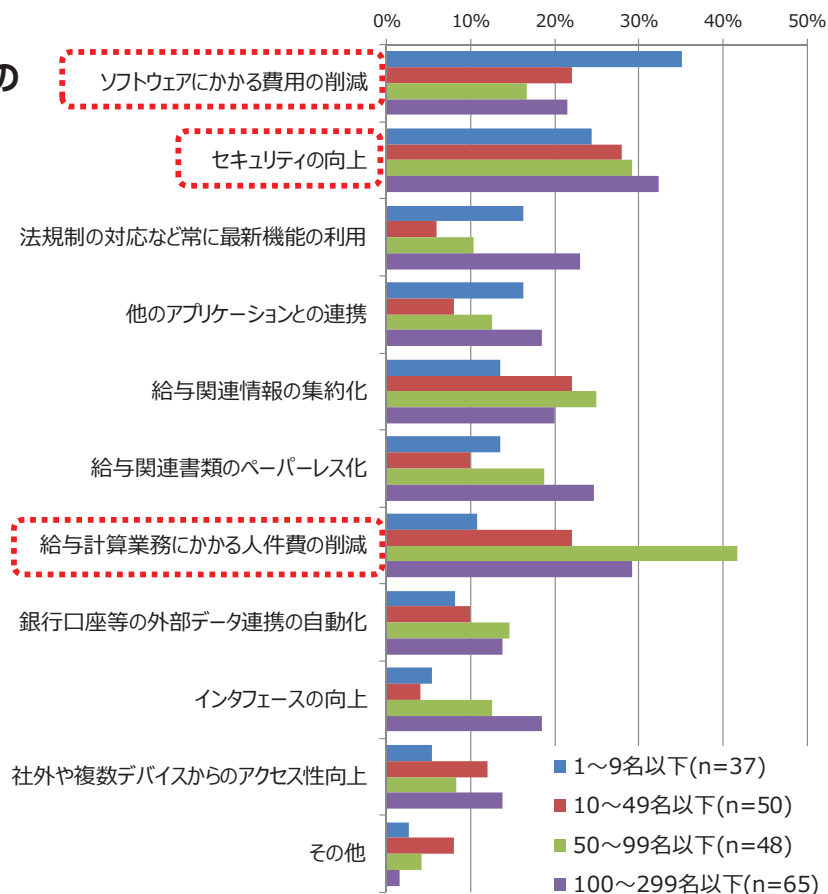
上位5項目



出典：MM総研 2016年3月クラウド給与計算ソフト市場調査

従業員規模別

クラウド給与計算ソフトの導入目的



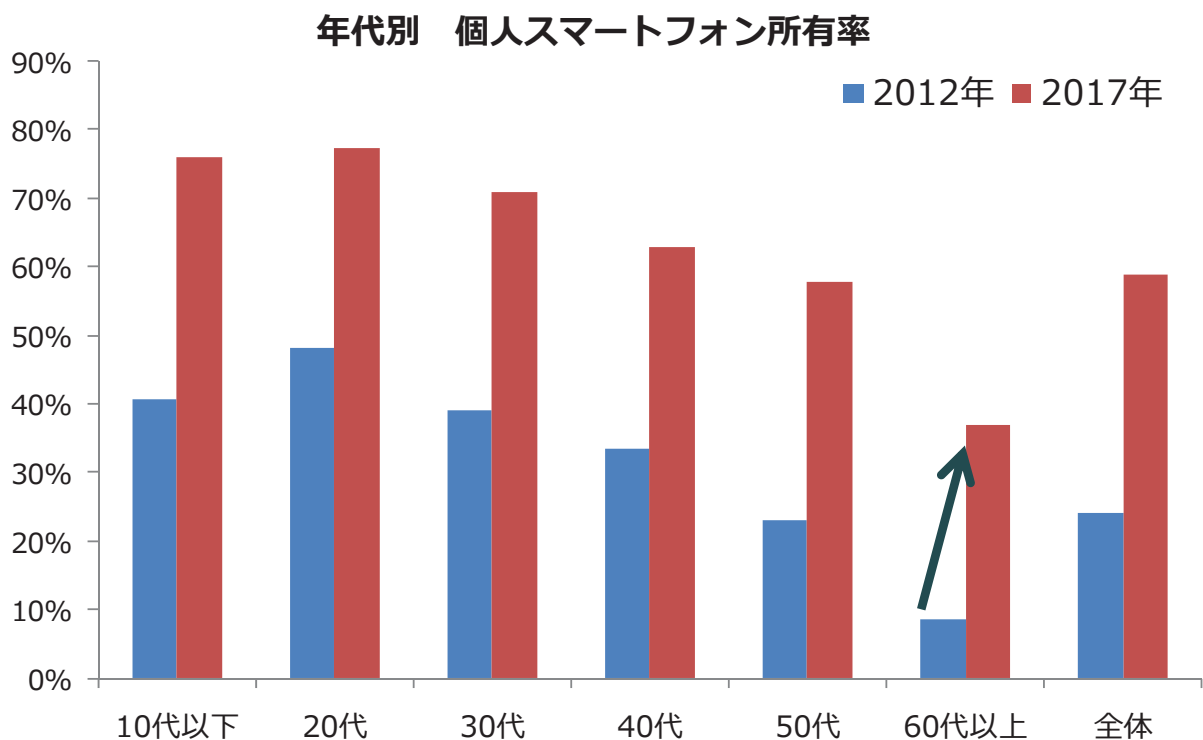
出典：MM総研 2016年3月クラウド給与計算ソフト市場調査

4. 個人のスマートフォン所有率

19

4. 個人のスマートフォン所有率

- 2012年に比べ、2017年のスマホ所有率は上がっている
- 高齢層のスマートフォン所有率も増加している



5. まとめ

21


5.まとめ

①クラウドの普及

- システム運用負担の軽減や安価なシステム構築を目的として、クラウドの導入が進んでいる。
- クラウド型給与計算ソフトの利用が増えてきており、中小企業における普及が見込まれる。

②スマートフォン所有の拡大

- スマートフォンの所有率は年々拡大しており、高年齢層の所有率も高まっている。
- 経営者の高齢化が進む小規模企業等においても、スマートフォンを活用してクラウドサービスを手軽に利用することができる。



中小企業等において、給与計算のシステム化(クラウド活用)が進み、個人住民税の現年課税化における税額の計算・年末調整の事務負担が軽減される可能性がある。

＜個人住民税の現年課税化について＞

中小企業の納税事務の I T 化

平成30年 1 月30日
株式会社大崎コンピュータエンジニアリング
代表取締役社長 武田 健三

はじめに

「平成28年度個人住民税検討会報告書」（抜粋）
第1 個人住民税の現年課税化についての検討
3 今後の課題

「・・・特別徴収義務者に新たに発生する事務について、ITの利活用により、事務負担の増加を抑えることができる可能性もあると考えられる。このため、今後のマイナンバー制度の運用状況、マイナポータルの進捗状況や企業のIT化の状況等も踏まえつつ、引き続き検討を進めていくことが必要である。」

個人住民税における源泉徴収簿イメージ①

所得税		個人住民税	
区分	金額	区分	金額
給与・年金	20	給与・年金	20
賞与	30	賞与	30
雑所得	40	雑所得	40
控除	50	控除	50
納税額	60	納税額	60
源泉徴収	70	源泉徴収	70
控除	80	控除	80
納税額	90	納税額	90
源泉徴収	100	源泉徴収	100
控除	110	控除	110
納税額	120	納税額	120
源泉徴収	130	源泉徴収	130
控除	140	控除	140
納税額	150	納税額	150
源泉徴収	160	源泉徴収	160
控除	170	控除	170
納税額	180	納税額	180
源泉徴収	190	源泉徴収	190
控除	200	控除	200
納税額	210	納税額	210
源泉徴収	220	源泉徴収	220
控除	230	控除	230
納税額	240	納税額	240
源泉徴収	250	源泉徴収	250
控除	260	控除	260
納税額	270	納税額	270
源泉徴収	280	源泉徴収	280
控除	290	控除	290
納税額	300	納税額	300
源泉徴収	310	源泉徴収	310
控除	320	控除	320
納税額	330	納税額	330
源泉徴収	340	源泉徴収	340
控除	350	控除	350
納税額	360	納税額	360
源泉徴収	370	源泉徴収	370
控除	380	控除	380
納税額	390	納税額	390
源泉徴収	400	源泉徴収	400
控除	410	控除	410
納税額	420	納税額	420
源泉徴収	430	源泉徴収	430
控除	440	控除	440
納税額	450	納税額	450
源泉徴収	460	源泉徴収	460
控除	470	控除	470
納税額	480	納税額	480
源泉徴収	490	源泉徴収	490
控除	500	控除	500
納税額	510	納税額	510
源泉徴収	520	源泉徴収	520
控除	530	控除	530
納税額	540	納税額	540
源泉徴収	550	源泉徴収	550
控除	560	控除	560
納税額	570	納税額	570
源泉徴収	580	源泉徴収	580
控除	590	控除	590
納税額	600	納税額	600
源泉徴収	610	源泉徴収	610
控除	620	控除	620
納税額	630	納税額	630
源泉徴収	640	源泉徴収	640
控除	650	控除	650
納税額	660	納税額	660
源泉徴収	670	源泉徴収	670
控除	680	控除	680
納税額	690	納税額	690
源泉徴収	700	源泉徴収	700
控除	710	控除	710
納税額	720	納税額	720
源泉徴収	730	源泉徴収	730
控除	740	控除	740
納税額	750	納税額	750
源泉徴収	760	源泉徴収	760
控除	770	控除	770
納税額	780	納税額	780
源泉徴収	790	源泉徴収	790
控除	800	控除	800
納税額	810	納税額	810
源泉徴収	820	源泉徴収	820
控除	830	控除	830
納税額	840	納税額	840
源泉徴収	850	源泉徴収	850
控除	860	控除	860
納税額	870	納税額	870
源泉徴収	880	源泉徴収	880
控除	890	控除	890
納税額	900	納税額	900
源泉徴収	910	源泉徴収	910
控除	920	控除	920
納税額	930	納税額	930
源泉徴収	940	源泉徴収	940
控除	950	控除	950
納税額	960	納税額	960
源泉徴収	970	源泉徴収	970
控除	980	控除	980
納税額	990	納税額	990
源泉徴収	1000	源泉徴収	1000
控除	1010	控除	1010
納税額	1020	納税額	1020
源泉徴収	1030	源泉徴収	1030
控除	1040	控除	1040
納税額	1050	納税額	1050
源泉徴収	1060	源泉徴収	1060
控除	1070	控除	1070
納税額	1080	納税額	1080
源泉徴収	1090	源泉徴収	1090
控除	1100	控除	1100
納税額	1110	納税額	1110
源泉徴収	1120	源泉徴収	1120
控除	1130	控除	1130
納税額	1140	納税額	1140
源泉徴収	1150	源泉徴収	1150
控除	1160	控除	1160
納税額	1170	納税額	1170
源泉徴収	1180	源泉徴収	1180
控除	1190	控除	1190
納税額	1200	納税額	1200

本日お伝えしたいこと

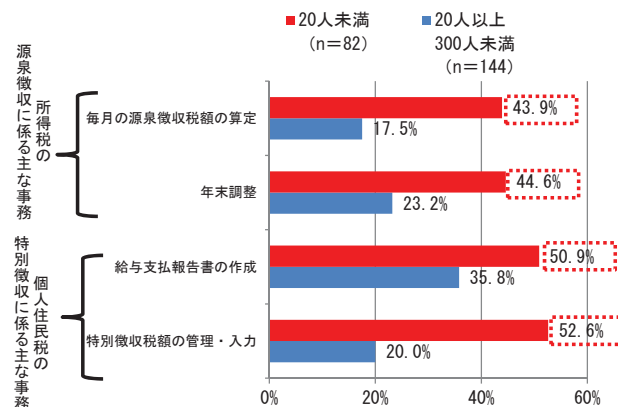
中小企業の声（年末調整をはじめとした税務事務のIT化）

システムで解決できること・できないこと

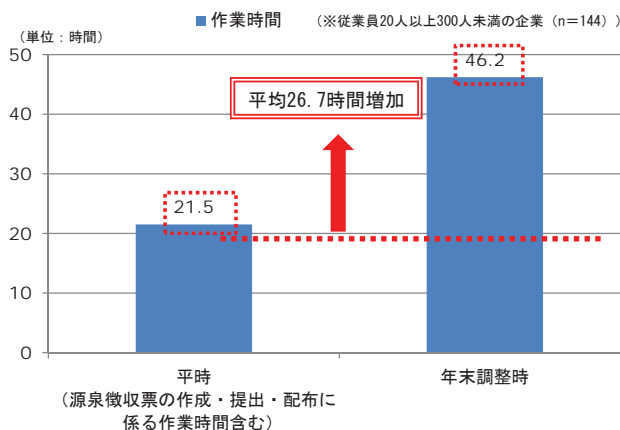
1. 所得税の源泉徴収・個人住民税の特別徴収に係る事務負担の実態

- 企業規模が小さい程、作業をシステム化していない割合が増加。小規模企業では、半数程度が手作業で事務を行っていた。
- 従業員規模が一定以上の企業は年末調整事務に多くの作業時間を要していた。

①従業員規模別に見た「作業をシステム化していない（手作業）企業」の割合



②中小企業（※）における「所得税の源泉徴収に係る月の作業時間」の「年末調整」による増加



小規模事業者の声

【飲食業 従業員4名（家族経営）】

- 年末調整と源泉徴収簿の作成は、店の仕事と家事が終わった後の限られた時間にしか作業ができない。年末年始はかき入れ時で、さらに普段はやらない出前にも対応する。その中で短期間のうちに作業を終えなければならないので心理的にも負担。現年課税化で新しい事務作業が発生するのは困る。それで税金が安くなるというのか？
- 電子申告について調べたが、年に1回の申告のためにカードを作ったり、難しい手続きをしようとは思わない。

（出典）日本商工会議所／東京商工会議所 「平成30年度税制改正等に関するアンケート調査」（平成29年5月）

2

2. 中小・小規模企業の声

【事業内容：ビルの管理、清掃、設備保守 従業員770名】

- 従業員の大部分は百数十か所の現場に直行直帰しており、担当者と従業員がFace to faceでやり取り出来ないため、控除申告書の記載内容の確認に苦勞している。
- 高齢者を多く雇用しており、携帯電話を持っていない人も少なくない。従業員のITリテラシー、税務知識が不足している。
- 現場では従業員との個別の契約（1年契約）で給与が決まっている。また客先（ビル）毎、職種毎に仕事内容や勤務形態が異なる。欠勤者の発生によるシフト調整も頻繁。したがって、各客先との契約内容と現場の勤怠状況を把握している管理職が、現場毎に手作業で給与計算を行っている。

【事業内容：タクシー業 従業員280名】

- 従業員に分かる人が少ないので、教えなければいけないが、他に色々とやらなければいけないことが多いので、マンパワーが足りない。また、従業員にも電子化できる人とできない人がいるので、一括で電子化というのは難しい。

【業種：ホテル業 従業員数：35名】

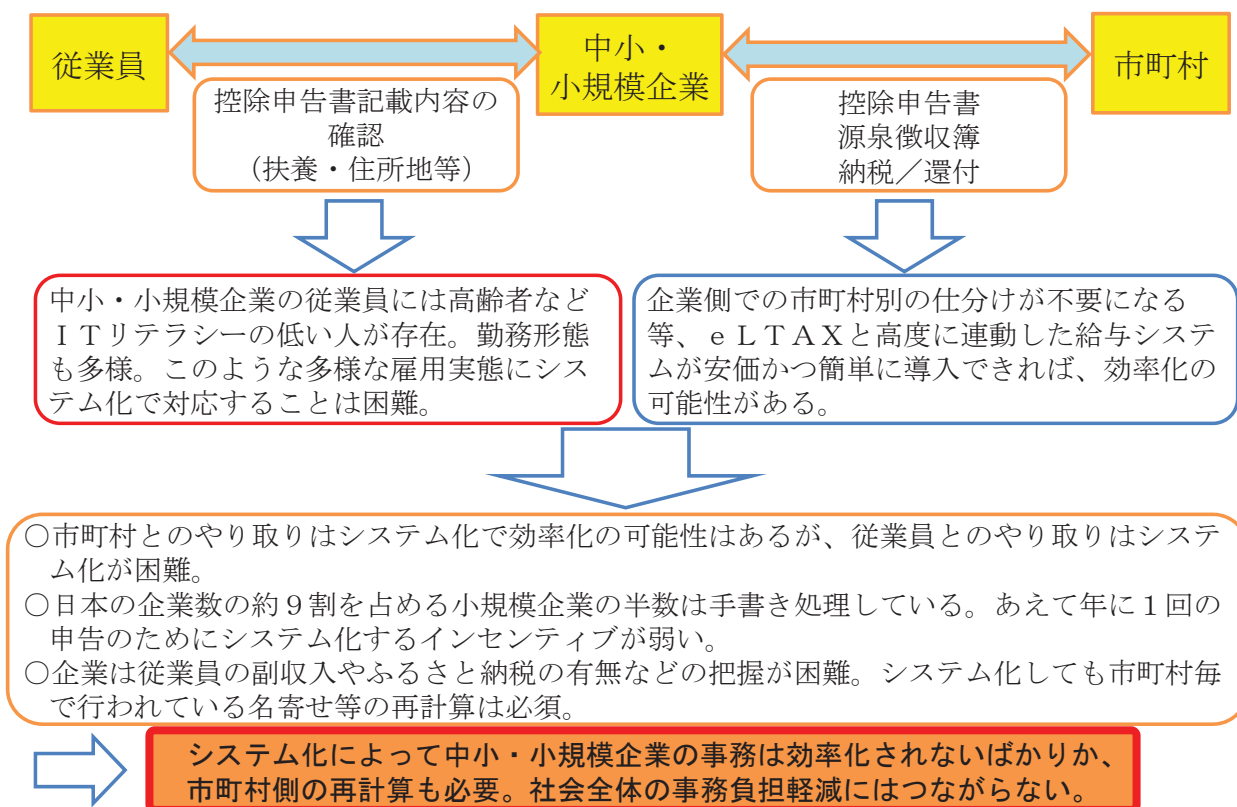
- マイナポータルは従業員のITリテラシーで対応できるか不安。

【業種：自動車部品販売 従業員数：75名】

- そもそも税理士にe-TaxやeLTAXを使う気がない。また、当社ではITスキルが低い人も多く、勤怠管理すら紙でやっているのので、電子化については、かなり難しいと思う。

3

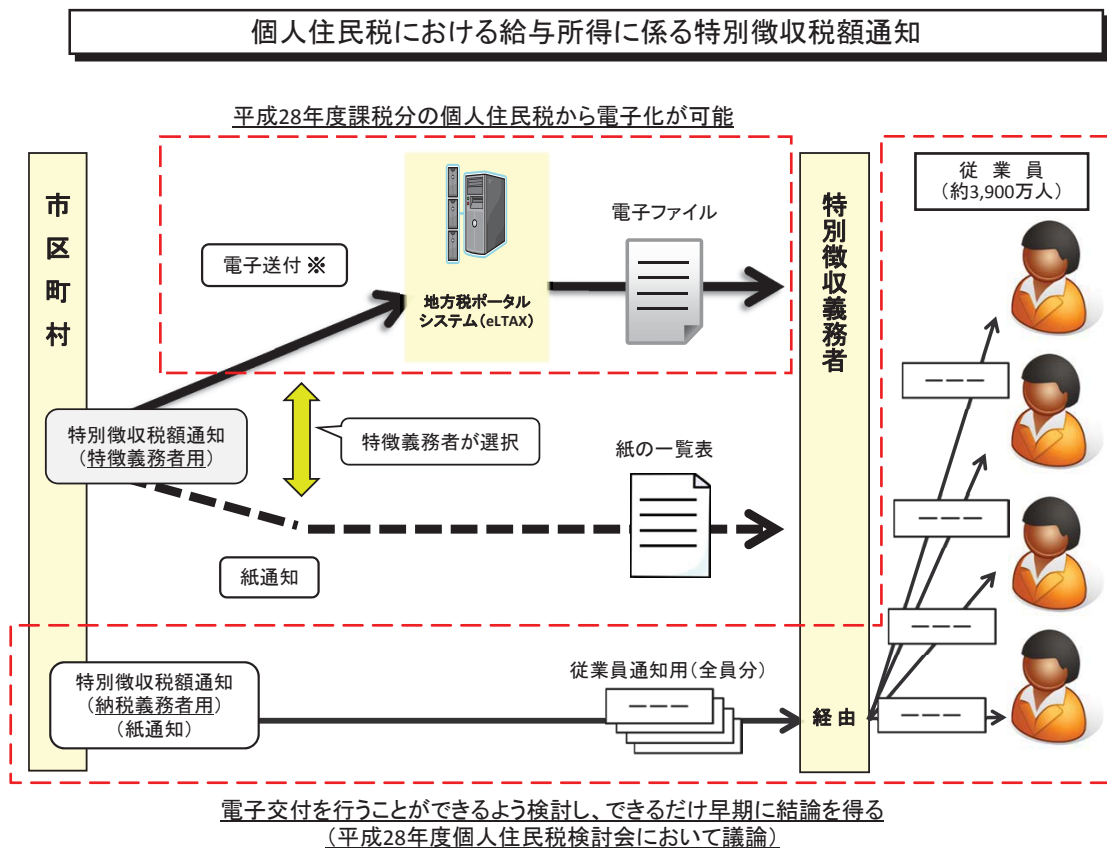
3. システムで解決できること・できないこと



(参考) 第2

特別徴収税額通知
(納税義務者用)の電子化
に関する資料

特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化



※ … eLAXを通じて特別徴収税額通知の電子送付を希望する特徴義務者に対し、平成28年度以降システム改修した市区町村から順次対応。

特別徴収税額通知の電子化を巡る動向①（政府等の動向）

「規制改革実施計画(抄)」

（平成29年6月9日 閣議決定）

II 分野別実施事項

5. 投資等分野

(2) 個別実施事項

① 税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化

NO.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
2	住民税の特別徴収税額通知の電子化等	<p>a 特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の正本の電子交付を行っていない市区町村に対し、電子交付の導入の意義・効果に関する助言など電子交付の推進に必要な支援を行う。</p> <p>b 特別徴収税額通知(納税義務者用)の従業員への交付について、事業者の負担を軽減しつつ全体としての事務の効率化を図るため、事業者が電子的に送信して従業員が取得できるようにする、マイナポータルを利用して事業者を経由せずに従業員が取得できるようにするなどの可能性を検討し、できるだけ早期に結論を得る。</p>	<p>a:平成29年度以降継続的に実施</p> <p>b:平成29年検討、結論を得次第速やかに措置</p>	総務省

※ この他、「官民データ活用推進基本法」に基づき、平成29年5月30日に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」においても、規制改革実施計画と同様、デジタルファーストの観点から特徴税額通知の電子化等について計画に盛り込まれた。

「官民データ活用推進基本法(抄)」

（平成28年12月14日法律第103号）

（手続における情報通信の技術の利用等）

第十条 国は、行政機関等（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第二条第二号の行政機関等をいう。以下この項において同じ。）に係る申請、届出、処分、通知その他の手続に関し、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機と当該行政機関等の手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことを原則とするよう、必要な措置を講ずるものとする。

2～3 略

4

特別徴収税額通知の電子化を巡る動向②（経済界からの要望）

○「マイナンバーを社会基盤とするデジタル社会の推進に向けた提言(抜粋)」

（平成27年11月17日 日本経済団体連合会）

II. 必要な施策

2. 紙から電子へ

(4) 「特別徴収税額通知」の電子データを正とする

市区町村交付の「特別徴収税決定通知」は紙媒体が「正」とされているため、開封・確認・手入力(人件費)、保管費等(倉庫費、関連経費)の負担が大きい。現状で「副」とされている電子情報も「正」とし、全ての自治体からの送付を電子情報として受けることで、企業側は正確・迅速な情報更新と事務経費の大幅な削減が実現できる。この際、一部の自治体でも「紙」のみの送付が続くことになれば、企業側は「紙」と「電子データ」の双方への対応が必要となり、負担軽減効果は少ないものとなる。

さらに、企業・社員のみならず、公的機関等も含めた負担軽減効果を最大化するため、企業から社員への特別徴収税額通知書の交付、交付を受けた社員による公的機関等への特別徴収税額通知書の提出(各種申請の添付書類等として)といった一連の運用を、紙の通知書を用いることなく電子的に完結できる仕組みを整備すべきである。

○「Society5.0に向けた電子政府の構築を求める(抜粋)」

（平成29年2月14日 日本経済団体連合会）

プロジェクト①: 行政－企業間手続の電子化の義務化(20P)

- ・ 2016年度の地方税法の改正により、特別徴収税額通知の電子送付が可能となった。しかしながら、企業への当該通知書の電子送付を予定している市区町村は僅かである。
- ・ 一部の市区町村から「紙」による送付が続くことになれば、企業は「紙」の受領を前提とした事務負担を継続して持たなければならず、負担軽減につながらない。
- ・ そこで、全ての地方自治体に対して、特別徴収税額決定通知の電子送付を義務化すべきである。

○「平成30年度税制改正に関する提言(抜粋)」

（平成29年9月19日 日本経済団体連合会）

ii. 特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子交付化

市区町村から事業者へ紙媒体で郵送される特別徴収税額通知(納税義務者用)についても、開封、確認、システム入力、従業員への配布、保管等、膨大な作業が発生している。事業者の負担軽減に向け、政府の規制改革実施計画に則り、納税義務者にとっての利便性も考慮しつつ、同通知書の電子交付化を図るべきである。

5

- 特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化に当たっては、平成28年度個人住民税検討会報告書で挙げられているように、市区町村や特別徴収義務者の手間やコストの面での課題がある。

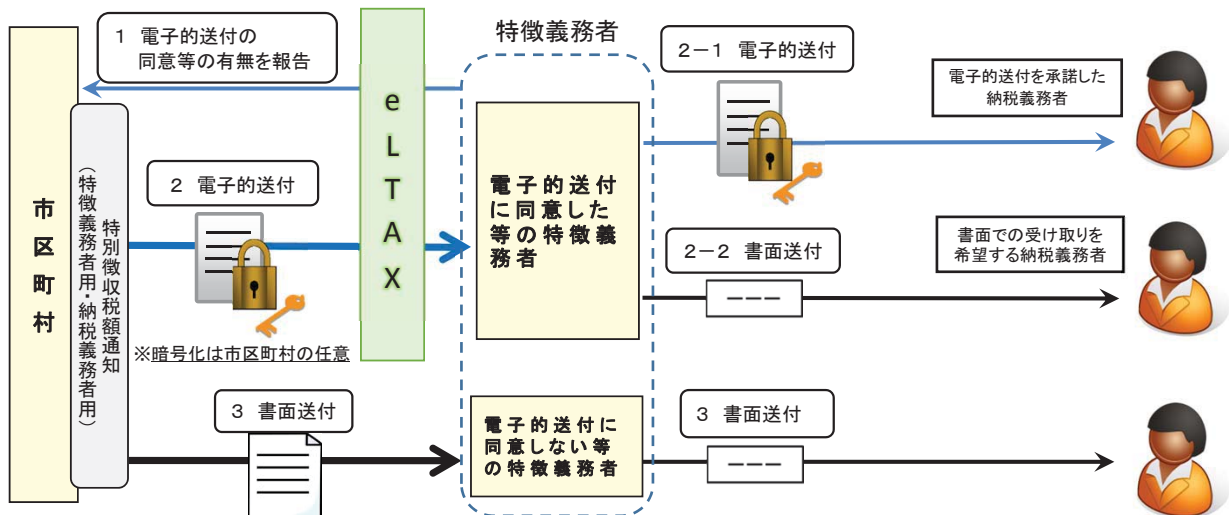
eLTAXを経由する案は、現行のeLTAXシステムを活用するため、開発コストが少なく、また、現在の税務手続きを大幅に変えるものではないため、受け入れ易い案であると考えられるが、納税義務者単位で電子通知又は書面通知を選択できることとした場合には、市区町村及び特別徴収義務者双方において電子通知と書面通知の2種類の通知の管理が必要となり、煩雑になるという課題があった。

- 特別徴収税額通知(納税義務者用)に対して、電子通知の「写し」の交付で足りることが可能であれば、特別徴収義務者単位で一括に電子通知ができることから、市区町村及び特別徴収義務者の負担軽減に大きく寄与することとなる。
- この点について、法制面での検討を行ったところ、改ざん防止の観点から、電子署名と印影を付して同通知を特別徴収義務者に送り、印影付きの同通知を印刷して交付することとすれば、公文書としての位置づけは維持できると考えられる。
- 以上を踏まえ、eLTAXを経由する案について、特別徴収義務者単位で同通知の電子化を行うこととした上で、より検討を深めることとしたい。

※調整中につき取扱注意

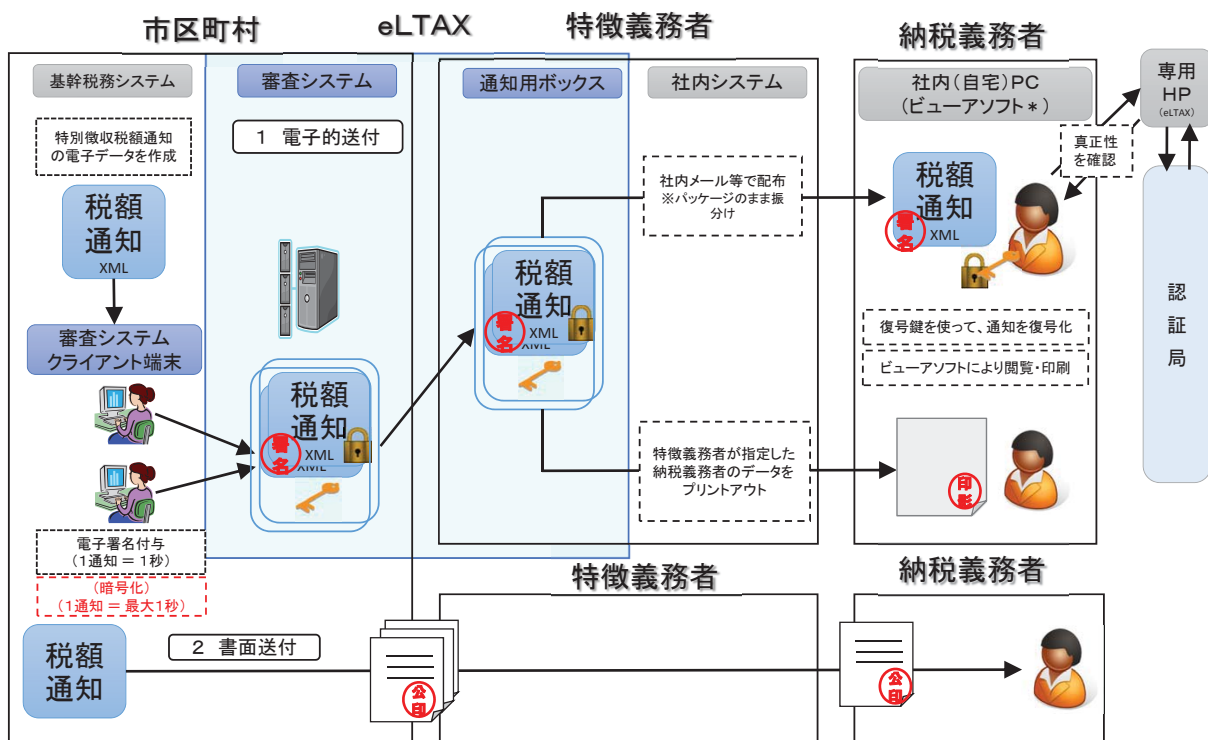
特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化案

1. 特徴義務者は、給与支払報告書提出時に電子的送付の同意等の有無を報告(特徴義務者単位)
2. 特徴義務者の同意がある等の場合には、特徴義務者に対し、eLTAXを通じて電子的に特別徴収税額通知を送付(通知について一定の暗号化を可能とする手法について検討)
 - 2-1 特徴義務者は、電子的送付を承諾した納税義務者に対しては電子的に送付
 - 2-2 特徴義務者は、書面での送付を希望する納税義務者に対してはプリントアウトした書面を送付
3. 特徴義務者の同意がない等の場合には、従来どおり、市区町村から特徴義務者、特徴義務者から納税義務者ともに書面で送付



特徴義務者において、書面と電子による送付が混在することがないよう、全ての市区町村において、電子化の環境整備を行うことが必要。

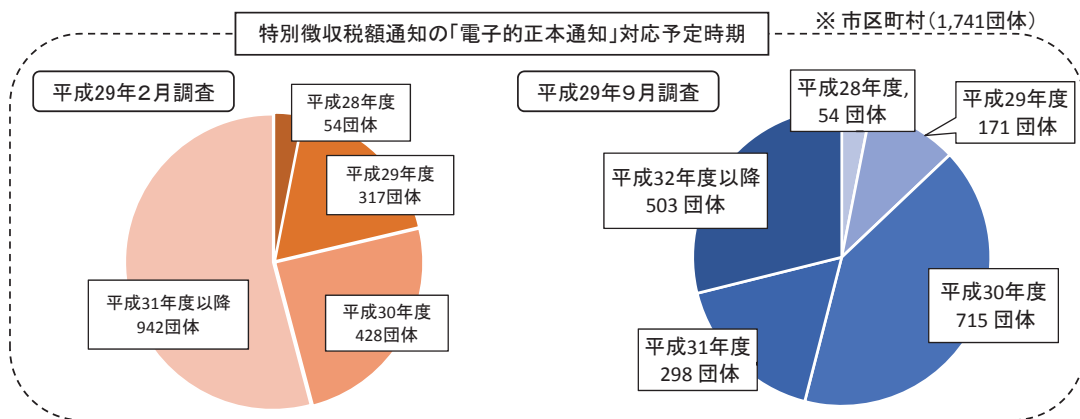
処理フローイメージ



*)ビューアソフトはeLTAXからダウンロード可能とする。
*)証明書検証はeLTAX作成の専用HPで行う。

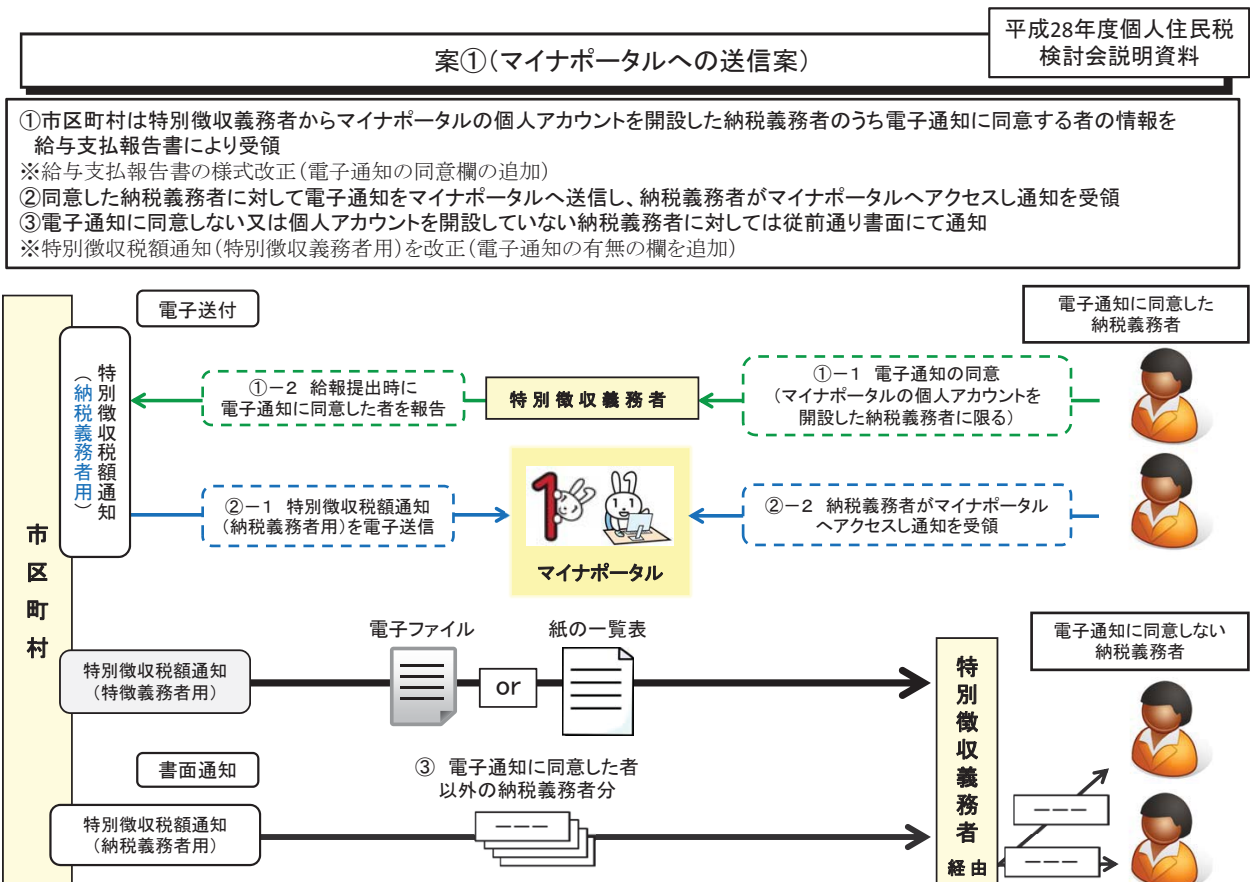
特別徴収税額通知(特徴義務者用)の電子化について

- 平成28年度分の個人住民税より、特徴義務者用通知の正本の電子化が可能となっているが、実際に、平成28年度に電子正本通知を行った市区町村は54市区町村と低位にとどまった。
- 平成28年7月15日付け市町村税課長通知等を通じて助言を行ってきたが、現状としては、平成29年9月に行った調査によると、平成29年度までに対応を行った市区町村は225市区町村(全体の約13%)となっており、依然低位にとどまっている。



- 経済界からの要望にもあるように、特徴義務者に対して、書面と電子による送付が混在することになれば、二重管理が発生するため、電子化による効率化の効果が十分に発揮されない可能性がある。
- そのため、昨今の特別徴収税額通知の電子化を巡る動向を踏まえ、納税義務者用通知を電子化することとあわせて、全ての市区町村において、特徴義務者用通知についても電子化の環境整備を行うことが必要。

参考資料

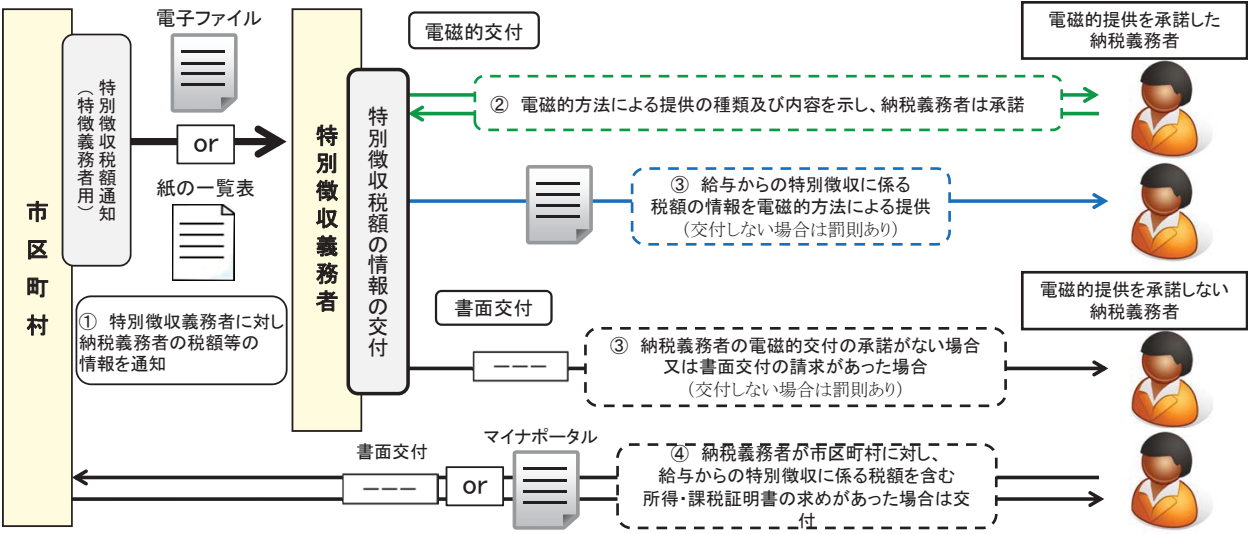


案①(マイナポータルへの送信案)の課題等

- 特別徴収による納税義務者について、マイナポータルを通じて同意した者に通知の電子化を行うことで、特別徴収義務者に見られることなく、確実に到達できる。
- (特別徴収義務者から納税義務者への勧奨等によりマイナポータルの個人アカウントの開設が推進されれば、)制度上、市区町村からの全ての特別徴収税額通知の電子化が可能となる。また、電子化のメリットが大きくなることから、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子化率の向上が期待できる。
- 特別徴収義務者が、納税義務者に対し、特別徴収税額通知(納税義務者用)を郵送している場合、電子通知対象者分の郵送コスト等を減少できる。
- マイナポータルの普及率が向上するまでは、導入効果が低い。
- 市区町村のシステム改修等
(同意した者の税務システムでの管理、大量の電子署名の付与、希望者のマイナポータルへ送信する機能の追加などの改修コスト等が大きくなる)
- 電子通知・書面通知対象者の二重管理について、市区町村は純増となり、特別徴収義務者については、毎年電子通知の同意の有無を管理する事務負担が増加する。
- 普通徴収にかかる納税通知書の電子通知化についても対応可能。ただし、電子通知の同意の取得方法について議論を行う必要がある。

案②(源泉徴収票と同様の方式にする場合)

- ①市区町村が特別徴収義務者に対し特別徴収税額通知を送付
- ②特別徴収義務者は納税義務者に対し電磁的方法による提供の種類及び内容を示し、納税義務者は承諾
- ③電磁的提供を承諾した納税義務者に対し特別徴収に係る税額の情報を交付
※電磁的提供を承諾しない納税義務者や書面交付の請求をした納税義務者については別途書面交付(交付しない場合は罰則あり)
- ④納税義務者が市区町村に対し、給与所得からの特別徴収に係る税額を含む課税証明書の求めがあった場合は交付



案②(源泉徴収票と同様の方式にする場合)の課題等

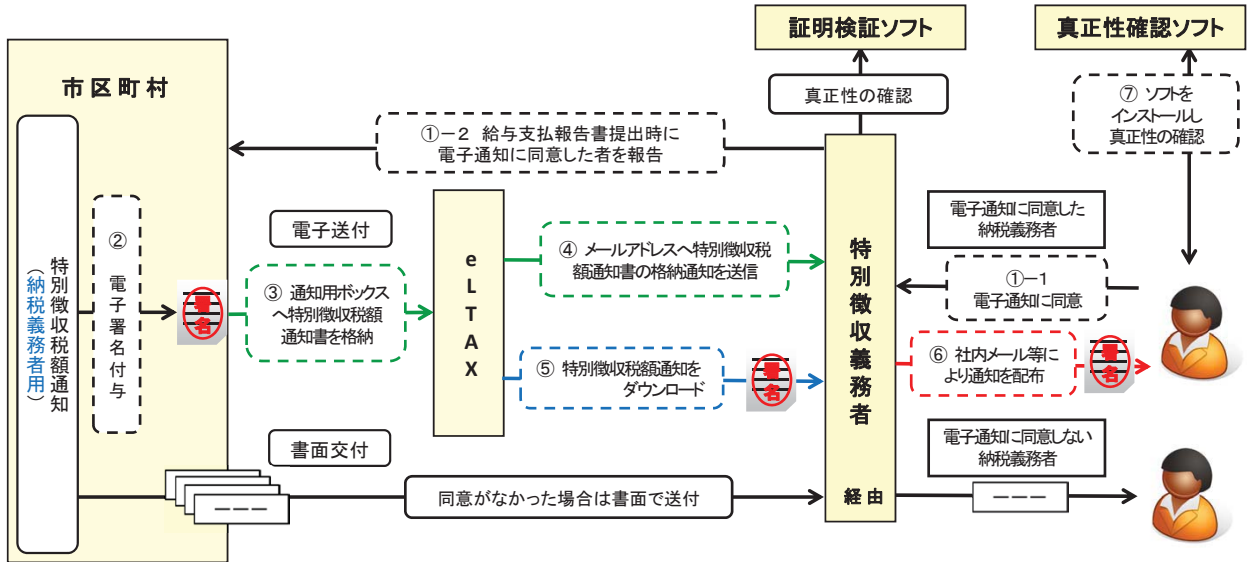
- 市区町村の事務負担は減少
 - ・特別徴収税額通知(納税義務者用)の印刷・マスキングのコストが発生しない。
 - ・納税義務者用の通知が全て電子化され、電子化のメリットが大きくなることから、特別徴収義務者用の電子化率の向上が期待できる。
- 特別徴収義務者においては、納税義務者に交付する書面の作成・交付又は電磁的交付義務が課せられることとなるため、事務負担が増加する。

(電子化が進めば事務自体の効率化は可能となり、現行よりも事務負担が減少する可能性もある。)
- 現行の特別徴収税額通知(納税義務者用)と比べて情報量が減少(基本的に税額のみ)するため、社会保障手続きにおいて課税証明書として代用する場合は、納税義務者が窓口で別途課税証明書の取得が必要となり利便性が低下する。

(ただし、平成29年7月からは情報ネットワークシステムが稼働し、社会保障手続において証明書を添付する必要は大幅に減少する見込み)
- 賦課徴収税目において「特別徴収義務者」から「税額のみ」を交付することの是非について
 - ・賦課税目である個人住民税にあって、課税団体である市区町村からは納税義務者本人へ通知を行うべきか。
 - ・課税の適正性の担保や納税義務者の理解・利便性の確保の観点から、特別徴収にかかる納税義務者に対し、税額の計算ができるよう、課税情報の拡充を図ってきたところであり、その流れに逆らうことになる。
- この方式による場合、特別徴収義務者の従業員である納税義務者には電子化が可能となるが、普通徴収による場合は、別途マイナポータルを活用する案などを検討する必要がある。

案③(地電協経由案)

- ①納税義務者が電子通知に同意した後、特別徴収義務者は同意の旨を市区町村へ連絡
※給与支払報告書の様式改正(電子通知の同意欄の追加)
- ②市区町村は、特別徴収税額通知の納税義務者単位及び事業者単位のデータに対し、電子署名を付与
- ③市区町村は、eLTAX中の特別徴収義務者の通知用ボックスに、特別徴収税額通知を格納
- ④特別徴収税額通知の格納通知を、特別徴収義務者のメールアドレスへ送信
- ⑤特別徴収義務者は、eLTAXで特別徴収税額通知をダウンロード
- ⑥特別徴収義務者は、社内メール等を通じて、納税義務者へ特別徴収税額通知を配布
- ⑦納税義務者は、特別徴収税額通知の真正性を確認するためのソフトを、自らのパソコンにインストール



案③(地電協経由案)の課題等

- 制度上、市区町村からの全ての特別徴収税額通知書の電子化が可能となる。また、電子化のメリットも大きくなることから特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子化率の向上が期待できる。
- 特別徴収義務者が納税義務者に対し、特別徴収税額通知書(納税義務者用)を郵送している場合、電子通知対象者分のコスト等を減少できる。
- 納税義務者のプライバシーを保護できない
 - ・電子的にマスキング処理をすることは技術的に困難であり、特別徴収義務者は納税義務者の所得情報を見ることができる。
- 納税義務者が通知書の真正性を確認するには、納税義務者に一定の負担がかかる
 - ・特別徴収義務者は、ソフトを用いることで通知書の真正性を確認することができる。
 - ・一方で、納税義務者が通知書の真正性を確認するためには、納税義務者が自らのパソコン等に検証ソフトをインストールする必要がある。(システムによっては、本人確認の上で事前に利用者登録が必要となる場合もありうる。)
- 市区町村のシステム改修等
(同意した者の税務システムでの管理、大量の電子署名の付与などの改修コスト等が大きくなる)
- 市区町村の事務の増加
 - ・市区町村の事務は、電子通知・書面通知対象者の二重管理について純増となり、特別徴収義務者については、毎年電子通知の同意の有無を管理する事務負担が増加する。
- この方式による場合、特別徴収義務者の従業員である納税義務者には電子化が可能となるが、普通徴収による場合は、別途マイナポータルを活用する案などを検討する必要がある。

特別徴収税額通知 (納税義務者用)の 電子化について

11月7日 豊島区税務課

電子申告件数及び利用率の推移 (各年度4月1日から3月31日)

税目		27年度	28年度	29年度	29年度 電子化率
個人住民税 (給報)	全件	203,100	218,520	225,024	44.8%
	うち電子申告	72,460	84,037	100,861	
個人住民税 (年報)	全件	82,860	83,577	83,117	99.7%
	うち電子申告	81,714	82,761	82,861	

全件...4月1日から翌年3月31日までに受け付けた電子申告・光ディスク等の提出媒体・紙媒体による提出件数

税額通知データ(電子署名有り)を希望している事業所割合について

区分\年度	平成29年度
eLTAX提出事業所	21,111
うち電子による税額通知の受け取りを希望している事業所	2,083(9.87%)

2

納税義務者用電子化懸念事項 (その1)

【懸念】現在、特徴義務者用電子署名有りの税額通知データを正本とする変更が行われているが、自治体ごとに移行スケジュールが異なるため、移行期間中は事業所の事務負担が増大している。

【対応】納税義務者用税額通知電子化においては、各自治体が横並びで事業を開始し、事業所にも給報電子化を呼びかける。なお、円滑な電子通知を可能とするため、自治体等において、十分なテスト等を行うことが必要。

納税義務者用電子化懸念事項 (その2)

【懸念】特別徴収義務者(事業所)の情報が、給与支払報告書提出後に変更となった際に、電子データが届かない(不達)となるケースが多数ある。

〈例〉情報保護の観点から、電子データでの報告事業所に対しては「保護番号(次スライド参照)」を伝達する。

この番号が届かない際の処理で、自治体間の対応に差があることは望ましくない。

【対応】保護番号は全自治体で同一となるため、自治体ごとに対応するのではなく、地方税電子化協議会が統一した対応をしていただくのが望ましい。

4

【参考】

保護番号について

税額通知データ(正本)のダウンロード及び到達状況の更新を行う際に必要なもの。保護番号は特別徴収税額通知データに関するお知らせを受け取るメールアドレス(給与支払報告書提出時に設定)に格納通知と共に通知される。

メールアドレスが誤っていた場合

平成29年度はeLTAX専門ヘルプデスクにより保護番号が不達の可能性のある事業所リストについて情報が提供されている。30年度以降は、自治体が不達となった事業者を検索し、一覧化してリストをダウンロードできるシステムになる。

納税義務者用電子化懸念事項 (その3)

【懸念】現在、特徴義務者用電子署名有りの税額通知データを正本とする変更が行われているが、納税者用税額通知書、納入書を紙で送付するため、自治体の事務の軽減につながらない。(紙の書類が一部でも残ることへの不安)

【対応】納付書の電子化においては、平成31年度に開始が予定されている「地方税共通納税システム」の稼働が必須と考える。

【特徴税額通知に係る事業者への通知等送付状況】

豊島区では30年度から税額通知データ(特徴義務者用)について正本として電子署名を付与したものを通知するが、納税義務者用の通知と納付書は郵送で送る必要がある。(なお、30年度は、特徴義務者用通知を紙媒体でも提供)

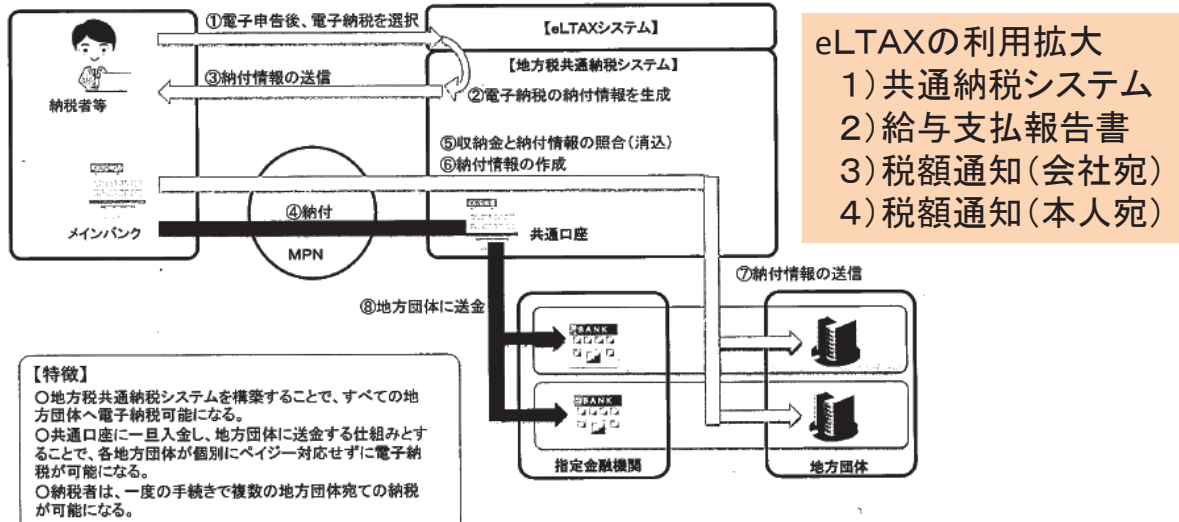
税額通知書等\受取方法の希望	電子データ	書面	希望登録無
税額通知データ (特徴義務者用)	○	×	×
税額通知書【紙媒体】 (特徴義務者用)	×	○	○
税額通知書【紙媒体】 (納税義務者用)	○	○	○
納付書【紙媒体】	○	○	○

※ 当面、紙通知も併せて送っている自治体がある。

地方税共通納税システムに注目

〈参考〉地方税共通納税システムでの納税手続き

納税者は、地方税共通納税システムを用いて、複数団体の地方税を一括して納税可能になる。
地方団体は、納税済通知書の代わりに納付情報を電子データにて受け取ることが可能となる。



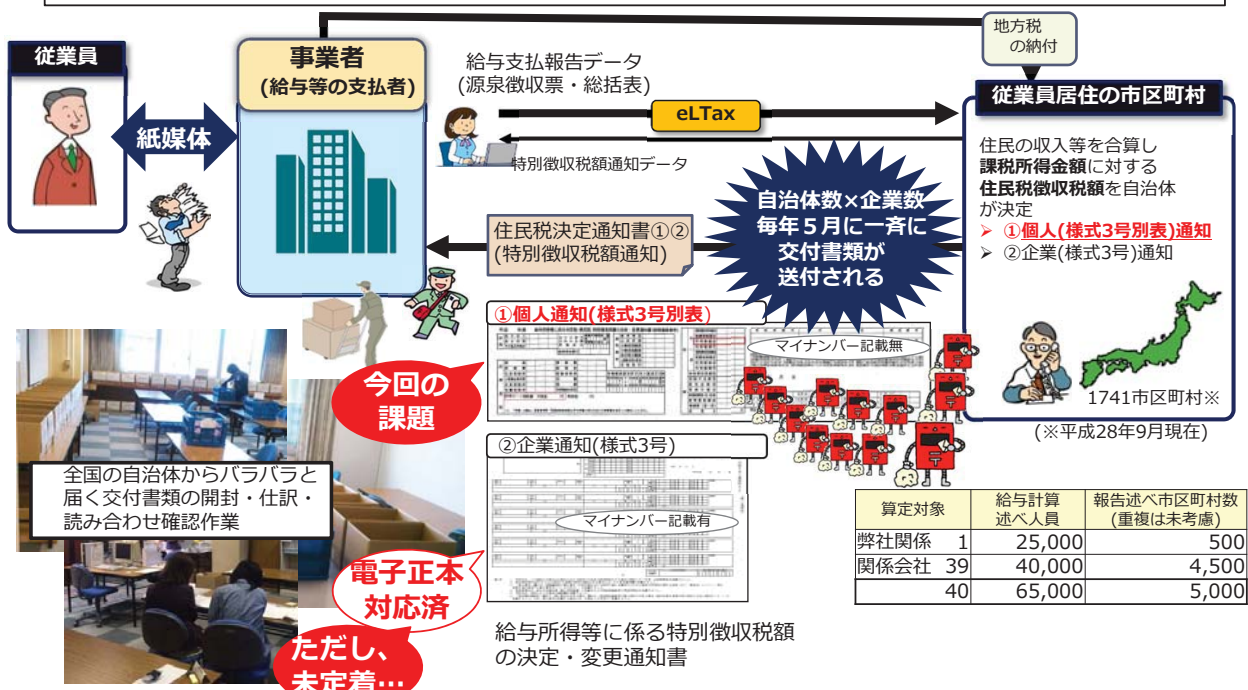
地方税共通納税システム
(企業側がどこの自治体と意識せずに納付が可能)【平成31年度稼働予定】

特別徴収税額通知(納税義務者用) の電子化に関する要望など

2017年11月7日 日本電気株式会社

1.市区町村からの特別徴収税額通知の受領など

- ◆ 企業は毎年5月に約1800の自治体から、全従業員分の特別徴収税額決定通知(企業通知、個人通知)が郵送等で一斉に送付される。
- ◆ 紙の企業通知を開封→内容確認→システム入力→保管する業務が間接コストとして発生。
- ◆ 紙の個人通知を開封→仕分け→従業員へ配布または郵送→仕分け業務のコストが発生。



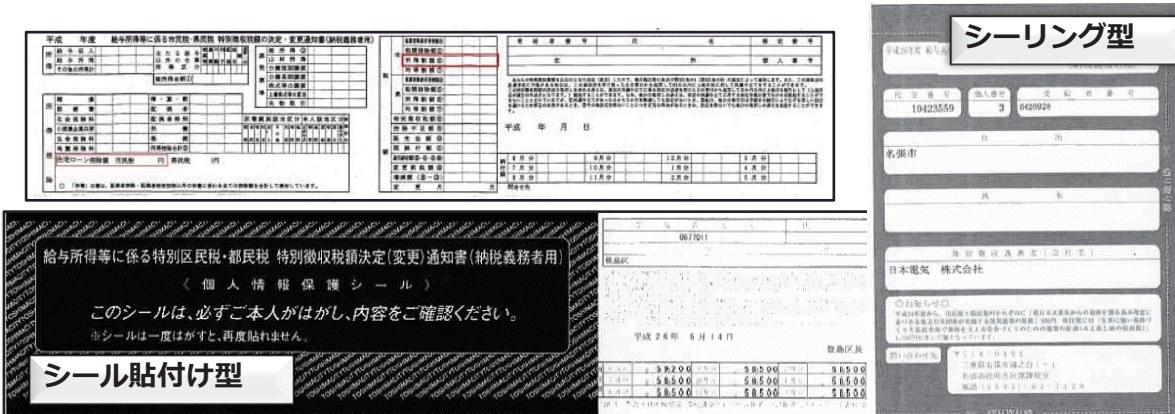
2. 個人通知(様式3号別表)の秘匿措置など

- ・ **個人通知(様式3号別表)**は、特別徴収税額のみでなく、主たる給与以外の給与(不動産、利子、配当等)の金額や所得控除(障害者、寡婦等)の該当有無が記載されることになっていること等から、(地方税法上は義務付けられていなくとも)苦情対策等の意図で「**秘匿措置**」を実施する市区町村が増加している。

現状課題

- ◆ 提供形式(封書の大きさ、封入方法、帳票サイズ)は自治体独自で、受領企業は仕分け+開封+受領確認等が一大事。
- ◆ 企業の給与担当者は氏名確認+配布作業に膨大な工数と経費発生。
- ◆ 自治体によって企業送付日も異なるため、給与担当者は短期間での台帳と受領書類の不一致の確認に疲弊。(6月分給与から税控除と従業員への通知が必要のため、全企業の給与担当者は短期間での処理に疲労困憊)
- ◆ 「個人住民税の特別徴収税額決定通知書(納税義務者用)」の記載内容に係る秘匿措置の促進 - 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん-(平成28年10月14日)等により、**秘匿措置の拡大とともに、書類形式も多様化**。

- ・ 納税義務者(従業員)へ企業経由で自治体から交付される通知書の秘匿措置の一例。
(**サイズ、封入方法など、市区町村によって異なるが、プライバシー配慮義務が強く求められている**)



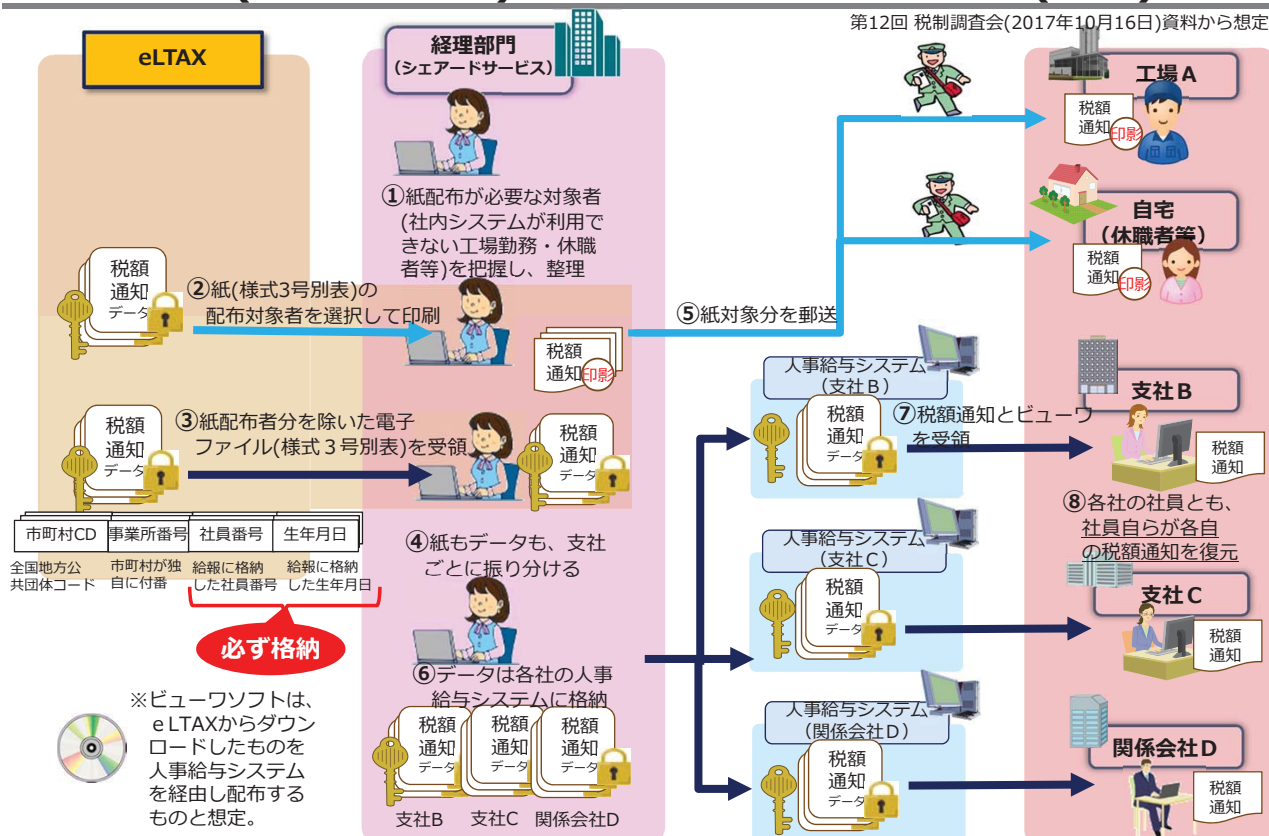
2

© NEC Corporation 2017

Orchestrating a brighter world **NEC**

3. 個人通知(様式3号別表)の電子的な受領と社員配布(想定)

第12回 税制調査会(2017年10月16日)資料から想定



3

© NEC Corporation 2017

Orchestrating a brighter world **NEC**

4.個人通知(様式3号別表)の受領にあたってのeLTAX機能要望

利活用シーン	要望事項
① 紙配布が必要な対象者(社内システムが利用できない工場勤務・休職者等)を把握し、整理	<ul style="list-style-type: none"> 画面からの検索等による他に、該当者の「事業所番号」+「社員番号」の束ファイルを移入して、対象者分の個人通知(様式3号別表)の一括印刷を可能にしていきたいです。 ※なお、印刷はプライバシー配慮に関する対応を検討する必要があります。
② 紙(様式3号別表)の配布対象者を選択して印刷	
③ 紙配布者分を除いた電子ファイル(様式3号別表)を受領	<ul style="list-style-type: none"> 画面からの検索等による他に、該当者の「事業所番号」+「社員番号」の束ファイルを移入して、対象者分の個人通知(様式3号別表)データの一括抽出を可能にしていきたいです。
④ 紙も、データも、支社ごとに振り分ける	<ul style="list-style-type: none"> 紙の一括印刷であれば、「事業所番号」+「社員番号」順に出力をお願いしたいです。 また、個人毎のデータファイルの名前には、「事業所番号」、「社員番号」、「生年月日」を含んでいただきたいです(生年月日はチェックの意図)。(ファイル名称は、文字化けを防ぐため、半角英数字と半角アンダーバーのみで構成) 秘匿措置を考慮した目隠し印刷を行う場合は、表面等に「事業所番号」+「社員番号」+「生年月日」を印刷いただきたいです。 (自動仕分けに対応するためOCR-Bで印刷)

5.個人通知(様式3号別表)の受領にあたっての政策要望

事業所(源泉徴収義務者)に関する番号は、各市区町村で個々に異なるルールで付番し、管理されているため、シェアードサービス(企業グループ内の経理・事総務等の間接業務の処理を1社に集約する手法)の運用においては、**振り分け作業に支障をきたす**ことが想定されます。

甲市役所での管理

A社B支店	030001
A社C支店	030002

乙町役場での管理

A社B支店	085011
A社C支店	085012

「社会保障・税番号大綱(2011.6.30)」P53には、「なお、**法人等の支店や事業所に関しては、必ずしも会社法人等番号を有していないこと等から「法人番号」の付番は行わない**。他方、国税の源泉徴収義務と地方税の特別徴収義務の両方を有する法人等の支店や事業所が相当数あることから、**国税の源泉徴収義務者について国税当局内部で活用している番号を地方税当局と共有し、地方税当局及び徴収義務者の事務処理の効率化を図る**こととする。」と記載されています。

個人通知の受領や従業員への配布について、シェアードサービスを活用する場合にも支障のないように、**源泉徴収義務者に関する共通番号の活用を早期に実現していただきたい**です。

\ **Orchestrating** a brighter world

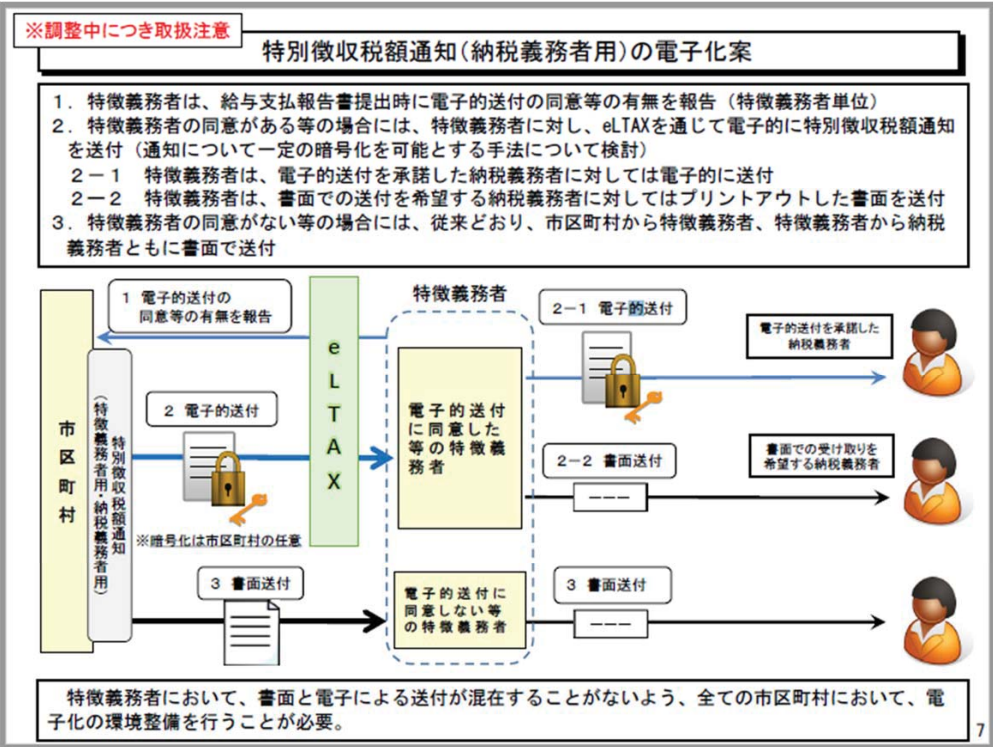
NEC

特徴税額通知(納税義務者用)の電子化に向けて

平成30年1月30日

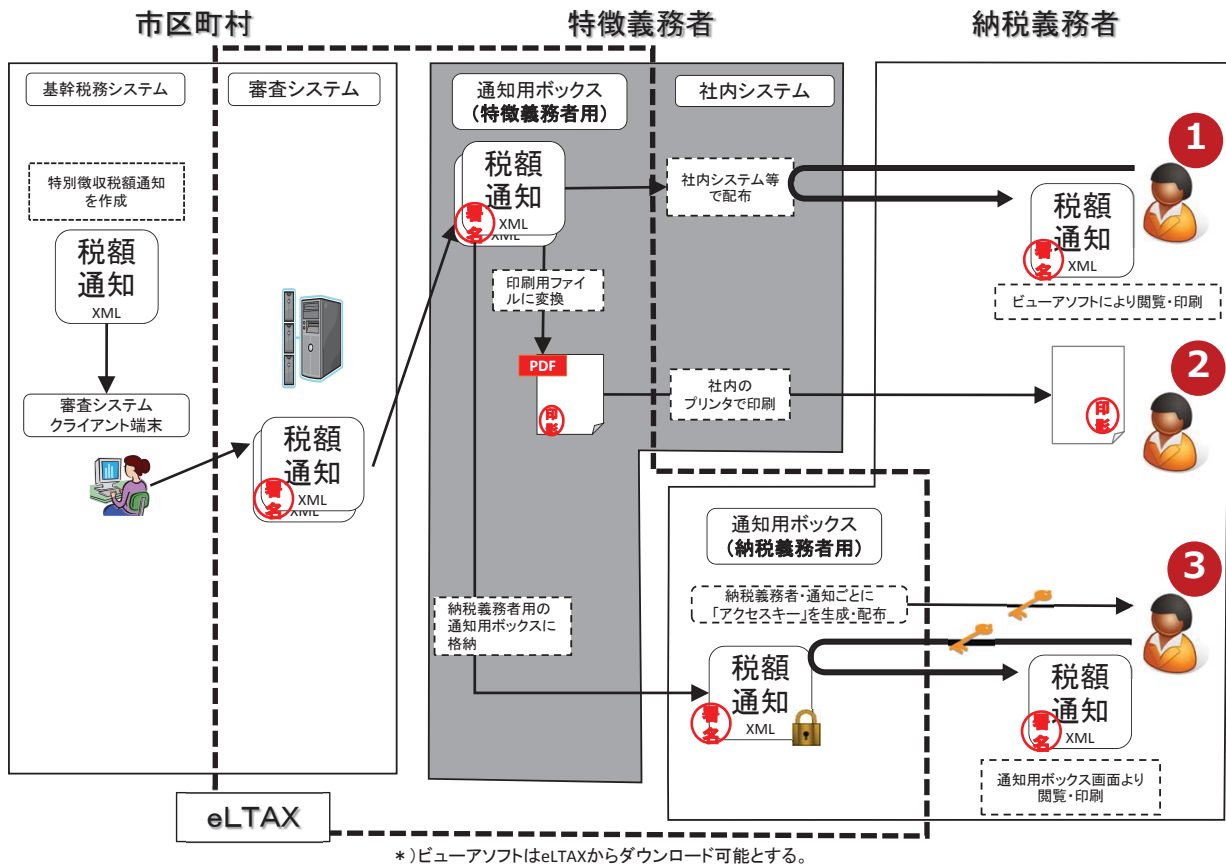
一般社団法人地方税電子化協議会

平成29年度第1回個人住民税検討会資料(抜粋)



○平成29年度第1回個人住民税検討会の内容を基に、eLTAXシステムを用いた実現案について検討を行った。今後、検討を深めて行く際には、いくつかの課題について、整理が必要になる。

特徴税額通知電子的送付の処理イメージ(特徴義務者と納税義務者にとって最適な方法を選択可能)



2

配布における複数の手段について

【複数の方法の提供】

納税義務者への電子的な通知に当たっては、特徴義務者及び納税義務者の利便性に最大限配慮する必要がある。

本仕組みにおいては、様々な情報環境にある特徴義務者及び納税義務者に最適な方法を一律に設定することは困難であるという整理の下、複数の通知配布における手段を用意し、特徴義務者及び納税義務者が必要に応じ選択可能としている。

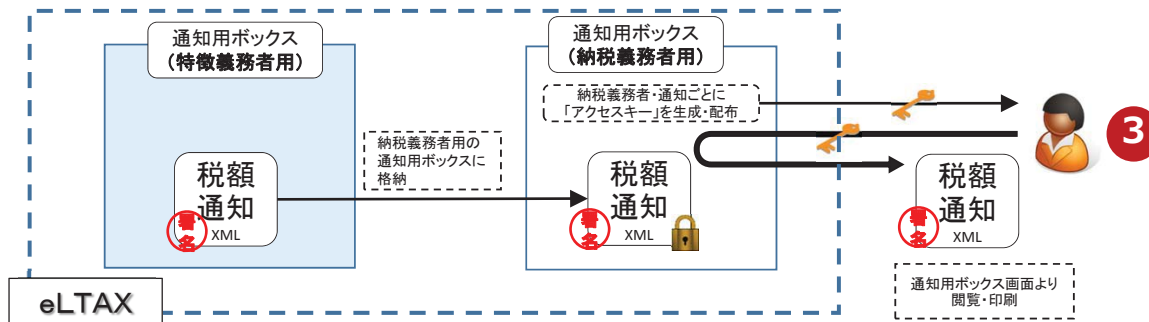


特徴義務者の配布手段について

- ① 特徴義務者の用意する社内システム等により通知を配布
- ② 特徴義務者が印刷機により出力したものを紙で通知を配布
- ③ 特徴義務者がeLTAX上の納税義務者用ボックスに通知を格納し配布

※特徴義務者は、納税義務者毎に『社内システム等で配布する方法』『印刷して配布する方法』『通知用ボックス(納税義務者用)に格納する方法』を選択する。

【参考(③納税義務者用通知用ボックスについて)】



・特徴義務者は、eLTAX上に各納税義務者用の通知用ボックスを作成して、特徴税額通知を格納し、アクセスキー生成を指示する。納税義務者に対しては、eLTAXを通じてアクセスキーを配布する(※1)(アクセスキーはeLTAXにおいて自動生成されるため、特徴義務者の大きな負担とはならないと考えられる。)

- ・納税義務者は、配布されたアクセスキーを用いて通知用ボックスから処分通知を取得する(※2)。
- ・必要に応じ印刷も可能とする。

(※1) アクセスキー配布方法の例: システムに登録したメールアドレスによる自動配布、印刷配布等

(※2) 通知用ボックスとアクセスキーの仕組みにより、秘匿性が確保されるため、通知用ボックスの中身(特徴税額通知データ自体)への秘匿性の配慮は不要であり、特徴税額通知データのファイル形式を柔軟にすることが可能。

(参考) 第3

特別徴収の推進
に関する資料

特別徴収の推進について

個人住民税の特別徴収を巡る状況について

- 個人住民税の特別徴収の実施状況については、実態を把握しつつ、市区町村の取組を推進するよう「経済・財政再生アクションプログラム2016(工程表編)」に計画が盛り込まれているところ。

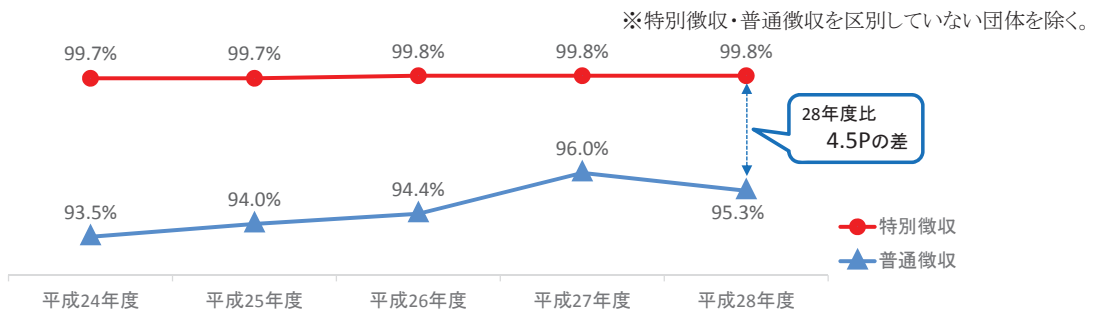
	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 (主担当府省庁等)	2017年度		2018年度				
	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
十化と業務改革、行政改革等 《総務省自治税務局》	<①地方税における徴収対策の推進>							
	徴収事務の着実な実施及び納税者が税を納付しやすい納税環境の整備を、地方団体に要請 ○2016年度 ■徴収事務の共同処理を行っている団体の効果や課題について深掘り・分析し、整理・類型化 ■効率的・効果的な滞納整理の手法を導入した団体の効果や課題について整理・分類 ■電子申告の推進や収納手段の多様化(電子納税を含む)に取り組む団体の効果や課題について整理 ↓ 地方団体がしている先進的な徴収対策の取組を調査・研究した結果を整理・類型化して公表	最新の実態を把握し、整理類型化の内容を更新	更新した内容の通知等により、滞納に対する共同徴収の促進など徴収対策の推進を助言	改革期間を通じ、同様の取組を実施				
	個人住民税の特別徴収の実施状況を把握	把握した実態に基づき自治体の取組の推進を助言	改革期間を通じ、同様の取組を実施					
	電子納税の実施状況を把握	把握した実態に基づき、取組の推進方を検討・助言	改革期間を通じ、同様の取組を実施					
							—	・地方税の徴収率【向上】 (2015年度中に基準財政収入額算定上の「標準的な徴収率」を設定) ※徴収率については実績をモニタリング

普通徴収と比較した特別徴収の効果について

- 特別徴収・普通徴収別の個人住民税の徴収率を調査したところ、特別徴収の徴収率は100%に近い数値となっている一方、普通徴収の徴収率は上昇傾向にあるものの、下表のとおり、特別徴収の方が高い結果となった。

(単位: 億円)

区分		平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度		
		調定額	収入済額	徴収率	調定額	収入済額	徴収率	調定額	収入済額	徴収率	調定額	収入済額	徴収率	調定額	収入済額	徴収率
現年課税分	特別徴収①	47,523	47,376	99.7%	48,387	48,237	99.7%	49,800	49,678	99.8%	52,109	51,994	99.8%	53,890	53,772	99.8%
	普通徴収②	19,188	17,933	93.5%	19,300	18,138	94.0%	19,512	18,427	94.4%	18,489	17,745	96.0%	18,169	17,310	95.3%
①-②		6.2%			5.7%			5.4%			3.8%			4.5%		



特別徴収の一斉指定に向けた地方団体の取組みについて

- 特別徴収の一斉指定(都道府県と市区町村が連携し、特別徴収義務者の指定の徹底を図る取り組み。)にあたり、各都道府県(平成31年度実施予定まで含めた45団体)においては、主に以下の取組が行われている。

市区町村との意見交換会、協議会等の設置	43団体
広報チラシ・ポスター等の作成	43団体
関係団体(税理士会など)等への周知・協力依頼	41団体
実行計画の策定	33団体
普通徴収切替理由書等の様式の統一	32団体
統一版の特別徴収義務者用事務手引きの作成	26団体
特別徴収の指定を拒否している事業者への電話や訪問等による働きかけ	26団体

※実績や予定、複数回答を含む

- また、上記の他に、以下の取組が行われている。
- ・ 公共入札における特別徴収実施の要件化・優遇
 - ・ 特別徴収義務者の指定状況を県内で共有
 - ・ 想定問答集を作成
 - ・ 問合せ窓口(コールセンター)の設置

特別徴収の推進状況について

【各都道府県における特別徴収の一斉指定の状況】

- 平成29年度課税までに35団体(約74%)が実施済み、平成31年度までに45団体(約96%)が実施される見込みとなっている。

	都道府県数	都道府県名
平成24年度以前	5団体	北海道、岐阜県、静岡県、高知県、佐賀県
平成25年度	2団体	奈良県、熊本県
平成26年度	8団体	青森県、宮城県、秋田県、山形県、新潟県、愛知県、三重県、大分県
平成27年度	9団体	岩手県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、山梨県、愛媛県、長崎県、鹿児島県
平成28年度	5団体	千葉県、神奈川県、福井県、滋賀県、岡山県
平成29年度	6団体	群馬県、東京都、富山県、福岡県、宮崎県、沖縄県
平成30年度実施予定	6団体	長野県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県
平成31年度実施予定	4団体	鳥根県、山口県、徳島県、香川県
未定	2団体	石川県、広島県

【特別徴収の実施状況】

- 特別徴収義務者の一斉指定を実施する都道府県の増加に伴い、「全給与所得者」の増加に比べ、「給与特徴に係る納税義務者」の増加が大きく、その比率は高まる傾向。

(単位:人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成28年度 ／平成24年度
給与所得者数	46,571,867	46,954,284	47,187,425	47,686,092	48,619,666	104%
給与特徴に係る納税義務者数	33,687,015	34,373,295	35,496,462	37,444,830	39,045,506	116%

<参考>

個人住民税の徴収率 (現年課税分)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	98.1%	98.2%	98.4%	98.6%	98.8%

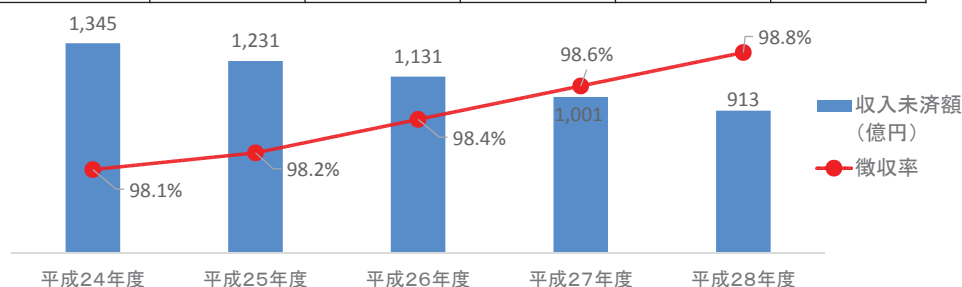
近年の個人住民税(現年課税分)の徴収状況について

- 個人住民税について、直近5年分の決算における現年課税ベースの状況でみると、下図のとおりとなっており、近年の推移として、徴収率及び収入未済額ともに、改善傾向にある。
- 個人住民税の徴収率は、給与からの特別徴収の実施状況と相関関係にあることから、全国的な特別徴収の一斉指定の効果もあり、個人住民税の徴収率の向上及び収入未済額の圧縮につながっている。

<個人住民税(現年課税分)決算ベース>

(単位:億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
調定額 ①	69,492	70,120	71,093	72,121	73,546
収入済額 ②	68,147	68,889	69,962	71,120	72,633
徴収率 (②／①) * 100	98.1%	98.2%	98.4%	98.6%	98.8%
収入未済額 ①-②	1,345	1,231	1,131	1,001	913



特別徴収の推進と特別徴収義務者が申告する普通徴収の理由について

- 納税義務者に起因する事由により、特別徴収を行うことを要しないと理由については、地方税法(及び逐条解説)において、以下のとおり示している。

■地方税法(抄)

(給与所得に係る個人の市町村民税の特別徴収)

第三百二十一条の三 市町村は、納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者(支給期間が一月を超える期間により定められている給与のみの支払を受けていることその他これに類する理由があることにより、特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条及び次条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者に対して課する個人の市町村民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特別徴収の方法によつて徴収するものとする。ただし、当該市町村内に給与所得者が少ないことその他特別の事情により特別徴収を行うことが適当でないことと認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる。 2・3 (略)

(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)

第三百二十一条の四 市町村は、前条の規定によつて特別徴収の方法によつて個人の市町村民税を徴収しようとする場合には、当該年度の初日において同条の納税義務者に対して給与の支払をする者(他の市町村内において給与の支払をする者を含む。)のうち所得税法第八十三条の規定によつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。この場合においては、当該市町村の長は、前条第一項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額又はこれに同条第二項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を合算した額(以下この節において「給与所得に係る特別徴収税額」という。)を特別徴収の方法によつて徴収する旨を当該特別徴収義務者及びこれを經由して当該納税義務者に通知しなければならない。 2~7 (略)

■所得税法(抄)

(源泉徴収を要しない給与等の支払者)

第八十四条 常時二人以下の家事使用人のみに対し給与等の支払をする者は、前条の規定にかかわらず、その給与等について所得税を徴収して納付することを要しない。

【地方税法及び逐条解説を踏まえた給与からの特別徴収を行う必要がないケース】

- ・ 支給期間が1ヶ月を超える期間により定められている給与のみの支払いを受けている
- ・ 外国航路を航行する船舶の乗組員で1ヶ月を超える期間以上乗船するため慣行として給与の支払いが不定期である者
- ・ 年度途中で退職したこと等により給与の支払いを受けなくなった者

特別徴収義務者が申告する普通徴収の理由について

- 特別徴収の一斉指定を行っている都道府県(24団体)間においては、以下のとおり、普通徴収を申告する際の理由が異なる場合がある。

【普通徴収を申告する際の理由一覧】 (n=24)

従業員が2人以下	18団体
他の事業所で既に特別徴収を行っている	23団体
毎月の給与が少額	20団体
給与の支払いが不定期	22団体
個人事業主の専従者となっている給与所得者	19団体
退職者又は退職予定者	24団体
その他	6団体

※「その他」は、「雇用契約期間が1年未満の者」や「休職者」等

※また、理由を選択肢としている場合、当該理由に対応する記号(①、ア、普A等)が異なっている場合もある。

- そのため、特別徴収義務者は、都道府県間で普通徴収を申告する理由が異なる場合を考慮して、必要に応じて自治体ごとに当該理由を確認する事務が発生し、負担となっているとの声がある。

地方税制に関する要望書

(平成29年7月 中国都市税務協議会)

I (2) 給与支払報告書の様式変更等について

① 給与支払報告書(個人別明細書)の様式変更について

特別徴収できない従業員がいる特別徴収義務者が給与支払報告書を提出する場合、当該報告書に普通徴収の理由を記載する欄がないため、その理由を当該報告書の摘要欄へ記載してもらうなど、自治体ごとに異なる対応を特別徴収義務者に求めている。これは、特別徴収義務者に大きな負担となっているため、当該報告書の様式に、普通徴収該当理由の欄を追加すること。

② 特別徴収の例外となる普通徴収の取扱いについて

特別徴収の例外となる普通徴収の取扱いについては、各自治体において地方税法の主旨に沿った範囲で、普通徴収の理由となる要件を定めており、給与支払報告書を提出する特別徴収義務者にとって、各自治体の取扱いが相違していることが負担となっている。そのため、普通徴収の理由となる要件について、全国統一の運用となるよう国から指針等を示すこと。

普通徴収を申告する理由の統一について

- 特別徴収から普通徴収に切り替える場合については、各市区町村において、普通徴収切替理由書又は給与支払報告書(個人別明細)により特別徴収義務者から申告された理由に基づき、普通徴収とすることが妥当か判断している。
- 仮に、様式改正により、普通徴収を申告する理由の統一を図った場合、以下について留意する必要がある。
 - ・ 特別徴収義務者が選択可能な普通徴収の申告理由については、前ページの理由一覧のとおり各都道府県において異なっている場合があるため、地方団体の意見を聞きながら、どの範囲まで設定するか検討する必要がある。
 - ・ 市区町村において、特別徴収義務者から申告された理由に基づき普通徴収とするか否かを判断することとなるにも関わらず、様式上、普通徴収の申告理由を選択肢とする場合に、当該選択肢に該当することが普通徴収が認められる要件と特別徴収義務者に誤認されないよう留意する必要がある。
- 上記を踏まえ、地方団体の意見を聞きながら、書面及び電子(eLTAX)において統一を図るか、又は電子(eLTAX)においてのみ統一を図るか等について議論を深めることとしてはどうか。

普通徴収切替理由に係る論点整理

- 特別徴収義務者が従業員を普通徴収に切り替える申出を行う際、次に掲げる2つの事項に関して、特別徴収義務者から事務負担となっているとの声が寄せられているところ。
 - ① 課税庁たる各市区町村において、地方税法に則り普通徴収を認める要件を設けていることから、当該要件が異なる場合がある。
 - ② 上記で述べた要件を定めている市区町村に対し、特別徴収義務者が該当する要件を選択することとなるが、要件の選択肢に対応する符号(a,b,c…、1,2,3…、普A,普B,普C…等)が異なる場合がある。



> ①に関して

地方税法第321条の3の規定は、「支給期間が1月を超える期間により定められている給与のみの支払を受けていることその他これに類する理由があることにより、特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除き、」特別徴収によることとしているところ。

当該規定に基づき、課税庁たる各市区町村は、納税者の徴税上の負担等を鑑み、普通徴収を認める要件を設けている(又は個別判断をしている)が、この認定要件の統一を行うことは課税実務の混乱を招きかねないことから適当ではないと考える。

> ②に関して

特別徴収義務者が給与支払報告書を提出する際、従業員を普通徴収に切り替える申出理由(符号を含める)を様式上統一することは課税実務に影響が少なく、特別徴収義務者の利便性の向上に資するのではないか。

普通徴収に切り替える申出理由の様式統一について

- 2ページ「②に関して」については、「(1) 省令様式(給与支払報告書(総括表・個人別明細書))の改正及び(2) eLTAXのフォーマットの変更」により、普通徴収に切り替える申出理由を統一することが考えられる。

(1) 省令様式(総括表・個人別明細書)の改正

2ページ「①に関して」のとおり、普通徴収を認める要件の統一を行うことは適当ではないと考えられる。

第2回検討会で述べたとおり、仮に、省令様式の改正により統一を図った場合、様式上で普通徴収の申出理由を選択肢とすると、当該選択肢に該当することで普通徴収が認められる要件と特別徴収義務者に誤認される懸念がある。

また、書面の給与支払報告書(総括表)や省令外様式である普通徴収切替理由書については、独自の様式を設けて運用しているケースも多く、統一を図った場合の影響が大きいと想定されるとともに、書面様式の統一を図ったとしても独自に項目を追加する市区町村が出てくれば、結果として様式の統一が図られない。

(2) eLTAXのフォーマットの変更

eLTAXを利用した給与支払報告書の電子的提出を行う場合、現在、同報告書のフォーマットがシステムで制御されているため独自様式を設けることはできず、給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄に、普通徴収に切り替える申出理由を記載させるケースがある。

すでにフォーマットが統一されていることから、普通徴収の申出理由の選択肢を設定した場合も、省令様式の改正と比較して影響が小さいのではないかと考えられる。

なお、eLTAXのフォーマットの変更による場合も、フォーマット上で普通徴収の申出理由を選択肢とすると、当該選択肢に該当することで普通徴収が認められる要件と特別徴収義務者に誤認される懸念はあるため、当該選択肢に該当しても普通徴収に認められない場合があることを丁寧に周知する必要がある。

➡ 以上のことから、省令様式の改正は行わず、eLTAXのフォーマットの変更により統一を図ることが妥当と考えられる。

普通徴収切替理由の選択肢について①

- 各市区町村において申出理由に基づき普通徴収とするか判断することを前提に、その判断材料としての特別徴収義務者からの申出理由を、多くの市区町村が現に設定している申出理由の状況(※)を踏まえ、以下のとおり政令市に提示し、意見照会を行った。

【申出理由(案)】

- A 他の事業所で特別徴収(乙欄適用者)
- B 毎月の給与が少なく税額が引けない
- C 給与の支払が不定期
- D 事業専従者(個人事業主のみ対象)
- E 退職者、退職予定者(5月末日まで)、休職者
- F 総従業員数が2人以下(上記「A」～「E」に該当する全ての従業員数(他市区町村分を含む)を差し引いた人数)

(※) 普通徴収切替理由を設定している政令市及び県庁所在市の状況
 <左記の申出理由(案)の選択肢を採用する団体数はそれぞれ以下のとおり>
 A: 41団体、B: 35団体、C: 39団体、
 D: 27団体、E: 41団体、F: 27団体
 (上記以外の選択肢)
 雇用期間1年未満: 4団体、その他: 1団体
 (n=41)

【主な意見とそれに対する考え方】

意見	考え方
当市では〇〇という選択肢を普通徴収として認めていないため、理由に入れないでほしい。	あくまでも選択肢は特別徴収義務者が申出を行う理由であり、その理由に該当することで直ちに普通徴収が認められるわけではないが、統一を図る際の課税実務への影響を考慮し、地方団体の意見を踏まえつつ検討を行うこととした。
当市の選択肢と内容は同一だが、順序が異なる。(Fの選択肢を一番上にしているケースが多い。)	当該選択肢の内容がA～Eの該当人数を差し引くこととなるため、先にA～Eの選択肢を提示することが妥当ではないか。
Bの選択肢について、具体的な給与支払額を示してほしい。	当該選択肢は、給与所得が特別徴収税額よりも少なく、天引きが困難であることを想定しているため、具体の金額は示すことで、かえって誤解を招くこともあり得る。なお、非課税基準額を指標とし、明記している市区町村もあると承知しているが、基準額が各市区町村で異なっていることを考慮する必要がある。

※上記以外に、「eLTAXのフォーマットにおいて符号をプルダウン形式とすれば、確認事務の効率化等につながるため、検討いただきたい。」などの意見があった。

普通徴収切替理由の選択肢について②

- 申出理由の統一については、
- ・ 当該申出理由に基づき、各市区町村が普通徴収とするか判断することを前提としつつも、各市区町村の判断基準が、統一された申出理由に収束していき、**事実上の基準となる可能性があること**
 - ・ 申出理由を統一した後に変更を行う場合、**選択肢の追加と比較して**選択肢を削除することについては、関係者の合意が得られにくいと考えられること****
から、**慎重に検討する必要がある。**

案1(選択肢を最小とする案)	案2(案1をベースに「その他」を設ける案)	案3(最大公約数的に選択肢を設定する案)
A 他の事業所で特別徴収(乙欄適用者) B 毎月の給与が少なく税額が引けない C 給与の支払が不定期 D 退職者、退職予定者(5月末日まで)、 休職者	A 他の事業所で特別徴収(乙欄適用者) B 毎月の給与が少なく税額が引けない C 給与の支払が不定期 D 退職者、退職予定者(5月末日まで)、休職者 E その他 (「E その他」の例) ・ 事業専従者(個人事業主のみ対象) ・ 総従業員数が2人以下(上記「A」～「E」に該当する全ての従業員数(他市区町村分を含む)を差し引いた人数)	A 他の事業所で特別徴収(乙欄適用者) B 毎月の給与が少なく税額が引けない C 給与の支払が不定期 D 事業専従者(個人事業主のみ対象) E 退職者、退職予定者(5月末日まで)、 休職者 F 総従業員数が2人以下(上記「A」～「E」に該当する全ての従業員数(他市区町村分を含む)を差し引いた人数)
案1の考察	案2の考察	案3の考察
○ 地方税法に基づいた運用に近く、特別徴収の推進に資するのではないかと。 × すでに、「事業専従者」等を選択肢に含んでいる市区町村への影響があるのではないかと。(ただし、事業専従者を雇用する個人事業主のeLTAX利用率を考慮すると、フォーマット上の申出理由の統一の影響は大きくないのではないかと。)	○ 「その他」については、普通徴収に認められない場合があると明記すれば、現行の運用への影響を小さくすることができないかと。 × 特段の理由なく「その他」を選択するケースが多くなることとならないかと。 × 「その他」の理由を任意記載とした場合、特別徴収義務者及び市区町村等の事務効率化につながらないのではないかと。	○ 全国状況を踏まえて、最大公約数的に選択肢を統一しているため、全体としての影響は小さいのではないかと。 × 地方税法に基づき、「事業専従者」等を普通徴収に認めていない市区町村は、特別徴収の原則に沿った運用をしてきたにも関わらず、申出理由を認めないことについて、説明責任を果たす負担が生じるのではないかと。 ※ なお、選択肢Fについては、申出理由とはいえ、地方税法の規定からすると、全国の市区町村が用いるeLTAX様式において明示することが適当か。

参考資料

給与支払報告書(総括表)※省令様式

給与支払報告書(総括表)

種別 整理番号

平成 年 月 日提出

給与の支払期間 給与支払者の 個人番号又は法人番号	平成 年 月分から 月分まで	提出区分	年間分 退職者分
フリガナ 給与支払者の 氏名又は名称		事業種目	
所得税の源泉徴収 をしている事務所 又は事業所の名称		受給者 総人員	人
フリガナ		報告人員	人
同上の所在地		報告人員のうち 退職者人員	人
給与支払者が 法人である場合 の代表者の氏名		所属 税務署	税務署
連絡者の氏名、 所属課、係 氏名 課 係 (電話)		給与の支払方法 及びその期日	
特別徴収税額の 払込みを希望する 金融機関	(名称)	(所在地)	

第十七号様式(用紙日本工業規格A5)(第十条関係)

給与支払報告書(総括表)※eLTAX様式

給与支払報告書(総括表)

平成 28年分 給与支払報告書

種別 整理番号

平成 29年10月11日提出

大塚市長 殿

給与の支払期間 個人番号又は法人番号	平成 28年01月分から 12月分まで	提出区分	<input type="checkbox"/> 年間分 <input type="checkbox"/> 退職者分
フリガナ	試験太郎	事業種目	
給与支払者の 氏名又は名称	試験太郎	受給者総人員	1,000人
所得税の源泉徴収 をしている事務所 又は事業所の名称		報告人員	5人
フリガナ	トウキョウト	報告人員のうち 退職者人員	5人
同上の所在地	東京都江東区	所属税務署名	大塚税務 税務署
給与支払者が法人で ある場合の代表者の 氏名		給与の支払方法 及びその期日	
連絡者の氏名、所属 課、係及び電話番号		(所在地)	
特別徴収税額の払込 金を希望する金融機 関		(支店名)	
給与の支払方法 及びその期日		(電話)	
給与支払者 の氏名		(電話)	

(出典:一般社団法人地方税電子化協議会)

給与支払報告書(総括表)※独自項目追加

○ 給与支払報告書(総括表)

〇〇市長様 平成 年 月 日提出

フリガナ 給与支払者 所在地(住所)	(〒 -)	※ 指定番号	
フリガナ 名称 又は 氏名		事業種目	
給与支払者の個人 番号又は法人番号		受給者 総人員	人
代表者の 職氏名印		概要	
連絡者の 所属部署 氏名及び 電話番号	(- -) 内線 () 番	〇〇市 報告人員	
税理士 事務所	(- -)	一般(在職者)	人
		退職(予定)者	人
		乙欄等	人
		合計	人

法定提出期限 平成〇年1月31日

(出典:岩手県HP)

平成 年度(年分)給与支払報告書(総括表) 1月31日までに提出してください。

追加 平成 年 月 日提出

特別徴収義務者指定番号

訂正 1 給与 支払 期間	平成 年 月分から 月分まで	10 提出区分	年間分 退職者分
2 個人 番号 又は 法人 番号		11 給与 支払 の 方法 及び 期日	
3 郵便 番号	〒 -	12 事業 種目 その 他必 要な 事項	
4 (フリ ガナ) 所 在 地 (住 所)	電話() -	13 報 告 区 域 市 区 町 村 数	
5 (フリ ガナ) 名 称 (氏 名)		14 受 給 者 総 人 員	人
6 代 表 者 の 職 氏 名 印		15 特 別 徴 収 (給 与 天 引)	人
7 経 理 責 任 者 の 氏 名	係 氏名	16 普 通 徴 収 切 替 理 由 書 の 合 計 人 数	人
8 連 絡 者 の 係 及 び 氏 に 関 する 金 庫 機 関 の 名 称 及 び 所 在 地	番 内線()	17 所 属 税 務 署 (名称)	税務署
9 会 計 事 務 所 等 の 名 称 及 び 電 話 番 号	() - 番	払 込 を 希 望 す る 金 庫 機 関 の 名 称 及 び 所 在 地	
		納 入 書	要・不要

*普通徴収とする場合は、普通徴収切替理由書の提出が必要です。

(出典:千葉県HP)

普通徴収切替理由書例

平成 年 月 日

29 **個人住民税普通徴収への切替理由書**

●●市(町)

理由

a. 【 人】乙欄適用で他事業所で特別徴収されている

b. 【 人】給与が支給されない月がある

c. 【 人】事業専従者のみ(全従業員が事業専従者のみの場合に限る)

d. 【 人】退職予定者(5月末までに退職予定の者)

合計【 人】

上記の理由により、普通徴収に切替を願います。

(事業所番号) _____ 事業所名 _____ 印 _____

この紙の下は、市町民税・県民税を給与から徴収できない方(上記理由a～d)の給与支払報告書(個人別明細書)を綴ってください。

<留意点>

- この「仕切り紙(退職者用)」及び「個人住民税普通徴収への切替理由書」は、給与支払報告書を提出するときに普通徴収への切り替えが必要な場合に使用するものです。
- 給与支払報告書を送付した後は、異動届の「その他」欄に理由を記入のうえ報告してください。
- 個人住民税普通徴収への切替理由書の該当する項目(a～d)の【 人】に人数を記入してください。
- 個人住民税普通徴収への切替理由書の項目に該当しない場合は、パート・アルバイトも原則特別徴収をしていただかなければなりません。
- 綴る順番は、上から順に①給与支払報告書(総括表)②仕切り紙(特別徴収用)③給与支払報告書(個人別明細書:特別徴収分)④仕切り紙(退職者用)⑤給与支払報告書(個人別明細書:退職者分)⑥個人住民税普通徴収への切替理由書⑦給与支払報告書(個人別明細書:個人住民税普通徴収への切替理由書分)としてください。

(出典:三重県HP)

普通徴収切替理由書(兼仕切書(紙))

市区町村名	指定番号	
事業者名		

符号	普通徴収切替理由	人数
普A	総従業員数が2人以下 (下記「普C」～「普F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	人
普B	他の事業所で特別徴収 ()	人
普C	給与が少なく税額が引けない (年間の給与支給額が00万円以下)	人
普D	給与の支払が不定期 (例:給与の支払が毎月でない)	人
普E	事業専従者 (個人事業主のみ対象)	人
普F	退職者、退職予定者(5月末日まで) 及び 休職者	人
合 計		人

○ 普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に該当する符号(普A、普Bなど)を記入してください。

○ この普通徴収切替理由書の提出がない場合、原則どおり、特別徴収対象者となります。

○ 符号「普F」欄の休職者とは、休職により4月1日現在で給与の支払を受けていない場合に限りです。

(出典:東京都他HP)

給与支払報告書の提出例

4 給与支払報告書の提出

事業者(給与支払者=特別徴収義務者)は、毎年1月31日までに、従業員(給与所得者=納税義務者)が1月1日時点でお住まいの市町村(住民税担当課)に「給与支払報告書(個人別明細書)」、「給与支払報告書(総括表)」及び「普通徴収切替理由書兼仕切書」(普通徴収に該当する従業員がいる場合)を提出します。

普通徴収に該当する従業員がいる場合は、その従業員の「給与支払報告書(個人別明細書)」の摘要欄に「普通徴収切替理由書兼仕切書」の該当理由の符号を記載するとともに、「給与支払報告書(総括表)」の「普通徴収者(個人納付)」欄に該当人数を、「普通徴収切替理由書兼仕切書」の「人数」欄に理由ごとの該当人数を記載して、必ず提出してください。

なお、年の途中で退職した方についても提出してください。

提出の際には、以下を参照に綴って提出してください。

次の①～④の順に綴ってください。

- ① 給与支払報告書総括表
- ② 個人別明細書(特別徴収分)
- ③ 普通徴収切替理由書兼仕切書
- ④ 個人別明細書(普通徴収分)

特別徴収者(給与引去り)と普通徴収者(個人納付)の内訳を忘れずに記載してください。(該当者がいない場合は、お手数でも「0人」と記載してください。)

普通徴収に該当する従業員がいる場合は、理由ごとの人数を記載し、必ず提出してください。また、個人別明細書の摘要欄にも該当理由の「符号」を必ず記載してください。

※ eLTAX(エルタックス/電子申告)で提出する場合、普通徴収に該当する従業員がいる場合は、次のとおり対応いただくようお願いいたします。

- ① 普通徴収切替理由書の「普A 総従業員数が2人以下の事業者」に該当する事業者は、全ての従業員の「給与支払報告書個人別明細書」の「摘要」欄に符号「普A」を入力するとともに、「普通徴収」欄にチェックを入力してください。
- ② 普通徴収切替理由書の「普B 他の事業所で特別徴収が行われている者」から「普F 退職者及び退職予定者」までに該当する従業員は、「給与支払報告書個人別明細書」の「摘要」欄に該当理由の符号(「普B」～「普F」)を入力するとともに、「普通徴収」欄にチェックを入力してください。
- ③ eLTAXで提出する場合は、「普通徴収切替理由書兼仕切書」の提出は不要です。

◆ eLTAX(エルタックス)の利用に関するお問合せ先

一般社団法人地方税電子化協議会

(電話) 0570-081459 (全国一律通話料)

03-5500-7010 (IP電話、PHS用)

※ 受付時間 9:00～17:00(土日祝日、年末年始を除く)

(ホームページ) <http://www.eltax.jp>

(出典:群馬県「個人住民税特別徴収の事務手引き」)

久喜市における 「個人住民税の特別徴収推進」 に関する取組について

【平成29年度第2回個人住民税検討会】

平成29年11月7日

埼玉県 久喜市 財政部 市民税課



1. 埼玉県特別徴収一斉指定の経緯

給与所得に係る特別徴収制度の法的根拠

納税義務者が給与所得者である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市町村民税のうち前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を、**特別徴収の方法により徴収するものとし（法321の3①）**、当該納税義務者に対して給与の支払いをする際の所得税の源泉徴収義務者を**特別徴収義務者**として指定し、これに**徴収させなければならない（法321の4①）**。

「特別徴収は任意で行うもの」といった**誤解等**により、普通徴収を採用している事業所も少なくなかった。

このため、**特別徴収未実施の事業所**に対する特別徴収徹底の取組として、「正しい制度やメリット等を周知**＋一斉指定**」により、徴収率を上げる！

正しい制度

- ・特別な事情を除き、特別徴収しなければならない

従業員の
メリット

- ・納税する手間が省ける
- ・1回あたりの納付額が少なくなる
- ・納付漏れがなくなる

事業者の
負担少

- ・税額計算をする必要がない
- ・納期の特例がある

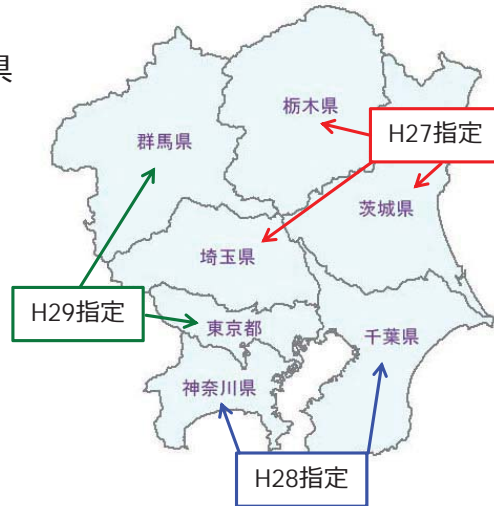
納税の
利便性
向上

滞納の
防止

徴収率
上昇

2. 東京都と近隣県での一斉指定の状況

- 平成27年度
埼玉県、茨城県、栃木県
- 平成28年度
神奈川県、千葉県
- 平成29年度
群馬県、東京都



近隣都県でも
一斉指定されると...



その近隣都県内の事業所に勤務している多くの納税義務者
に対して課税する個人住民税の**特別徴収が増加**し、更なる
徴収率の上昇が見込まれる！！

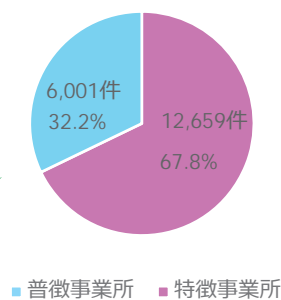
2

3. 一斉指定前後の本市の状況

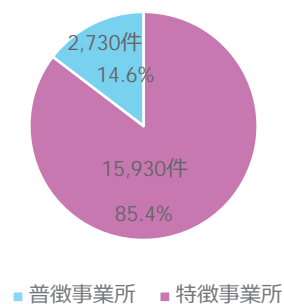
(1) 特別徴収義務者の推移 (全体の事業所数：18,660件)

【一斉指定前：H26】

【一斉指定後：H27】



一斉指定後は...



誤解等をしていた事業所は特別徴収義務者に指定

一斉指定の結果、「特別徴収は任意で行うもの」といった
誤解等により普通徴収だった事業所は、**本来特別徴収をしなければならぬ事業所として、特別徴収義務者に指定した。**

3

3. 一斉指定前後の本市の状況

(2) 特別徴収の納税義務者の推移

【一斉指定前：H26】

【一斉指定後：H27】



残ったのは普徴切替理由に該当するもののみ

退職者や休職者等の例外として普通徴収が認められる場合に該当するものを除き、**本来特別徴収しなければならない納税義務者は、特別徴収として賦課決定した。**

4

4. 本市の一斉指定の実施内容

(1) 特別徴収指定予告書の送付

平成26年10月1日に特別徴収義務者として指定する旨の予告書を発送。

《発送件数内訳》

発送区分		発送件数
埼玉県内	久喜市内	1,837
	久喜市外	2,004
埼玉県外		2,160
合 計		6,001

(2) 徴収区分の決定方法の変更

給与支払報告書の摘要欄等に「普通徴収希望」と記載があった場合

一斉指定前：止むを得ず普通徴収

一斉指定後：正当な普通徴収切替理由がないものは特別徴収

(3) 平成27年度当初賦課での一斉指定

以上の作業を経て、賦課決定を行い、特別徴収事業所に対して特別徴収税額決定通知書を送付し、特別徴収義務者として指定した。

5

5. 一斉指定の反響

(1) 各事業所からのご意見

従業員の異動が比較的多いと思われる事業所から、「従業員が頻繁に変わるため、給与からの特別徴収は難しい」等のご意見があった。

→粘り強く説明し、ご理解いただく。

(2) システム準備による特別徴収の猶予

一部の事業所から、「給与支払システムが特別徴収に対応していない」とのご連絡があった。

→システム改修完了後の年度から特別徴収を必ず実施する旨の「特別徴収実施困難理由届出書」をご提出いただいた上で、特別徴収を猶予した。

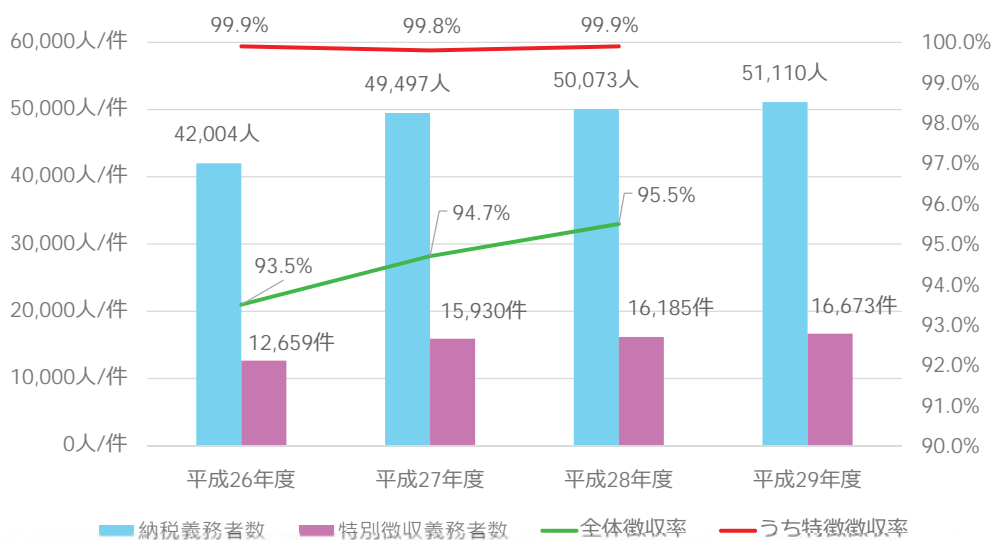
システムが対応
していないぞ...



6

6. 特別徴収義務者等と徴収率の増加

(1) 特別徴収義務者等と徴収率の推移

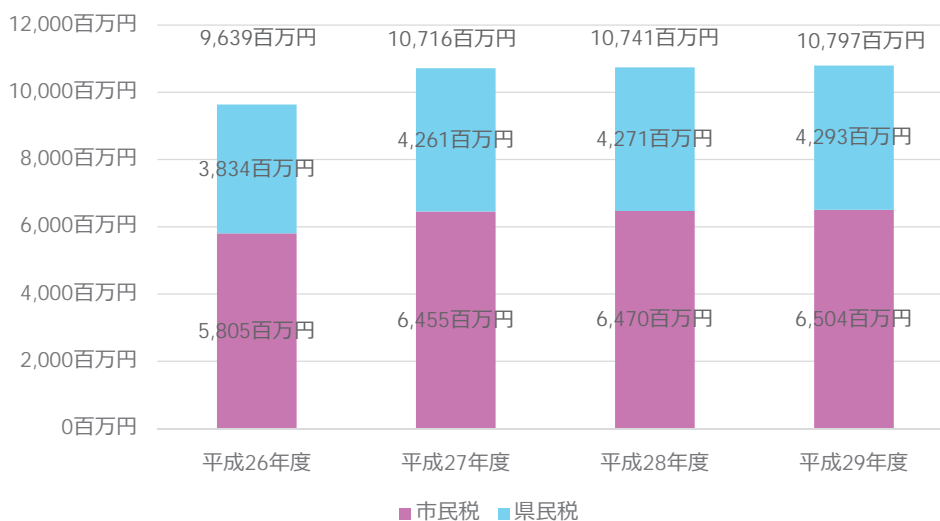


4年で特別徴収義務者数が31.7%増
特徴納税義務者数が21.6%増
全体徴収率が 2.0pt増

7

6. 特別徴収義務者等と徴収率の増加

(2) 特別徴収税額の推移



4年で特別徴収税額が12.0%増

8

7. 実務上の工夫

(1) 紐付け誤りの防止のための宛名の詳細化

正確に特別徴収義務者の担当部署に送達し、特定個人情報等の漏えいを特に防止する。

《例》 変更前：「〇〇市役所」

変更後：「〇〇市役所 総務部 人事課」

(2) 苦情等の情報共有

埼玉県内の取組として、特別徴収を拒否している事業所の情報を県内全市町村と共有し、その事業所からの苦情等について各市町村での対応を統一する。



統一した対応
をしなきゃ...

9

8. 課題

(1) 給与支払報告書（総括表）の統一

現状、自社製のものを含め、総括表の様式が統一されていないため、徴収区分が判然としないものがあり、特別徴収対象者の特定に時間がかかる。

人数欄を設けることで統一し、時間短縮+労力削減！

(2) 地方税ポータルシステム（eLTAX）の更なる活用

現状、普通徴収分の給与支払報告書を提出する際は、個人別明細書に「普通徴収フラグ」を立てるのみで、その理由の記載欄がない。

理由欄を設けることで、理由が未記載又は理由が認められないものは特別徴収にする。

(3) 郵送料が増加

マイナンバーを記載することにより、普通郵便から簡易書留等へ郵送方法を変更したため、郵送料が増加している。

(4) 特別徴収拒否事業所の解消

頑なに特別徴収を拒否し続ける事業所がまだ存在する。

埼玉県内では公共工事等の入札条件に特別徴収の実施を義務付け、一定の効果あげている。

10

9. 今後の展望

現状

特別徴収税額決定・変更通知書へのマイナンバーの記載について、様々なご意見が寄せられている。

書類の管理が大変だなあ...



今後

マイナンバーの利活用

納税義務者用の特別徴収税額決定・変更通知書の電子化 etc...

スマホで課税明細が確認できた！



全国的に特別徴収の更なる推進を！！

11

第3回 個人住民税検討会

議題 個人住民税の特別徴収推進について

横浜市 税務課長 室 雄司
平成30年1月30日

個人住民税の特別徴収推進について

(はじめに)

- 今回、提示された議題は、本市における個人住民税の特別徴収に係る事務やシステムを前提とした内容であり、現時点で把握している情報をもとに記載させていただいた。
- なお、文中に記載した課題点については、私見であることをあらかじめご了承ください。

1 本市における特別徴収推進への取組の経過

年度	取組に係る主なトピック
24年度	特徴義務者指定に向けた具体的な取組を開始(関係団体への広報、給報へのチラシ同封、税理士会会合での勧奨など)
25年度	神奈川県地方税収対策推進協議会総会にて「個人住民税における特別徴収の完全実施に向けた行動指針」に合意→目標:平成28年度までに県内全市町村で特別徴収の完全な実施を目指す 市町村単独の取組から、オール神奈川での取組に
26年度	神奈川県(地方税収対策推進協議会)『個人住民税特別徴収推進の「オール神奈川宣言」』を採択(26年7月) ・「県内の33市町村すべてにおいて、平成28年度までに、特別徴収義務者となるべき事業者に対して、特別徴収義務者の指定(特別徴収税額の通知)を行います。」 九都県市(九都県市首脳会議)「個人住民税の特別徴収推進に関する共同アピール」を発表(26年11月) ・九都県市が連携協力して、個人住民税の特別徴収を推進

【本市における具体的な取組事項】

	実施時期	取組内容
25年度	9月～12月	市内の給与支払者に指定予告案内文送付(約21,000件)
	10月～	アンケート調査実施(2,000件)
	11月～	年末調整説明会での制度説明
	12月	コールセンターによる個別の電話案内(約7,000件)
26年度	10月	市内の給与支払者(一部の小規模事業者等を除く約14,000件)に指定事前(予告)通知発送
	10月～11月	年末調整説明会、税理士会各支部等での制度説明
	11月	市外の給与支払者等(約23,000件)に指定予告案内の発送
	1月～3月	給報処理(市内特別徴収義務者指定)
27年度	5月	市内の給与支払者(一部の小規模事業者等を除く。)を特別徴収義務者に指定(特別徴収税額通知書を発送)
	5月、11月、1月	九都県市共同広報(トレインチャンネル)
	10月～11月	年末調整説明会、税理士会各支部等での制度説明
	11月	市外の給与支払者等に指定事前(予告)通知発送(約17,000件)
28年度	1月～3月	給報処理(市外特別徴収義務者指定)
	5月	市外特別徴収義務者を指定(特別徴収税額通知書を発送)

※ 上記以外に、法人会等の税務協力団体の広報誌掲載など制度周知等を実施(24年度～)
 (注)①指定予告案内...翌々年度から特徴義務者に指定する旨の事前案内(指定の前々年度に実施)
 ②指定予告通知...翌年度から特徴義務者に指定する旨の事前通知(指定の前年度に実施)

3

2 特別徴収推進の状況

H27の市内事業者の一斉指定、H28の市外事業者一斉指定、H29の東京都の一斉指定により、特別徴収実施率(全給与所得者数に占める特別徴収納税義務者数の割合)は順調に上昇してきた。

しかしながら、同一の経済圏における自治体の一斉指定が完了したため、今後の伸びは微増にとどまることが想定される。

【参考1】特別徴収実施率の推移

	給与所得者数	納税義務者数	特別徴収実施率	県実施率
H26	1,490,091	1,116,363	74.9%	72.8%
H27	1,505,988	1,193,042	79.2%	76.3%
H28	1,531,989	1,246,826	81.4%	80.5%
H29	1,552,232	1,281,216	82.5%	81.7%
H28からの増	20,243	34,390	1.1ポイント	1.2ポイント

【参考2】特別徴収義務者数の推移

	H26	H27	H28	H29
特徴義務者数	159,808	185,507	217,549	220,484
うち課税のあるもの	114,018	129,153	139,440	144,751
前年比増数	8,895	25,699	32,042	2,935
うち課税のあるもの	2,695	15,135	10,287	5,311

4

3 特別徴収推進の取組に係る課題

(1) 普通徴収切替理由(緩和条件)や様式の統一

特別徴収制度の周知・理解の拡大にあたっては、少なくとも**共通した経済圏において取扱いに差異のないこと**が、事業者の利便性の観点及び自治体側での対応等において必要となる。

広域での取扱いの統一は調整に一定の時間を要するため、十分な準備期間をとり、その趣旨等を理解してもらうとともに、原則としての位置づけと、各自自治体で任意に調整できる内容の整理が必要となる。

※九都府県(東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・横浜市・川崎市・相模原市・さいたま市・千葉市)で、東京を中心とした首都圏域における事業者の利便性の向上のため、様式の統一化を実施しているが、調整には複数年を要している。

(2) 給与支払報告書の提出方法(電子と紙媒体)による取扱いの差異

紙媒体で給与支払報告書(以下、給報という。)を提出する事業者については、普通徴収切替理由書を特徴対象の従業員と普徴対象の従業員の給報の仕切紙として提出させている。

一方、電子(eLTAX)で提出する場合は、次の理由などから、**取扱いに差異が生じている**。

- ①添付ファイルの確認が容易でない(1件ずつファイルを開き、確認しなくてはならない)ため、提出を強く求められない
- ②備考欄にコードの記載を求めている自治体もあるが、必須項目にはできない(現に拒否する事業者がある)

また、eLTAXの給与支払報告書のレイアウトに普通徴収を希望するサインがあるため、そちらのみに記入が行われた場合、理由を確認できない状況にあることから、結果として**理由なしに普通徴収を認める状況**になっている(ただし、紙媒体の場合も切替理由書に記載された内容の確認を全件行うことはできないため、事業者側の言い分がそのままになっているケースもあることは否めない。)

(3) 実務レベルでの課題

特徴義務者の指定の後に、異動届により変更を求められるケースが増加している。

→特徴推進により**異動届に係る事務量が増加**

また、大都市圏域では、雇用形態の多様化により、派遣社員など、必ずしも通年で給与を受けていない方のように、給与所得者ではあるが**特徴が実施できない方が増加傾向**にあり、一定程度まで上昇した実施率をさらに引き上げていくのは難しい状況にある。

5

4 全国的な普通徴収切替理由(緩和条件)や様式の統一について

(1) 統一の実施(統一基準の採用)について

単純に考えると、一部の全国的規模の企業を除き、共通した経済圏内にある自治体で統一基準が採用されていれば大きな問題はなく、全国的に統一する必要はない。

一方で、課題に挙げたように、紙媒体と電子との差異が生じていることは事実であり、全国的に電子化を推進していく方向性が示されている中で、**緩和条件についても電子データに取り込んで特徴推進に取り組む、ということであれば、理由ごとの符号(コード)の統一化は必須**となる。

ただし、すでに都道府県レベルで様式や条件の統一を実施し、複数年を経過している場合、変更が影響するのは自治体側だけでなく、事業者側にも及びことを考慮し、事前の周知などについて十分な期間を取る必要がある。

(2) 統一基準の位置づけ

普通徴収切替理由は、法的に定められた要件とは別に、事業者の利便性に考慮するための緩和条件として設けられたものになるため、規則様式などに格上げしていくことは困難と考える。

統一基準については、あくまで全自治体の合意により全国規模で行われるという形で整理しなくてはならないことから、国による技術的助言等を受けた都道府県が、各自自治体内の調整を行った後、合意に至る、という手順を進めることが望ましい。

ただし、その際は特徴推進の動きに逆行しないよう、現状よりもさらに緩和された条件とならないよう注意する必要がある。

なお、そもそも緩和条件は法的に定められた要件ではないため、あくまで一時的に自治体側の判断により認めているものであるが、全国的に統一することにより、**法に定めのない例外を恒久的な取扱いとして認めてしまうことにならないのかについて、きちんと整理する必要がある**。

6

4 全国的な普通徴収切替理由(緩和条件)や様式の統一について

(3) 統一基準の具体的な内容

現在、普通徴収切替理由の統一を行っている自治体で採用している具体的な条件(理由)については、それほど大きな差異があるものではない。

しかしながら条件に対応した符号(コード)は大きく異なっている。

条件の主なものは次のとおり。

普通徴収を認める要件	
1	給与受給者総数が2人以下
2	他の事業所で特別徴収(乙欄適用者)
3	毎月の給与が少なく税額が引けない
4	給与の支払が不定期
5	事業専従者(個人事業主のみ対象)
6	退職者、退職予定者(5月末日まで)、休職者

上記以外について条件を定めている自治体も一部あるが、内容的には上記の条件に組み込むことが可能なものがほとんどである(例:鹿児島県で採用している「外国航路を航行する船舶の乗組員で、1月を超える期間以上乗船」などは給与支払不定期(上記の4)に統合が可能と考える。)

一方で、上記にある条件を採用していない自治体については、理由を取らずともこれまでも普通徴収を認めていたのではないかと考えられることから、新たに普通徴収を認める条件を追加することになるケースはほとんどないものとする。

しかしながら、統一基準を設けた場合、このような自治体においては新たに条件を追加することになるため、周知や自治体内部の対応のために十分な期間を取る必要がある(事務の取扱いだけでなく、システムで符号の取込みなどに対応している場合は改修が必要になる可能性がある。)

また、すでに統一基準の導入から複数年を経過している自治体も多いことを鑑み、自治体数や規模、抱える特別徴収義務者数等に配慮した符号の設定が必要と考える(公平性を重視して全ての自治体で対応を要する形で整理することは、新たな符号に対応しなければならない事業者をいたずらに増やすとともに、自治体側の事務の効率性からも疑問。)

7

4 全国的な普通徴収切替理由(緩和条件)や様式の統一について

【参考】政令市所在道府県及び東京都のコード比較(インターネットによる確認)

都道府県	給与受給者数 2名以下	他の事業所で特徴 (普徴)・乙欄	給与少額	給与支払 不定期	事業専従者 (個人事業主)	退職者・ 退職予定者	その他
北海道(札幌市)		5	1(少額) 3(非課税限度額)	2	4	6	7(雇用期間1年以内) 8(その他)
北海道(旭川市)	普A	普B	普C	普D	普E	普F	
北海道(上川町)	a	b	c(非課税限度額) d(少額)	d	e	f	
宮城(塩竈市)		③	②	①	④	⑤	
宮城(石巻市)	普A	普B	普C	普D	普E		
宮城(白石市)	普D	普B	普E	普C		普A	
新潟県		1		2	3	4	
九都県市 (茨城・栃木・群馬・ 山梨・長野の関東甲信で同一)	普A	普B	普C	普D	普E	普F	
静岡県(静岡市・浜松市)	普A	普B	普C	普D	普E	普F	
静岡県(富士宮市)	a	b	c	d	e	f	
愛知県(岡崎市)	A(3名)	B	C	D	E	F	
愛知県(豊橋市)	A	G	B	C	D	E(予定、休職) F(退職)	
京都府	f	d	b	c	e	a	a(雇用期間1年未満)
大阪府		d	b	c		a	
兵庫県		d	b	c		a	
岡山県	A	B	C	D	E	F	G(雇用期間1年未満)
広島県(広島市)	1	2	3	4		5	
福岡県	F	D	C	B	E	A	
熊本県(熊本市)	E	B	C	C	D	A	
熊本県(八代市)	e	b		c	d	a	
熊本県(水俣市)	a	b	c	d	e	f(予定) g(退職)	
(参考)鹿児島県	C	G	E	F		D	A(給与支払期間1か月超) B(外国航路船員支払不定期)

※1 北海道、宮城県、静岡県、愛知県、広島県、熊本県は道県内統一様式・基準なし

※2 九都県市(東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・横浜市・川崎市・相模原市・さいたま市・千葉市)

8

5 今後について

(1) 統一基準について

特徴推進を全国的に進める、かつ今後の電子化推進という方向性を鑑みた場合、普通徴収切替理由の統一化(統一基準の採用)を行うほうが望ましいと考える。

ただし、統一基準の採用にあたっては、前述したとおり、その位置づけについて整理を行い、実施までに十分な周知・導入期間を設ける必要がある。

【参考】統一基準の採用に係るメリット・デメリット

メリット	<ul style="list-style-type: none">・特別徴収できない従業員について、居住自治体ごとに異なるコードを確認しながら記載しなければならない状況が解消され、事業者の利便性が向上する。・統一基準により、普通徴収を認める条件に対し自治体ごとに異なる見解が減少することで、給報提出時等の問い合わせの減少が想定される。・電子申告分の給与支払報告に新たに普通徴収切替理由の項目を導入することが容易になる(摘要欄ではなく項目追加)。
デメリット	<ul style="list-style-type: none">・すでに基準を定めて特徴推進を実施している自治体において、切替理由(及びコード)を変更するため、印刷物やホームページの改版、事業者への説明が必要となる。・普通徴収切替理由の符号(コード)を電子的にシステムに取り込んでいる場合は改修が必要になる。

なお、電子分給報においても紙媒体と同様にきちんと理由を確認して普通徴収への切り替えを認めるとする場合は、現在の「普通徴収サイン」項目を切替理由のコードを入力する形に変更する対応を図ることが望ましい(「普通徴収サイン」を残すことは特別徴収の推進に逆行していると思われる)。

(2) 統一様式について

普通徴収切替理由は、法的に定められた要件とは別に、事業者の利便性に考慮するための緩和条件として設けられたものであるため、それを記載した書類(切替理由書)を規則様式等で統一することは困難と考える。

また、使用方法を含めた注意書き(給与支払報告書の個人別明細の仕切紙として利用しているケースが多いため、記載例や書類の並び順なども指定している場合が多い。)など、各自治体の裁量で任意に変更できるほうが実務に適している。

これらを踏まえると、あくまで理由(符号)の統一のみにとどめ、様式については自治体の判断で決定していくことが望ましい(同じ経済圏にある自治体で統一を図る現在の手法で問題がない)。

9

5 今後について

(3) 電子媒体(光ディスク等)による給報提出の課題

今後の地方税の電子化を推進していくにあたり、税額通知書(納税義務者用を含む)の電子化だけでなく、特別徴収制度全体で電子化を視野に入れた対応を選択していく必要がある。

その中で、30年度政府税制改正大綱において、電子的に給与支払報告書を提出する義務を、平成33年に現行の源泉徴収票1,000枚から100枚規模に引き下げる旨が示された。

これにより電子化がさらに進んでいくものと考えられるが、一方で、eLTAXではなく光ディスクによる提出が残されたことにより、自治体側での電子化の進捗に課題が残されることとなった。

具体的には、eLTAXでの給与支払報告書については、税額通知書の電子化という対応が取れるのに対し、光ディスク等の媒体による給与支払報告書については、引き続き紙媒体での税額通知書を送付しなくてはならないため、自治体側の電子化、効率化に支障が生じる、ということである。

光ディスク等による提出を選択するか否かは事業者側に任されているため、相当規模の企業がeLTAXではなく光ディスク、場合によってはMOで提出している(H29の本市実績で旧国鉄系の某鉄道会社3,115件、某県警察7,175件など。全体で217義務者、9万5,576件)。

少なくとも、今後の電子化に向け、光ディスクによる提出について期限を切って廃止し、最終的にeLTAXによる提出にシフトしていく必要があると考える。

また、それに伴いeLTAX側のプラットフォームの改善を行うなど、事業者、自治体側双方に使い勝手の良い、効率的なシステムを構築していく必要がある。

10